

京都市久我のもり市営住宅修繕工事

ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
0 1	図面目録	2 1	1・2号棟 階段改修図（断面展開詳細図）	4 1	6・7号棟 TV共聴設備系統図
0 2	改修工事特記仕様書 1	2 2	2号棟 階段改修図（X5～X6間階段 平面図）	4 2	1号棟 TV共聴設備平面図、立面図
0 3	改修工事特記仕様書 2	2 3	2号棟 階段改修図（X5～X6間階段 断面展開詳細図）	4 3	2号棟 TV共聴設備平面図、立面図
0 4	改修工事特記仕様書 3	2 4	6・7号棟 階段改修図（平面図）	4 4	6号棟 TV共聴設備平面図、立面図
0 5	改修工事特記仕様書 4	2 5	6・7号棟 階段改修図（断面展開詳細図）	4 5	7号棟 TV共聴設備平面図、立面図
0 6	改修工事特記仕様書 5	2 6	1・2号棟 通路改修図		
0 7	附近見取図・配置図	2 7	屋根改修図 1		
0 8	整備項目・防水仕様	2 8	屋根改修図 2		
0 9	1号棟 平面図	2 9	屋根改修図 3		
1 0	1号棟 立面図	3 0	屋根現況図		
1 1	2号棟 平面図	3 1	建具案内図・建具表 1		
1 2	2号棟 立面図	3 2	建具表 2		
1 3	6号棟 平面図	3 3	受水槽ポンプ室 改修図		
1 4	6号棟 立面図	3 4	電気室 改修図		
1 5	7号棟 平面図	3 5	集会所 改修図 1		
1 6	7号棟 立面図	3 6	集会所 改修図 2		
1 7	バルコニー改修図 1	3 7	外壁補修数量表		
1 8	バルコニー改修図 2	3 8	外構図		
1 9	バルコニー改修図 3	3 9	仮設計画図（参考）		
2 0	1・2号棟 階段改修図（平面図）	4 0	1・2号棟 TV共聴設備系統図		

				京都市久我のもり市営住宅修繕工事　ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事				設計図		発注図									
				改修工事特記仕様書　1		設　計	NO.2　/　45　枚の内		令和　7　年　3　月										
				京都市住宅供給公社　維持工事課		設計変更	NO.　　/　　枚の内		令和　　年　　月										
改修工事特記仕様書																			
本工事は週休二日工事（発注者指定方式）の対象工事である。 受注者は、「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」に基づき、週休二日の現場閉所に取り組まなければならない。 週休二日の定義その他は、同要領による。																			
1. 工事概要 1. 工事名　京都市久我のもり市営住宅修繕工事 　　ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 2. 工事場所　京都市伏見区久我東町201番地1 3. 工期　　・契約の日の翌日から令和　　年　　月　　日　　まで 　　・契約の日の翌日から〇〇か月以内 　　〇着工命令の日から7か月以内 （工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約工期内に完成検査に合格しなければならない。ただし、本公社の都合により契約工期内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第33条第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については、年度末日までに完成検査に合格しなければならない。） 概成工期　令和　　年　　月　　日 概成工期　工期の末日の　　日前（休日含む） ※概成工期は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）第1章第1節1.1.2(又)による。 4. 関連工事等の調整 　本工事とは別契約の関連工事等(以下「関連工事等」という。)は次のとおりである。受注者は監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに工事全体の円滑な施工に努める。 　・電気設備工事　（ただし、仮設用及び工事は本工事に含む。　） 　・空調衛生設備工事　（　　同　　上　　） 　・その他　（　　同　　上　　） 上記のほか、工事区分表による。　（1.1.7）<1.1.7> 5. 工事種目 　・外壁改修工事 　・防水改修工事 　・塗装改修工事 　・屋根改修工事 　・BS、CSアンテナ移設復旧工事 　・その他改修工事 6. その他 ※　受注者は、監督員と共に入居者への工事説明会を開催し、工事説明会終了後に着工する。ただし、自治会と協議のうえ、工事説明会を開催するか決定する。また、開催しない場合は、入居者への工事説明資料配布後、周知期間を十分に確保した後に着工する。 　　なお、受注者は、工事説明資料の作成及び資料配布に協力し、工事説明会に同席する。 ※　本工事の型枠材料については、熱帯木材の保護の見地から、型枠合板については複合型枠合板（心材針葉樹材）の使用に努める。 ※　本工事の施工に当たり、別に定めるシックハウス対策を行うほか、積極的に室内換気にも努め、VOC等の放散を図る。																			
章	項目	特記事項																	
1 一般共通事項	①. 関係法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。 (1.1.13) <1.1.13>																	
	②. 適用	1　この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、以下を適用する。 (1)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」(以下「改修標準仕様書」という。) (2)　公共住宅事業者等連絡協議会「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」(以下「共通仕様書」という。) (3)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」(以下「標準仕様書」という。) (4)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」(以下「解体共通仕様書」という。) また、本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。 2　適用範囲 (1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2)　特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印が両方付いている場合は、共に適用する。 (3)　（　）内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 [　]内表示番号は共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 < >内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 《 》内表示番号は解体共通仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (4)　設計図面に規定する事項は、受注者の責任において履行するものとする。																	
	③. 優先順位	設計図書の優先順位は次のとおりとする。 1　質問回答書（以下に対するもの） 2　特記仕様書 3　設計図面 4　改修標準仕様書・標準仕様書 5　共通仕様書 6　解体共通仕様書 7　鉄筋コンクリート工事標準図、鉄骨工事標準図																	
	④. 覚書の締結	本工事において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。																	
章	項目	特記事項																	
	⑤. 設計変更	工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として次の式により求め、千円未満切捨てとする。 (変更後)請負工事価格＝(変更後)設計工事価格×((当初)請負工事価格／(当初)設計工事価格) なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は上記算式中「(当初)請負工事価格／(当初)設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に上記算式中「(当初)請負工事価格／(当初)設計工事価格」の値を乗じない。 また、請負工事価格とは請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。 上記適用を受けない場合は、「京都市都市計画局『公共建築工事積算基準』等の補足」第1編第3章2（都市計画局都市企画部都市総務課ホームページ https://www.city.kyoto.lg.jp/tokel/page/0000081830.html）を参照のこと。																	
	⑥. 契約の保証	契約保証の額は、原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。 ※保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(WTO政府調達協定対象工事) ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）とする。) ・保証の免除																	
	7. 低入札価格調査制度	1　「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者（以下「調査対象者」という。）は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2　前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意をもって対応しなければならない。 3　調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項に対応しなければならない。 (1)　施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)　施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3)　施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (4)　安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて、仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。 また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。																	
	⑧. 請負代金の支払条件	請負代金の支払条件は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」による。 1　前払金 ・前払金の支払いは行わない。 ※　請負代金額の〔40〕%以内 2　中間前払金及び部分払 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。ただし、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。 それぞれの内容については下記のとおりとする。 (1)　中間前払金の場合：請負代金額の〔20〕%以内 中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、本公社が同要綱に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。 (2)　部分払の場合：〔1〕回以内 3　完成払：完成後																	
	⑨. 工事保険	工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする建設工事保険又は組立保険に加え、第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は、契約工期の開始日又は監督員との協議により定めた日から工事目的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書（保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。）に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類（「工事保険加入証明書」という。）を監督員に提出する。																	
	⑩. 法定外の労災保険	受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。																	
	⑪. 資材及び労務の調達	本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。																	
	⑫. 各種調査等	受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。																	
	⑬. 建設業退職金共済制度	受注者は、本工事に関わる現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の																	
章	項目	特記事項																	
	(建退共制度)	周知徹底を図る。 建設業退職金共済制度対象労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）を雇用する場合については、以下の1～3に注意し適切に運用し、また、予定価格（税込）が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示する。 その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部ホームページ (http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp)を参照する。 1　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。 2　「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。 3　下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。 4　掛金収納書（証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付）を工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に監督員に提出する。なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求めることがある。 5　工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。 (1)　（証紙貼付方式による場合）工事別共済証紙受払簿 (2)　（電子申請方式による場合）被共済者就労状況報告書、掛金充当書 請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（CORINS）（一般財団法人日本建設情報総合センター）により登録内容確認書を作成し、監督員の確認を受けたうえで、次に示す期間内（休日を除く。）に登録申請を行う。また、登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。 1　工事受注時　契約工期の開始日から10日以内 2　登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 3　工事完成時　工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期及び技術者の登録内容に変更が生じた場合に行うこと。ただし、これ以外の変更は竣工登録の際に反映するものとする。また、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。 (1.1.4) <1.1.4>																	
	④. 工事実績情報の登録																		
	⑤. 週休二日工事	1　受注者は、契約締結後、速やかに現場閉所予定日等を記載した実施工程表（マスター工程表）を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し監督員に提出する。 2　受注者は、工事完成後、速やかに最終の現場閉所率書面で監督員に報告する。 3　受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等労働者の見やすい場所に掲示する。 4　その他、詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。(https://www.kyoto-jksha.or.jp/bid/vendor/)																	
	⑥. 産業廃棄物処理関係	1　受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令のほか、「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守しなければならない。 2　受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理、処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同要綱第2条第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。 3　受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、施工計画書に産業廃棄物処理の計画について記載するほか、廃棄物処理委託契約書、処分業許可証及び収集運搬業許可証の各写しを監督員に提出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示する（電子マニフェストの場合は受渡確認表を提示）。 4　この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。																	
	⑦. 建設副産物に関する取扱い	1　受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ、建設副産物情報交換システム（COBRIS）による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上の全ての工事とする。（請負代金額の変更があった場合を含む。） 2　受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律に係る再生資源省令第9条又は指定副産物省令第8条における掲示の対象となる工事については、省令に基づき、1の計画書を工事現場の見やすい場所に掲示する。 3　指定副産物省令第8条に基づき再生資源利用促進計画書の掲示の対象となる工事については、建設発生土の搬出について、再生資源省令に基づく確認結果票を作成し、当該計画書と併せて提示する。 4　受注者は、工事完成後速やかに、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上（請負代金額の変更があった場合を含む。）の全ての工事とする。																	
	⑧. 資材の再資源化等に関する取扱い	1　本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事である場合は、受注者は、直ちに同法第12条第1項の規定で定める説明書、同法第13条及び省令第4条に基づく書面を監督員に提出する。 なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。 <table><tr><td>工事の種類</td><td>対象となる規模</td></tr><tr><td>建築物の解体</td><td>床面積の合計 80㎡以上</td></tr><tr><td>建築物の新築・増築</td><td>床面積の合計 500㎡以上</td></tr><tr><td>建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）</td><td>請負代金額 1億円以上</td></tr><tr><td>その他の工作物に関する工事（土木工事等）</td><td>請負代金額 5百万円以上</td></tr></table> 2　受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条の規定に基づく報告書を監督員に提出する。 なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は省略できる。								工事の種類	対象となる規模	建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上	その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額 5百万円以上
工事の種類	対象となる規模																		
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上																		
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上																		
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上																		
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金額 5百万円以上																		

[illegible]

				京都市久我のもり市営住宅修繕工事　ただし、１号棟ほか３棟外壁改修及び屋上防水その他工事				設計図		発注図	
				改修工事特記仕様書　　３				設　計			
				京都市住宅供給公社　維持工事課				設計変更			
								NO.4　／　4 5　枚の内		令和　7　年　3　月	
								NO.　　／　　枚の内		令和　　年　　月	
章	項目	特記事項		章	項目	特記事項		章	項目	特記事項	
❶. 工事書類一覧及び提出方法等	(2) 受信した電子メールについて、送信者の電子メールアドレスが共有したものと同一であるか確認すること。			❷. 電子納品	○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書（紙で提出する場合）（正１部、副１部） （電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する） ○認定調書の写し ○振込口座届			❸. ゴム製品等の品質確認等	受注者は、東洋ゴム化工品（株）及びニッタ化工品（株）（以下「同社」という。）で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合（同社名で設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料や納入仕様書等が発行された場合をいう。）には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（同社と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。		
	本工事で提出する工事書類を以下の１～１０及び工事書類一覧に示す。 提出に該当する工事書類は原則電子データで提出するものとし、保証書等及び協議により監督員から紙による提出が認められた書類については紙で提出するものとする。 また、受注者は、工事書類を提出する前に、工事書類電子化の手引を確認するとともに、工事書類一覧を活用し、本工事で提出・提示・掲示が必要な書類をあらかじめ確認する協議を監督員と行うものとする。 成果品の提出は、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで、電子データを書き込んだDVD-R等により、２部を監督員に提出する。 工事書類電子化の手引、工事書類一覧及び様式等については、以下のホームページを参照すること。 【営繕工事（建築・電気・機械）の様式等】 https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000239167.html					1　作業内容等を作業日ごとに記録し、逐次監督員に提出する。 2　工事請負契約書第１２条に基づく履行報告に用いる様式は、工程表等とする。 3　その他、工事記録等については、(1.2.4)による。					
	1　着工関係書類（契約締結後速やかに提出） ○現場代理人等通知書及び経歴書（資格者証の写し）（京都市契約課受付後） ○実施工程表（マスター工程表）（「48.実施工程表（マスター工程表）」の項目参照） ○労働者災害補償保険関係書類（「43.労働者災害補償保険関係書類」の項目参照） ○請負代金内訳書（契約後速やかに提出）（44.「請負代金内訳書」の項目参照） ○建設工事保険又は組立保険の証券写し等（「9.工事保険」の項目参照） ○賠償責任保険の証券写し等（「9.工事保険」の項目参照） ○法定外の労災保険の証券の写し等（「10.法定外の労災保険」の項目参照） ○建設業退職金共済制度の掛金収納書（共済証紙を購入した場合）（「13.建設業退職金共済制度（建退共制度）」の項目参照） ○C O R I N S登録内容確認書（「14.工事実績情報の登録」の項目参照） ○緊急連絡表（「45.緊急連絡表」の項目参照） ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書（「17.建設副産物に関する取扱い」の項目参照） ○建設リサイクル法第１２条第１項に基づく説明書（「18.資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照） ○建設リサイクル法第１３条及び省令第４条に基づく書面の写し（「18.資材の再資源化等に関する取扱い」の項目参照）					1　原則として、「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）」（以下「写真撮影要領」という。）により撮影を行い、工事写真台帳に整理する。写真は、「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編　令和５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の写真例を参照し撮影する。撮影箇所は、着工前の状況、各施工工程の状況、地中障害物の状況等の施工後に外部から明視しがたい施工箇所、完成状況の主要な箇所及び監督員が特に指示する箇所とする。工事写真台帳（Ａ４版）は、監督員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。 2　受注者は、工事写真の全部又は一部について、工事写真の黒基板電子情報化を行う場合、着工前に使用機器等に関して以下の(1)～(2)を監督員に提示し、承諾を受けること。また、監督員への提出に先立ち、受注者は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影した工事写真の信憑性確認を行うこと。監督員が必要と認めた場合は、その結果を提示すること。 (1)　必要な機器及びソフトウェア等については、写真撮影要領に示す必要事項の電子的記入ができるもの。 (2)　「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（ホームページ https://www.cryptrec.go.jp/list.html ）に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するもの。 3　完成写真　（一切の著作権は本公社に帰属するものとする。） (1)　提出形式 ・　提出を要しない。 ○　Ａ４カラー印刷（用紙１枚につき写真２枚程度）のうえ、フラットファイルに整理し、２部（データ共）監督員に提出する。 ・　カラープリント（DPE）のうえ、アルバムに整理し、２部（データ共）監督員に提出する。 ・　電子データ（JPEG フルカラー・圧縮率 1/4 程度。4500×3000 ピクセル以上で画像補正をおこなったもの） ・　電子データ（JPEG フルカラー。1280×960 ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質） (2)　撮影者は以下のとおりとする。 ※任意　・建築完成写真の撮影実績がある撮影業者 (3)　撮影内容					
	2　施工前に提出するもの ○解体等工事に係る事前調査説明書面（「20.発生材の処理等」の項目参照） ○施工体制台帳（「46.施工体制台帳」の項目参照） ○廃棄物処理委託契約書・処分業許可証、収集運搬業許可証（各写し） （「16.産業廃棄物処理関係」の項目参照） ○施工計画書（総合、工種別）（「47.施工計画書」の項目参照） ○施工図（「54.施工図等」の項目参照） ○工事打合せ簿					2　CADデータの貸与を　○行う（データ形式：JWW）　・行わない 貸与するCADデータの著作権は、本公社が保有している。また、貸与するCADデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 3　図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成し、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル２を満足する。 4　電子納品の成果物は、電子媒体(DVD-R等)で１部を監督員に提出する。 5　電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システムによりエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出する。 6　その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議のうえ、決定する。					
	3　施工中及び施工後に提出するもの ○工事打合せ簿 ○工程を記録したもの（三週工程表又は工事日報） ○交通誘導警備員の集計表（人数が少ない場合は交通誘導警備員の日報）（「34.交通誘導警備員」の項目参照） ○再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書（「17.建設副産物に関する取扱い」の項目参照） ○特定粉じん排出等作業完了報告書（「20.発生材の処理等」の項目参照） ○建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（「13.建設業退職金共済制度（建退共制度）」の項目参照） ・木材の合法性証明書（「55.材料の品質等」の項目参照）					労働者災害補償保険関係書類は、次の１～５のいずれかを監督員に提出すること。 1　労働基準監督署長の労災保険成立証明書（原本） 2　労働保険事務組合長の労災保険加入証明書（原本） 3　労働保険料申告書（事業主控）の写し 4　労働保険料納付書（領収証書）の写し 5　労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し					
	4　完成時に提出するもの ○完成通知書 ・完成図（提出内容は以下のとおりとする） ・製本見開き：※A3（　）部・A1（　）部・A2（　）部 ・完成図PDFデータ ・完成図・施工図CADデータ（形式：　　） ○関係官公署届出書類（副本又は写し）（「36.官公署その他への届出手続等」の項目参照） ○各種保証書（１年を超える保証があるものに限る）（施設管理者用１部）（屋根、防水及び樹木の枯補償について、各特記から提出が必要な保証書を確認する。） ○工事写真（「51.工事写真等」の項目参照） ○完成写真（「51.工事写真等」の項目参照） ○保全に関する資料（「52.保全に関する資料」の項目参照） ○週休二日工事に係る最終の現場閉所率が記載されているもの（「15.週休二日工事」の項目参照）					「請負代金内訳書」は、「公共建築工事内訳書標準書式（令和５年改定）」に準拠するとともに、同書式で定める細目別内訳まで作成する。（公共建築工事内訳書標準書式については、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページを参照）なお、請負代金内訳書には法定福利費を明示すること。 受注者は、有事の際、監督員及び各事業所に即時連絡出来るように予め連絡表を作成する。 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成する。また、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」（最終改正：令和４年１２月２８日　国不建第４６６～４６７号）及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にする。 なお、施工体制台帳は工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出する。 施工体制台帳は、電子データに記録され、必要に応じて工事現場において紙面又は出力装置の映像面に表示される場合は、当該記録を持って備えることに代えることができる。 また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。 (1.1.5) <1.1.5>					
	5　完成検査合格後に提出するもの ○引渡書 ○前払金・出来高支払請求書 ○振込口座届（本公社に口座登録がない場合に限る。以下同じ。）					【提出】 1　施工体系図 2　本公社との契約書の写し（変更契約がある場合は変更契約書の写しとも） 3　元請の配置技術者（主任（監理）技術者）が資格を有することを証する書面 4　元請の配置技術者（主任（監理）技術者）の雇用関係を証明できるものの写し 5　元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、資格を証明できるものの写し 6　元請の監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、雇用関係を証明できるものの写し 7　施工体制台帳 8　１次下請負人との契約書の写し（請負金額が表示されていること） （注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） 9　作業員名簿（元請・１次下請） ――以下は２次下請以降があった場合に作成―― 10　再下請負通知書 11　２次以降の下請負人との契約書の写し（請負金額が表示されていること） （注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し） 12　作業員名簿（２次下請以降）					
	6　前払金請求のときに提出するもの ○前払金・出来高支払請求書 ○保証証書（紙で提出する場合）（正１部、副１部） （電子証書を活用する場合は、保証確認サービス「D-Sure」に入力する保証契約番号及び認証キーを提出する） ○振込口座届					1　工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 2　品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3　２の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 (1.2.2) <1.2.2>					
	7　中間前払金請求のときに提出するもの ○認定請求書 ○工事履行報告書					1　工事請負契約書第３条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2　概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。 (1.2.1) <1.2.1>					
						❸. 実施工程表（マスター工程表） 1　工事請負契約書第３条の規定に基づき、工事の着手に先立ち、関連工事等の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2　概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。 (1.2.1) <1.2.1>					❹. 水共生プランに基づく表示板設置 「京都市水共生プラン」に基づき、雨水の流出を抑制する施設を設置する工事のため、表示板を仮囲い等の見やすい場所に掲示する。 また、施工の結果を工事写真等に記録する。

				京都市久我のもり市営住宅修繕工事　ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事				設計図		発注図					
				改修工事特記仕様書　4				設　計				NO.5　／45　枚の内		令和　7　年　3　月	
				京都市住宅供給公社　維持工事課				設計変更				NO.　　／　　枚の内		令和　　年　　月	
章	項目			特記事項			章	項目			特記事項				
2 仮設 工事	①. 足場等			1　外部足場											

	京都市久我のもり市営住宅修繕工事	ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事	設計図	発注図
	改修工事特記仕様書	5	設計	
	京都市住宅供給公社	維持工事課	設計変更	
			N0.6 / 4 5 枚の内	令和 7 年 3 月
			N0. / 枚の内	令和 年 月

章	項目	特記事項																														
		※補修する ・ 補修しない 8 下地調整材の変更 (4. 5. 4 (2)) ・ 変更する (・ ボー・マセメントモルタル ・ 防水形仕上塗材主材) ※変更しない																														
⑩. 保証		1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 フッ素樹脂塗膜品質保証 ・ 5 年以上 ※10 年以上 外壁剥離品質保証 ※5 年以上 ・ 10 年以上																														
6 塗装改修工事	①. 材料	1 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 (7. 1. 3 (1)) 2 防火材料の指定は、図示による。 (7. 1. 3 (2)) 3 使用材料は、性能が分かる資料を監督員に提出し、承諾を受ける。 防火材料については、建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。																														
	②. 下地調整	既存塗膜の除去及び下地調整は、下表による。 (7. 2. 1～7. 2. 7) <table><tr><th>適用部位</th><th>種別</th></tr><tr><td>木部 (不透明塗料塗り)</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>木部 (透明塗料塗り)</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>モルタル及びプラスター面</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>コンクリート、ALCパネル面</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr><tr><td>せっこうボード、その他ボード面</td><td>・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC</td></tr></table>	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC	せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC														
適用部位	種別																															
木部 (不透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
木部 (透明塗料塗り)	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
鉄鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
亜鉛めっき鋼面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
モルタル及びプラスター面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
コンクリート、ALCパネル面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
せっこうボード、その他ボード面	・ RA ※RB (劣化部分は除却) ・ RC																															
	③. 素地ごしらえ	新規に塗装を行う場合の素地ごしらは、下表による。 (7. 3. 2～7. 3. 7) <table><tr><th>適用部位</th><th>種別</th></tr><tr><td>木部 (不透明塗料塗り)</td><td>※A種 ・ B種</td></tr><tr><td>木部 (透明塗料塗り)</td><td>・ A種 ※B種</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・ A種 ・ B種 ※C種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr><tr><td>モルタル及びプラスター面</td><td>・ A種 ※B種</td></tr><tr><td>コンクリート、ALCパネル面</td><td>・ A種 ※B種</td></tr><tr><td>押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr><tr><td>せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)</td><td>※A種 ・ B種</td></tr><tr><td>せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)</td><td>・ A種 ※B種</td></tr></table>	適用部位	種別	木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種	木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種	鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ※C種	亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種	モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種	コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種	押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種	せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種										
適用部位	種別																															
木部 (不透明塗料塗り)	※A種 ・ B種																															
木部 (透明塗料塗り)	・ A種 ※B種																															
鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ※C種																															
亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種																															
モルタル及びプラスター面	・ A種 ※B種																															
コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ※B種																															
押出成形セメント板及び屋外のコンクリート面	・ A種 ・ B種																															
せっこうボード、その他ボード面 (継ぎ目処理工法)	※A種 ・ B種																															
せっこうボード、その他ボード面 (上記以外)	・ A種 ※B種																															
	④. 錆止め塗料塗り	錆止め塗料の種別及び工法については、(7. 4. 2) (7. 4. 3)による。 <table><tr><th>塗装面</th><th>塗料種別</th><th>錆止め塗料塗り</th></tr><tr><td>鉄鋼面 (SOP 塗り)</td><td>A種</td><td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td></tr><tr><td>鉄鋼面 (DP 塗り)</td><td>・ 1 回目 C種、2、3 回目 D種 (新規／下地調整が RA 種) ※E種 (下地調整が RB 種又は RC 種)</td><td>・ A種 (新規／下地調整が RA 種) ※B種 (下地調整が RB 種) ・ C種 (下地調整が RC 種)</td></tr><tr><td>鉄鋼面 (EP-G 塗り)</td><td>・ A種 ※B種</td><td>・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)</td><td>※A種 ・ B種</td><td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)</td><td>B種</td><td>(表 7. 4. 6 による)</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)</td><td>C種</td><td>・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)</td></tr></table>	塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り	鉄鋼面 (SOP 塗り)	A種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1 回目 C種、2、3 回目 D種 (新規／下地調整が RA 種) ※E種 (下地調整が RB 種又は RC 種)	・ A種 (新規／下地調整が RA 種) ※B種 (下地調整が RB 種) ・ C種 (下地調整が RC 種)	鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ A種 ※B種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※A種 ・ B種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)	亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	B種	(表 7. 4. 6 による)	亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	C種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)									
塗装面	塗料種別	錆止め塗料塗り																														
鉄鋼面 (SOP 塗り)	A種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																														
鉄鋼面 (DP 塗り)	・ 1 回目 C種、2、3 回目 D種 (新規／下地調整が RA 種) ※E種 (下地調整が RB 種又は RC 種)	・ A種 (新規／下地調整が RA 種) ※B種 (下地調整が RB 種) ・ C種 (下地調整が RC 種)																														
鉄鋼面 (EP-G 塗り)	・ A種 ※B種	・ A種 (新規見え掛り) ・ B種 (新規見え隠れ) ※C種 (塗替え)																														
亜鉛めっき鋼面 (SOP 塗り)	※A種 ・ B種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																														
亜鉛めっき鋼面 (DP 塗り)	B種	(表 7. 4. 6 による)																														
亜鉛めっき鋼面 (EP-G 塗り)	C種	・ A種 (新規鋼製建具) ・ B種 ※C種 (塗替え)																														
	⑤. 塗装記号	<table><tr><th>表示記号</th><th>名称</th><th>備考</th></tr><tr><td>SOP</td><td>合成樹脂調合ペイント塗り</td><td>JIS K 5516</td></tr><tr><td>CL</td><td>クリヤラッカー塗り</td><td>JIS K 5531</td></tr><tr><td>NAD</td><td>アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</td><td>JIS K 5670</td></tr><tr><td>DP</td><td>耐候性塗料塗り</td><td>JIS K 5659/5658</td></tr><tr><td>EP-G</td><td>つや有合成樹脂エマルションペイント塗り</td><td>JIS K 5660</td></tr><tr><td>EP</td><td>合成樹脂エマルションペイント塗り</td><td>JIS K 5663</td></tr><tr><td>UC</td><td>ウレタン樹脂ワニス塗り</td><td>JASS 18 M-301/-502</td></tr><tr><td>OS</td><td>オイルステイン塗り</td><td></td></tr><tr><td>WP</td><td>木材保護塗料塗り</td><td>JASS 18 M-307</td></tr></table>	表示記号	名称	備考	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516	CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670	DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658	EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	JIS K 5660	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り	JIS K 5663	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502	OS	オイルステイン塗り		WP	木材保護塗料塗り	JASS 18 M-307
表示記号	名称	備考																														
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516																														
CL	クリヤラッカー塗り	JIS K 5531																														
NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	JIS K 5670																														
DP	耐候性塗料塗り	JIS K 5659/5658																														
EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	JIS K 5660																														
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り	JIS K 5663																														
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	JASS 18 M-301/-502																														
OS	オイルステイン塗り																															
WP	木材保護塗料塗り	JASS 18 M-307																														
6. SOP	木部 ・ A種 (新規外部) ※B種 (新規内部 (多孔質広葉樹の場合を除く)、塗替え) (7. 5. 2) 鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) (7. 5. 3) 亜鉛めっき鋼面 ※A種 (鋼製建具、塗替え) ※B種 (新規、その他) (7. 5. 4)																															
7. CL	・ A種 ※B種 (7. 6. 2)																															
8. NAD	・ A種 ※B種 (7. 7. 2) (表 7. 7. 1)																															
⑨. DP	鉄鋼面 上塗り 1 級 (7. 8. 2) (表 7. 8. 1) ※アルミ面については、鉄鋼面の記載を準用する。 亜鉛めっき鋼面 上塗り 1 級 (7. 8. 3) (表 7. 8. 2) コンクリート面及び押出成形セメント板面 (7. 8. 4) (表 7. 8. 3) <table><tr><td>・ A-1 種</td><td>・ B-1 種</td><td>・ C-1 種</td><td>上塗り 級</td></tr><tr><td>・ A-2 種</td><td>・ B-2 種</td><td>・ C-2 種</td><td>上塗り 級</td></tr></table>	・ A-1 種	・ B-1 種	・ C-1 種	上塗り 級	・ A-2 種	・ B-2 種	・ C-2 種	上塗り 級																							
・ A-1 種	・ B-1 種	・ C-1 種	上塗り 級																													
・ A-2 種	・ B-2 種	・ C-2 種	上塗り 級																													
⑩. EP-G	コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面 (7. 9. 2) (表 7. 9. 1) ・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) 屋内の木部 新規 (多孔質広葉樹の場合を除く) ※A種 ・ B種 (7. 9. 3) (表 7. 9. 2) 塗替え ・ A種 ※B種 (7. 9. 3) (表 7. 9. 2) 屋内の鉄鋼面 ・ A種 (新規) ※B種 (7. 9. 4) (表 7. 9. 3) 屋内の亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・ B種 (7. 9. 5) (表 7. 9. 4)																															
11. EP	・ A種 (新規) ※B種 (新規又は塗替え) ・ C種 (7. 10. 2) (表 7. 10. 1)																															

章	項目	特記事項
	12. UC	・ A種 ※B種 (7. 11. 2) (表 7. 11. 1)
	13. WP	・ A種 ※B種 (7. 13. 2) (表 7. 13. 1)
	⑬. 錆止め兼用特殊形ウレタン樹脂系塗料	・ A種 ※B種 1 適用 ※玄関扉 ・ 図示による 2 工法 ※はけ ※ローラー 3 材料 下記参考メーカー製品又は同等品以上 エスケー化研株式会社 ワンツーマイルドU 日本ペイント株式会社 防錆形ファインウレタンU100 関西ペイント株式会社 パワーMレタンEX
7 屋根改修工事	①. 長尺金属板葺	1 種類 ※図示による (13. 2. 2) (表 13. 2. 1) (板及びコイルの種類、塗膜の耐久性、めっき付着量、厚さ) 2 下葺材料の種類 ※図示による (13. 2. 2 (3)) (表 13. 2. 2) 3 屋根葺形式 ※図示による (13. 2. 3) 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による ・ (13. 2. 3) による (13. 2. 3) 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ○設けない (13. 2. 3 (㌞))
	②. アスファルトシングル葺	1 種類 ※図示による 2 下葺材料の種類 ※図示による 3 屋根葺形式 ※図示による 4 屋根葺工法 ※メーカー仕様による 建築基準法に基づき定まる耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法とし、詳細は図示による。 5 雪止め ※図示による ○設けない
	③. 保証	1 保証書 受注者、施工業者及びメーカーの三者連名とする。 2 保証期間 ※10 年 ・ 図示による
8 環境配慮改修工事	①. アスベスト含有建材の処理工事	1 (9. 1. 1)～(9. 1. 6)及び《6. 1. 1》～《6. 6. 5》によるほか、第1章 21 項発生材の処理等による。
	2. CCA処理木材の処理	1 防腐処理木材については、CCA処理木材 (クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材) の該当の有無について調査・確認のうえ、該当する場合は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。 《4. 5. 1 (7)》 「特定化学物質障害予防規則」及び「有機溶剤中毒予防規則」に該当しないこと。
	⑭. ウレタン系塗膜防水の材料	

変更記事

京都市久我のもり市営住宅修繕工事

設計変更

ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事

NO. 8

45

枚の内

NO.

枚の内

令和 年 月

令和 7年 3月

維持工事課

発注図

整備項目

【本工事に含まれる設備工事は別図による。】

1. 外壁改修工事（住戸棟、集会所、受水槽ポンプ室、電気室、ゴミ置場）において建物の外部に面する部分及び共用部の躯体（壁・柱・天井・手摺・パラペット等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。

2. 階段室の内壁において躯体（壁・柱・天井等）は劣化補修（クラック、爆裂、他）を施すこと。

3. 住戸棟バルコニー等の既設鳩除けネット類は本工事において一時取外し外壁改修工事を施し、完了後復旧すること。

階	部 位	既 存 仕 様	整 備 項 目	階	部 位	既 存 仕 様	整 備 項 目
1 R	【外 部】			【受水槽ポンプ室】			
	屋根	均しモルタル 厚20の上、 砂付アスファルトルーフィングー文字葺き	厚0. 4カラーガリバリウム鋼板段葺き@240カバー工法【断熱工法】 既設砂付アスファルトルーフィングのうえ、厚1. 0ゴムアスルーフィング ビーズ法ポリスチレンフォームのうえ、厚0. 4カラーガリバリウム鋼板段葺き （裏貼：厚2. 0発砲ポリエチレンフォーム）	1	屋根	コンクリートタッピングコテ押えのうえ、 アルミ箔防水	現状のまま、清掃のみ
				外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	屋根（階段室）	同上、一部平葺き	既設砂付アスファルトルーフィング撤去、既設下地劣化補修及び下地調整の後、 露出改質アスファルトシート防水絶縁工法（AS-T3）	腰	コンクリート打放 素地 H=450	現状のまま、清掃のみ	
	軒天井	コンクリート打放 リシン吹付 5号棟の一部 石綿セメントケイカル板	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E EP-G塗り	庇	天端、鼻面、勾配面：コンクリート打放し 吹付タイル 軒裏：コンクリート打放し リシン吹付	天端、勾配面：コンクリート劣化補修のうえ 可とう形改修塗材E 鼻面：コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E 軒裏：コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E	
	外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	屋上ハッチ	鋳鉄製 ステンレス製	現状のまま、清掃のみ	
	腰	コンクリート打放 素地 H=310	現状のまま、清掃のみ	【電気室】			
	窓手摺	カラーアルミ製（既製品）	既設手摺取外し、耐候性塗料塗り（DP塗り）の上、復旧	1	屋根	コンクリートタッピングコテ押えのうえ、 アルミ箔防水	露出改質アスファルトシート防水絶縁工法（AS-T3） （既設アルミ箔防水撤去、既設下地劣化補修及び下地調整）
	天井換気パイプ	硬質塩ビ管 50φ	耐候性塗料塗り（DP塗り）	外壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	床下換気口	鋳鉄製 W420×H170	現状のまま、清掃のみ	腰	コンクリート打放 素地 H=450	現状のまま、清掃のみ	
	屋根用吊環	ステンレス製 φ19	清掃	庇	天端、鼻面、勾配面：コンクリート打放し 吹付タイル 軒裏：コンクリート打放し リシン吹付	天端、勾配面：コンクリート劣化補修のうえ 可とう形改修塗材E 鼻面：コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E 軒裏：コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E	
	棟番号	ABS樹脂（一文字W400×H650）	耐候性塗料塗り（DP塗り）	換気扇フード	スチール製焼付塗装	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
1 R	【バルコニー】			【集会所】			
	軒天井	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E	1	屋根	均しモルタル 厚20の上、 アスファルトシングル葺き	アスファルトシングル葺き替え 【下地処理】 既設アスファルトシングル葺き撤去、既設下地劣化補修及び下地調整の後、 改質アスファルトルーフィング下地のうえ、アスファルトシングル葺き替え
	金属製手摺	カラーアルミ製（既製品）	耐候性塗料塗り（DP塗り） 【パネル部】耐候性塗料塗り（両面DP塗り）	軒樋	スチール芯入硬質塩ビ角樋 W=120	カラー硬質塩化ビニル製角樋（受金物共） 新設	
	コンクリート手摺	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	軒天井	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E	
	床	防水モルタルコテ押え（排水溝共） 1階のみ モルタルコテ押え（排水溝共）	現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示） 現状のまま、排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示）	壁	コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E	
	物干し金物	カラーアルミ製	耐候性塗料塗り（DP塗り）	巾木	コンクリート打放 素地 H=300	現状のまま、清掃のみ	
	隔板	石綿セメントケイカル板 厚6 VE塗り 避難用シール400×180両面張り	EP-G塗り 避難用シール400×180両面張替え	換気扇フード	スチール製焼付塗装	耐候性塗料塗り（DP塗り）	
	排水管	SGP 65A SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）				
	通気管	SGP 50A SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）				
	軒樋	1号棟車椅子住戸のみ 硬質塩ビ角樋 W=120	カラー硬質塩化ビニル製角樋（受金物共） 新設				
	1 5	【階段室】					
天井		コンクリート打放 リシン吹付 最上階の一部（ボーチ天井） 石綿セメントケイカル板	コンクリート劣化補修のうえ、外装薄塗材E EP-G塗装				
壁		コンクリート打放 リシン吹付	コンクリート劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E				
腰壁		モルタルコテ押え	モルタル劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E				
手摺笠木		モルタルコテ押え	モルタル劣化補修のうえ、可とう形改修塗材E				
巾木		モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ				
床		防水モルタルコテ押え 1階のみ モルタルコテ押え	現状のまま、清掃のみ 排水溝部分のみポリマーセメント系塗膜防水（図示） 現状のまま、清掃のみ				
鋼製建具		SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）	共通			
玄関扉		SOP塗り	錆止め兼用特殊ポリウレタン樹脂塗料塗り	【その他】			
タラップ		SUS製	現状のまま、清掃のみ	1	堅樋	硬質塩ビ管（VP50・65・100）SOP塗り （支持金物・掴み金物：スチール製）	カラー硬質塩ビ管（VP50・65・100）（支持金物・掴み金物：SUS304製） 取り替え 【バルコニー手摺の支柱部分 支持金物：存置、掴み金物：取り替え】
消火器BOX		焼付塗装	耐候性塗料塗り（DP塗り）、文字入れ（カッティングシート）	設備盤・配管等	焼付塗装・SOP塗り	耐候性塗料塗り（DP塗り）	

※この項以降の各図面にも上記以外の改修項目の記載あり

※外壁塗装及びその他塗装の色は、既存建物の塗り分けに基づき色を塗り分けること。
色の決定は、色見本を作成し、監督員の承諾を受けること。

※アルミ面の下地処理については（7.8.2）を準用する。

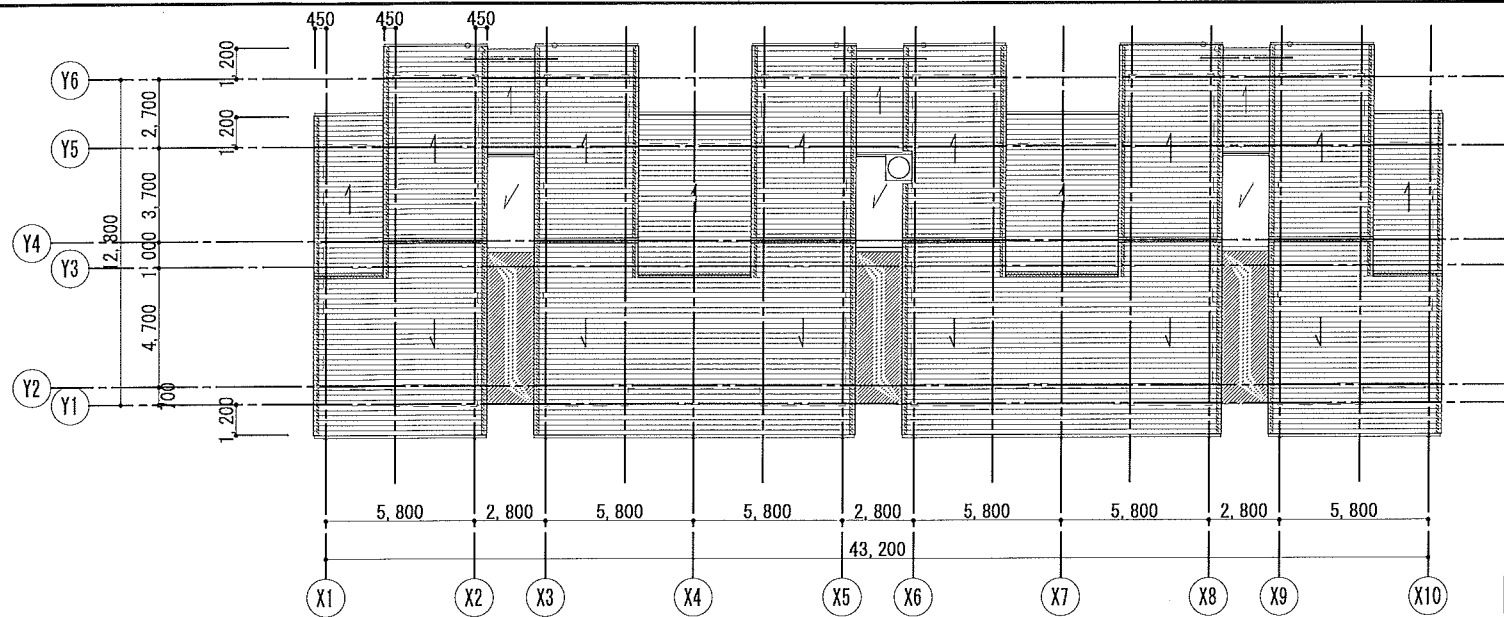
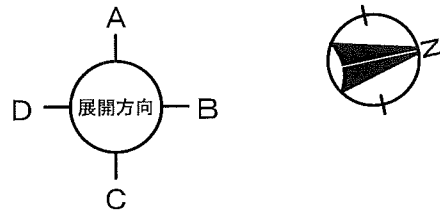
※勾配屋根のガルバリウム鋼板は黒又は濃い灰色（マンセル値N4.5以下）とすること。

※窓手摺を取外した際は、室内に向けて注意喚起の貼紙をすること。

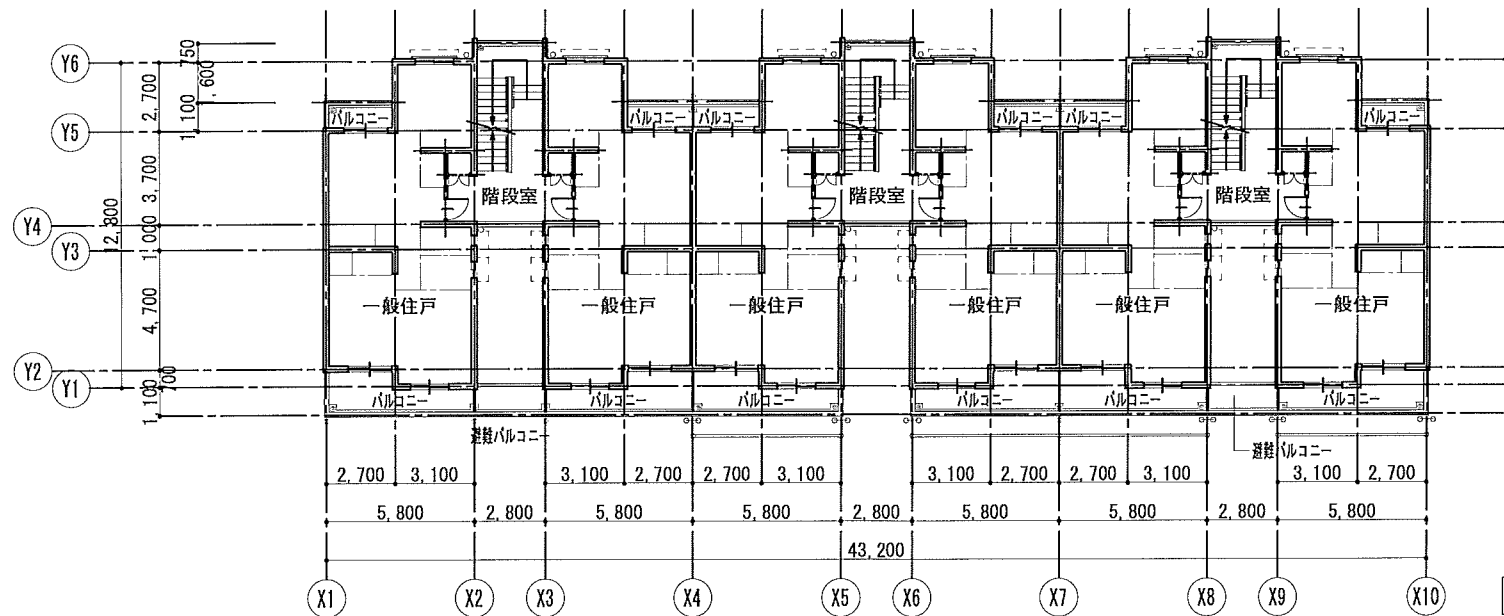
※各種換気口及び火災報知機のレベルの孔は、塗材で目詰まりさせないよう施工すること。

原図用紙サイズ：A3

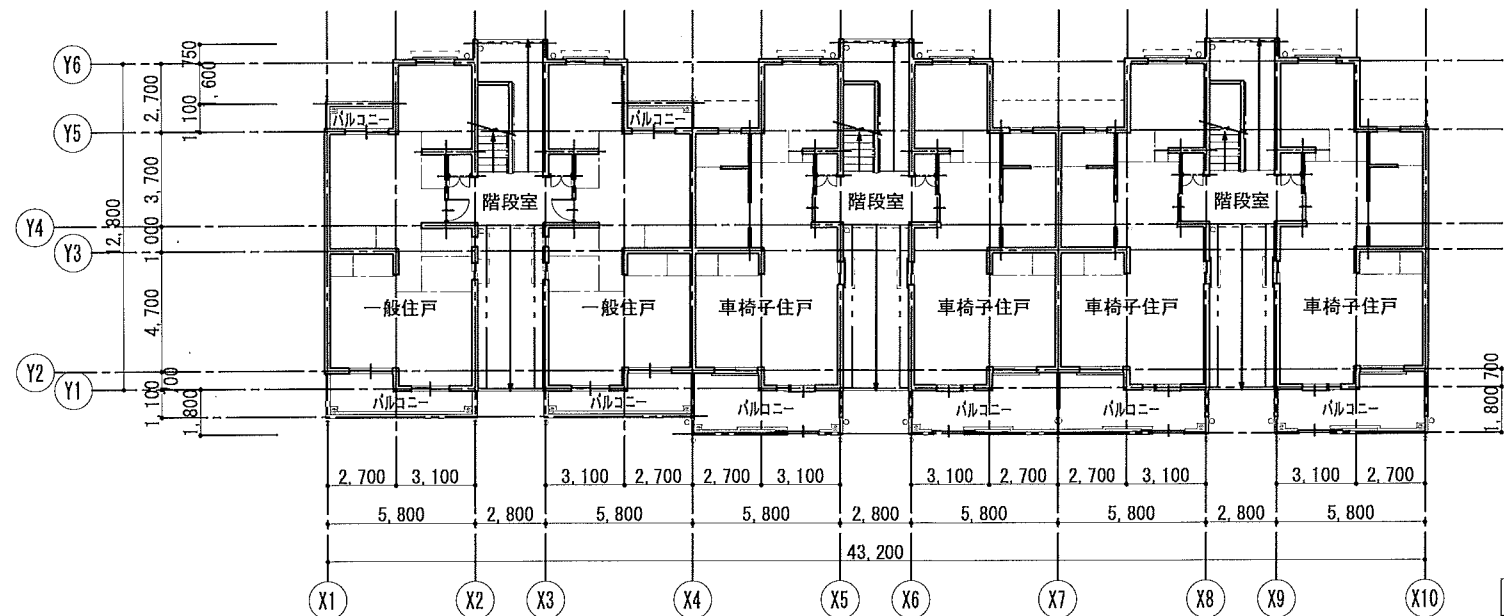
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 9	NO. 枚の内	
		1号棟平面図	京都市住宅供給公社	
		令和 7年 3月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



屋根伏図



2～5階平面図



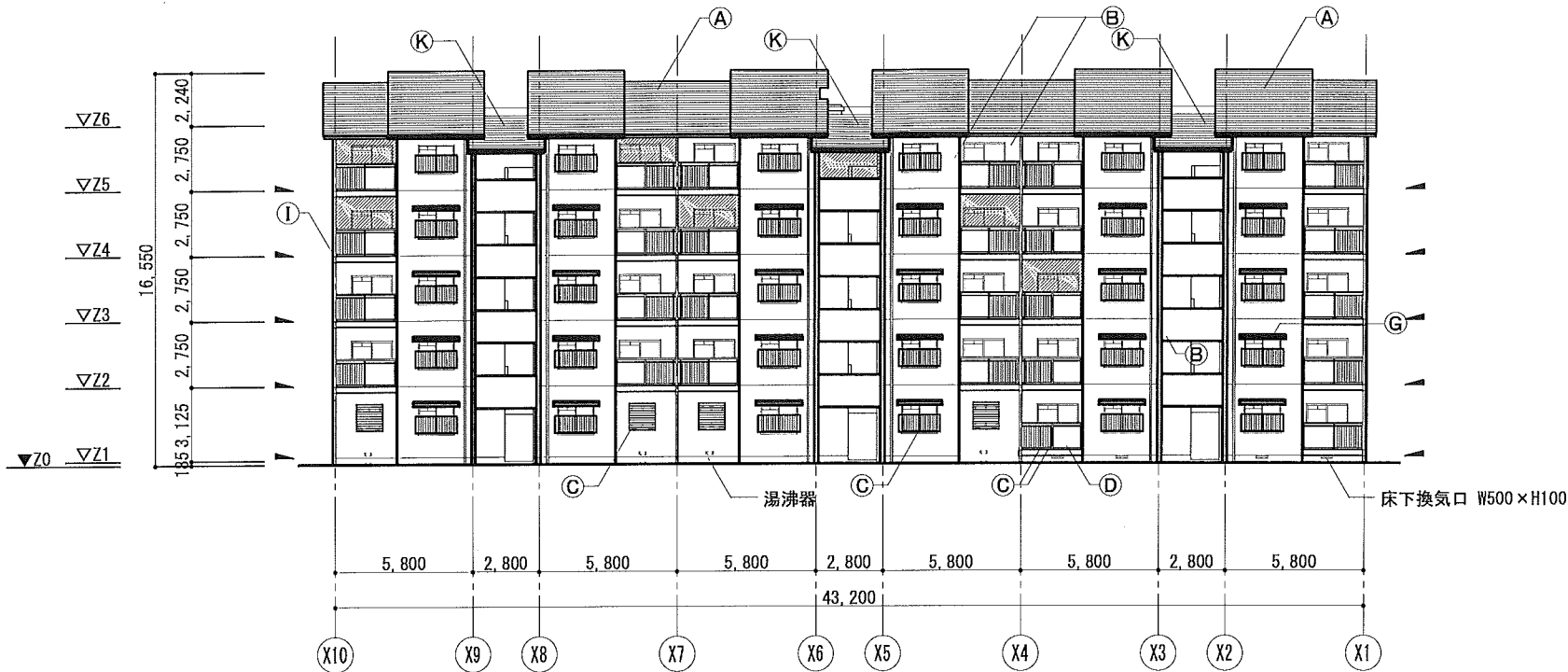
1階平面図

- 【凡例】
- ハト除けネット一時取外し・復旧
 - バードピン撤去・処分

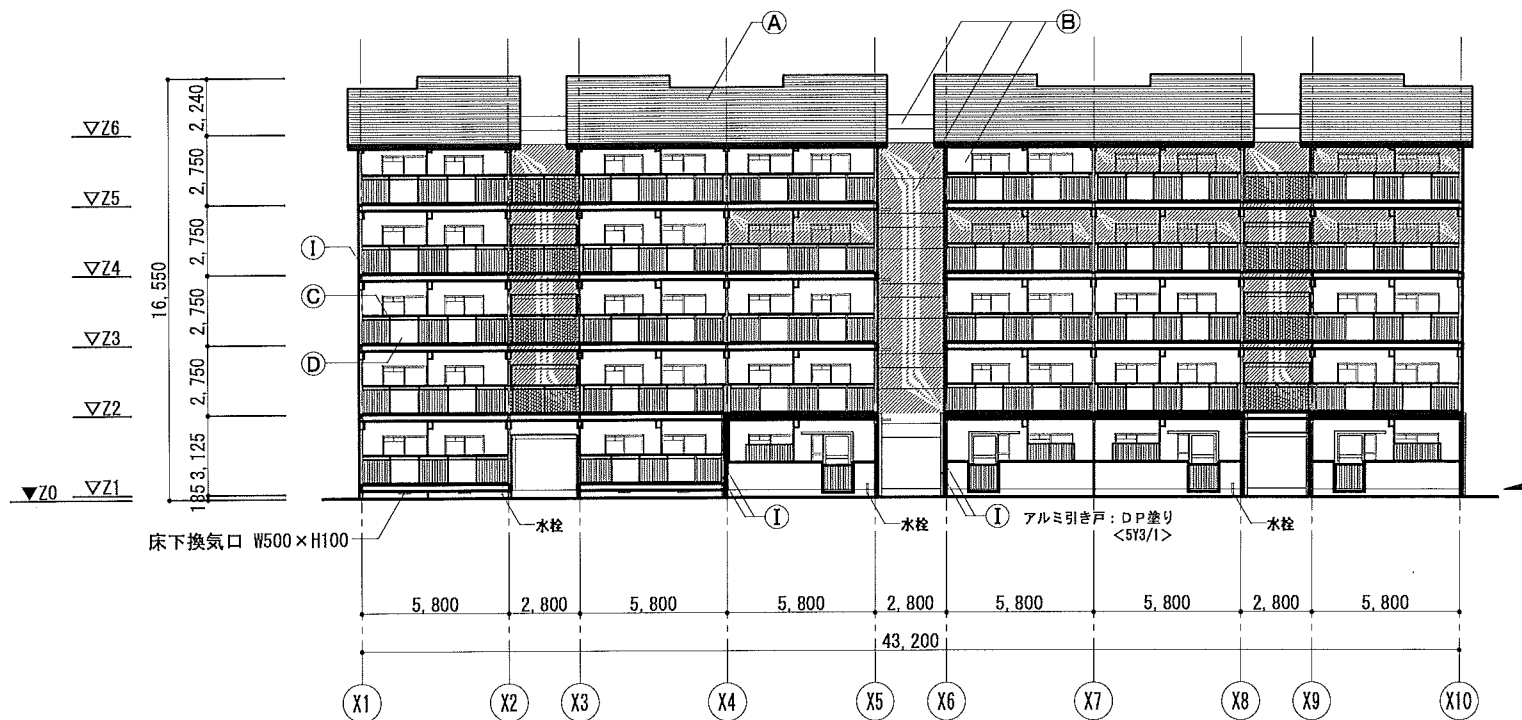
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 0 4 5 枚の内	NO. 枚の内
		1号棟 立面図	
		令和 7 年 3 月 S=1/300	

発注図

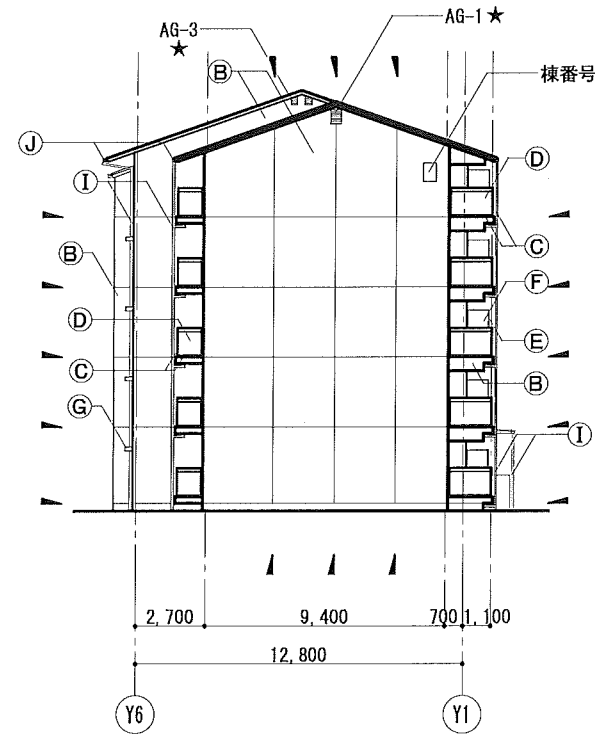
外 部 仕 上 表															
(A)	屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240（カバー工法）	<N4.0>	(E)	パーテーション枠	D P 塗り	<5YR3/1>	(I)	縦樋	カラー硬質塩ビ管（既製品）	<茶色>	(M)	物干金物	D P 塗り	<2.5YR/8.7/1.5>	
(B)	外壁・階段室壁・手摺壁	可とう形改修塗材 E	<7.5YR6/1>	(F)	パーテーション（パネル面）	E P - G 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(J)	軒樋	カラー硬質塩ビ製（既製品）	<茶色>	(N)	消火器BOX	D P 塗り	<7.5R/3/6>
(C)	手摺（カラーアルミ製）	D P 塗り	<5Y3/1>	(G)	庇	可とう形改修塗材 E	<1.25Y8/3>	(K)	屋上	改質アスファルトシート防水	<灰色>	(O)	玄関扉	錆止め兼用特殊*ウレタン樹脂塗料塗り	<10YR/4/1>
(D)	手摺パネル	D P 塗り	<5YR4/1>	(H)	鋼製建具	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(L)	設備配管	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(P)	車椅子住戸玄関扉	D P 塗り	<10YR/6.5/1.5>



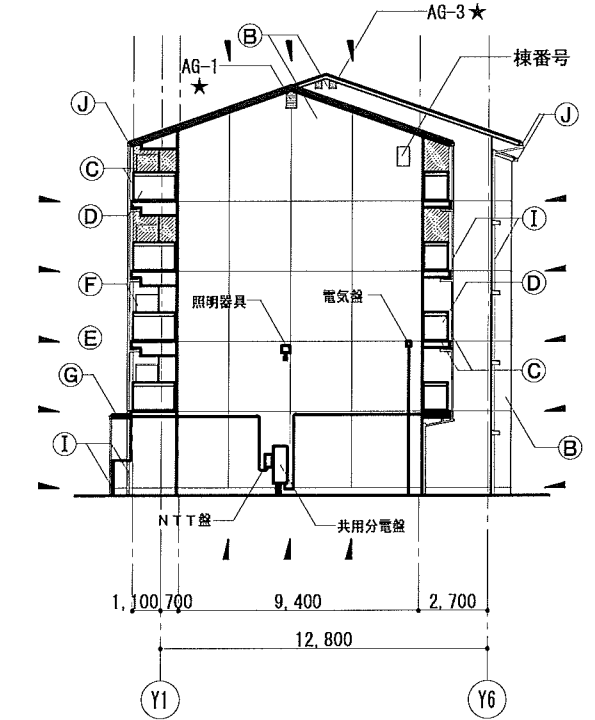
西 立面図



東 立面図



南 立面図



北 立面図

【凡例】

- ハト除けネット一時取外し、復旧
- シーリング再充填工法
- ★ 建具表参照

改修項目

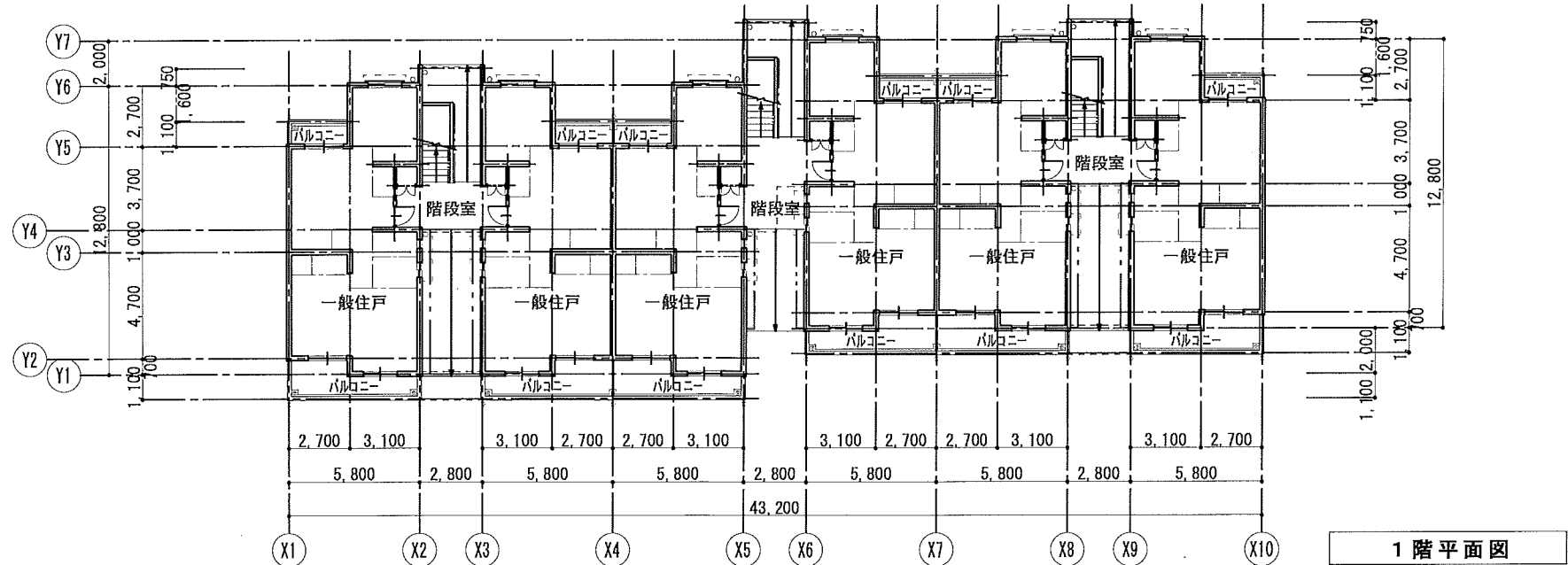
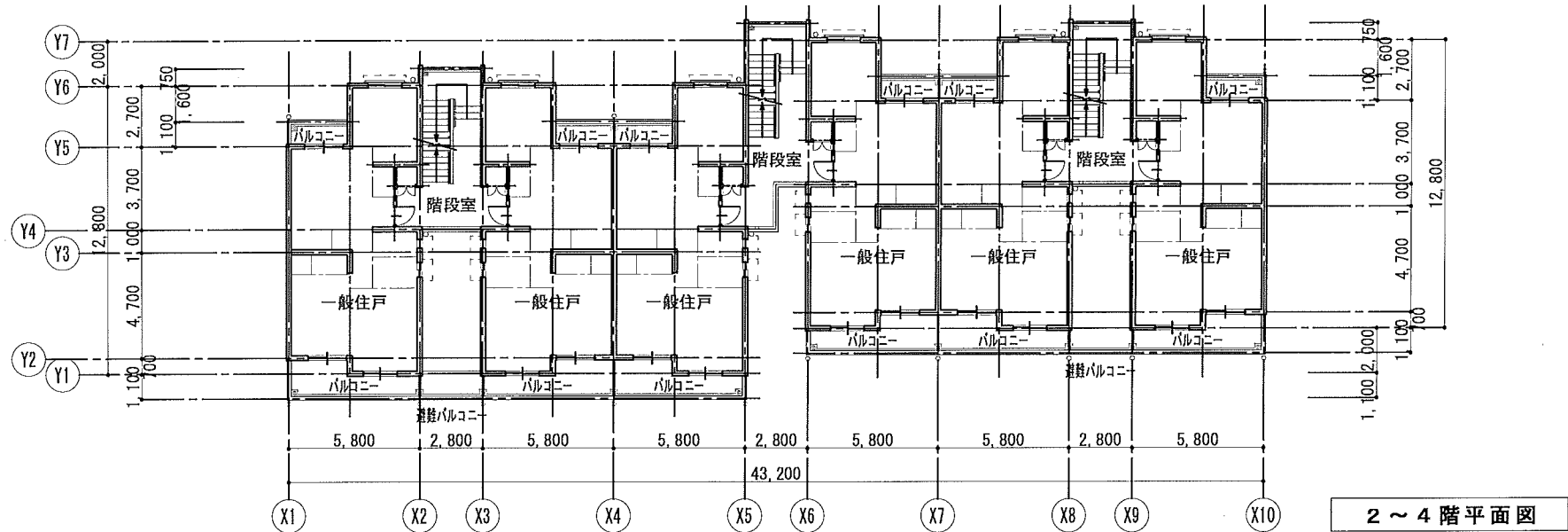
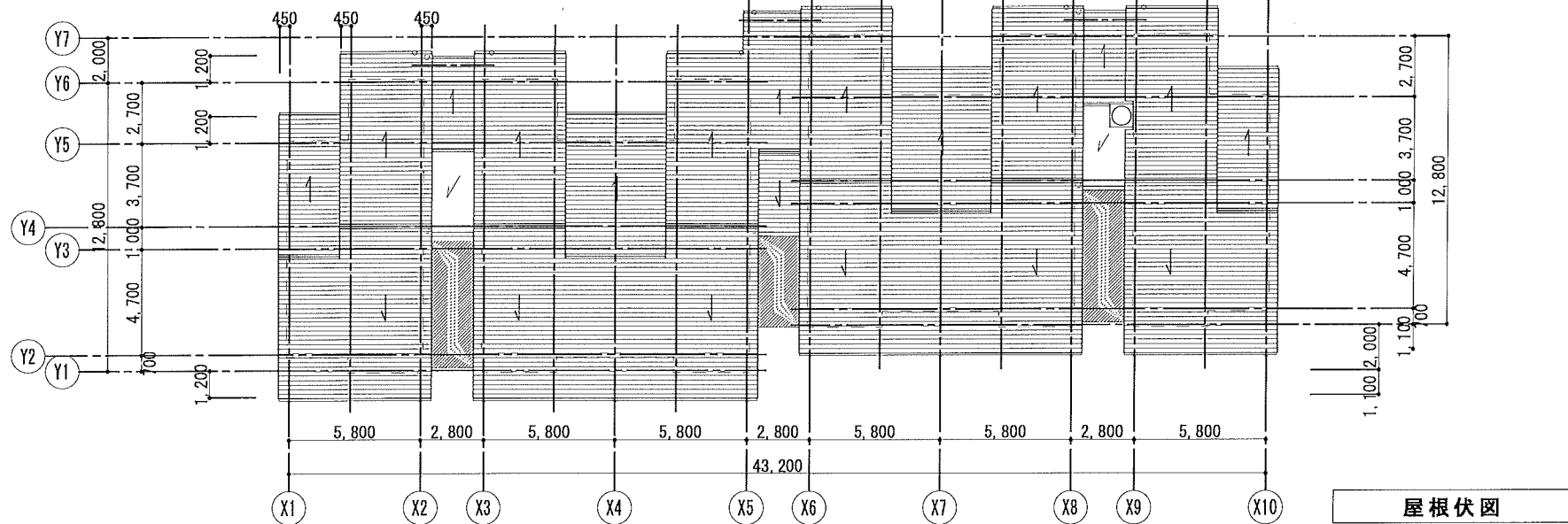
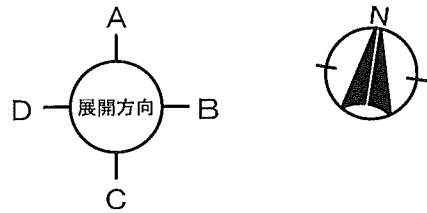
塗装改修

- 共用分電盤 (W540 x H1350 x D200) → D P 塗り
- 電気盤 (W200 x H200 x D150) → D P 塗り
- 電気配管 → D P 塗り
- 棟番号（一文字W400 x H650） → D P 塗り
- 【取付金物共】各棟 2ヶ所
- 排水管、通気管 SQP65A・50A → D P 塗り
- 床下換気口 計 8ヶ所 → D P 塗り
- 屋根用吊環 19φ 計 2ヶ所 → 清掃のみ
- NTT盤・照明器具 計 1ヶ所 → 清掃のみ
- 釜排気筒防護網 (SUS) 一時取外し、復旧 計 6ヶ所

その他の改修

- ハト除けネット 一時取外し、復旧
 - 西 W2.5m x H1.0m = 2ヶ所
 - 西 W2.5m x H1.3m = 4ヶ所
 - 西 W2.5m x H1.1m = 1ヶ所
 - 東 W5.7m x H1.0m = 2ヶ所
 - 東 W5.7m x H1.3m = 4ヶ所
 - 東 W2.6m x H1.0m = 3ヶ所（階段）
 - 東 W2.6m x D6.0m = 3ヶ所（階段上部）
 - 北 W1.7m x H0.9m = 1ヶ所
 - 北 W1.7m x H1.0m = 1ヶ所
 - 北 W1.0m x H0.9m = 1ヶ所
 - 北 W1.0m x H1.3m = 1ヶ所
- バードピン撤去・処分

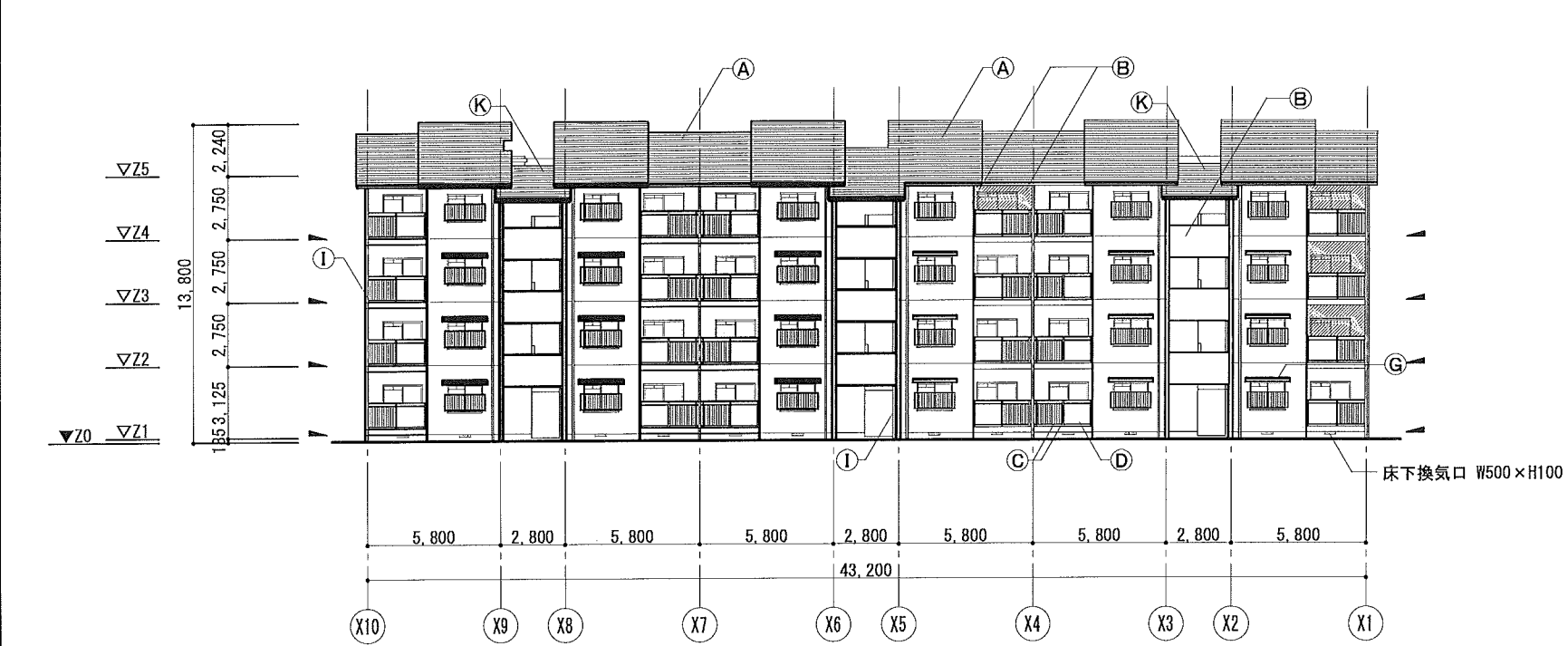
変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 1 (4 5) 枚の内	NO. () 枚の内	
		2号棟 平面図	京都市住宅供給公社	
		令和 7 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



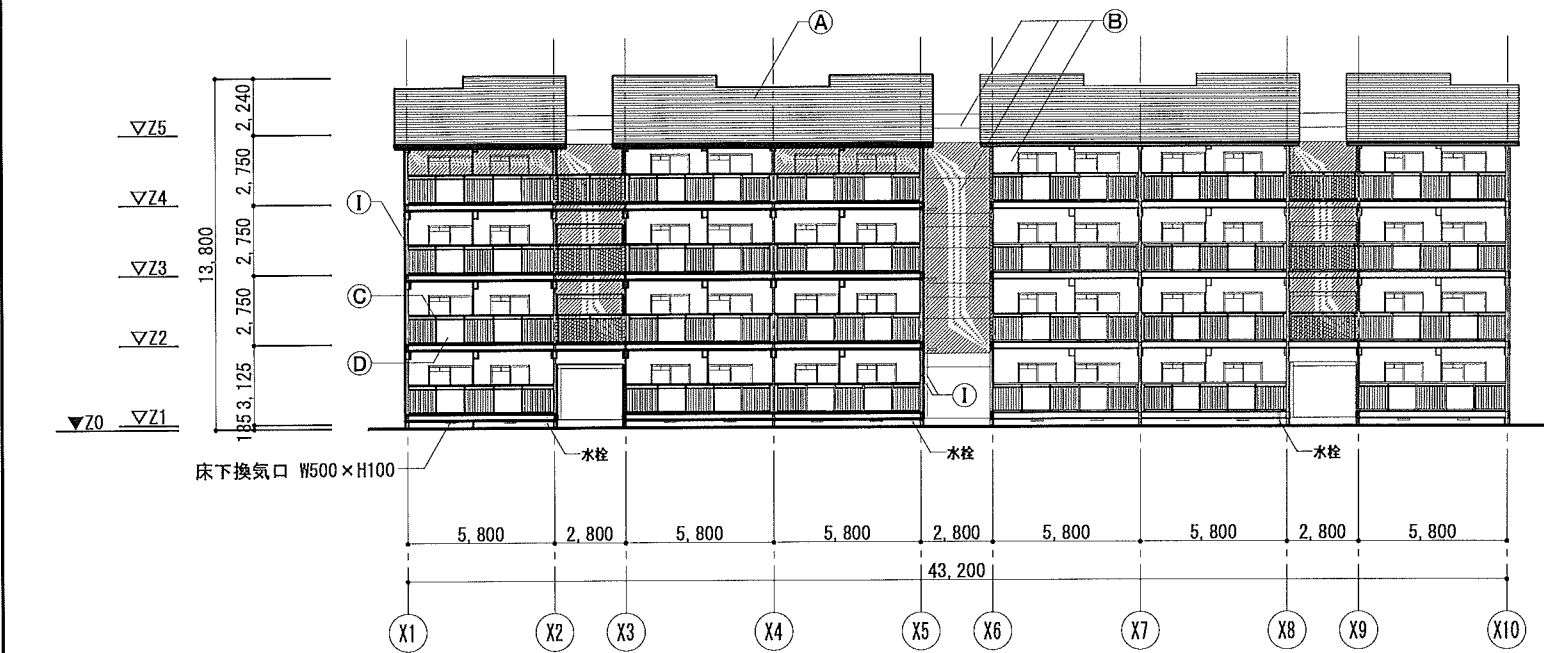
【凡例】
ハト除けネット一時取外し・復旧

変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 2 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		2号棟立面図	京都市住宅供給公社	
		令和 7 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	

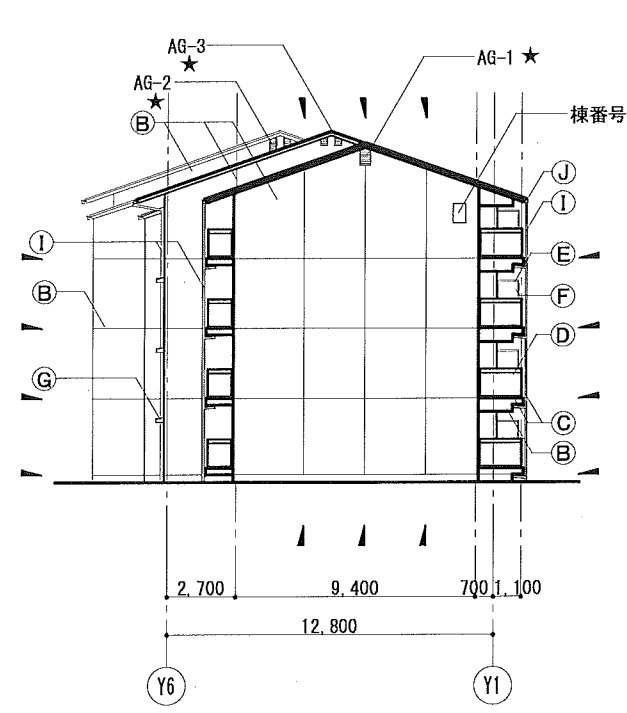
外 部 仕 上 表															
(A)	屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240（カバー工法）	<N4.0>	(E)	パーテーション枠	DP塗り	<5YR3/1>	(I)	壁樋	カラー硬質塩ビ管（既製品）	<茶色>	(M)	物干金物	DP塗り	<2.5YR/8.7/1.5>	
(B)	外壁・階段室壁・手摺壁	可とう形改修塗材E	<7.5YR6/1>	(F)	パーテーション（パネル面）	EP-G塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(J)	軒樋	カラー硬質塩ビ製（既製品）	<茶色>	(N)	消火器BOX	DP塗り	<7.5R/3/6>
(C)	手摺（カラーアルミ製）	DP塗り	<5Y3/1>	(G)	庇	可とう形改修塗材E	<1.25Y8/3>	(K)	屋上	改質アスファルトシート防水	<灰色>	(O)	玄関扉	錆止め兼用特殊ホリシ樹脂塗料塗り	<10YR/4/1>
(D)	手摺パネル	DP塗り	<5YR4/1>	(H)	鋼製建具	DP塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(L)	設備配管	DP塗り	<2.5Y8.7/1.5>				



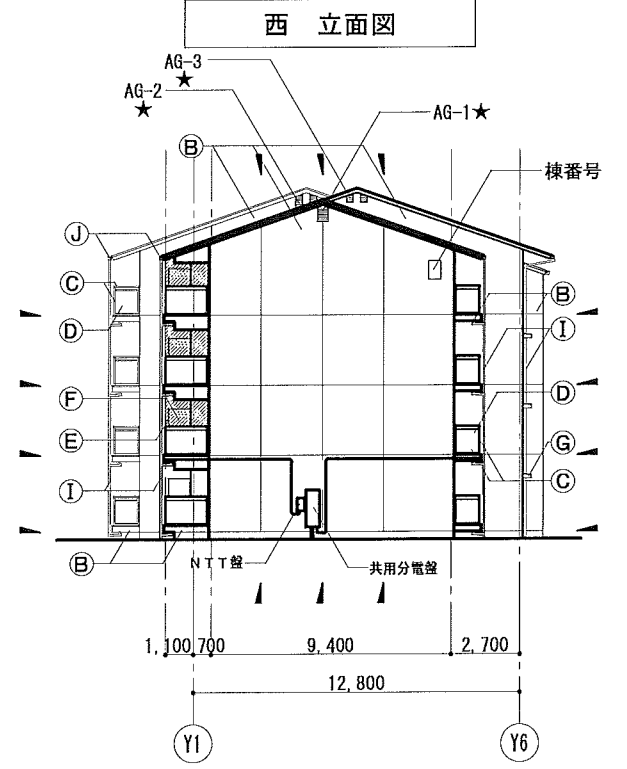
北 立面図



南 立面図



西 立面図



東 立面図

【凡例】

- ハト除けネット一時取外し、復旧
- シーリング再充填工法
- ★ 建具表参照

改修項目

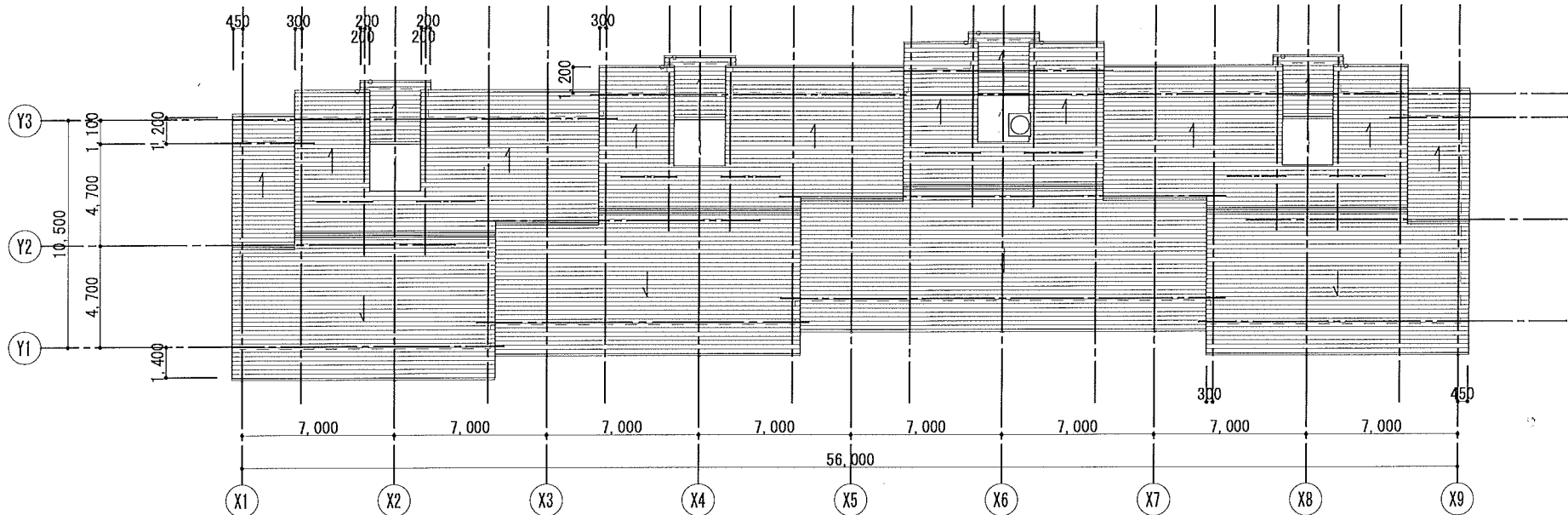
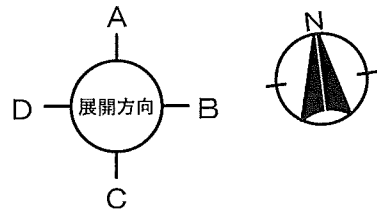
塗装改修

- 共用分電盤 (W540×H1350×D200) → DP塗り
- 電気配管 → DP塗り
- 棟番号（一文字W400×H650） → DP塗り
- 【取付金物共】各棟 2ヶ所
- 排水管、通気管 SGP65A・50A → DP塗り
- 床下換気口 → DP塗り
- 計 24ヶ所
- 屋根用吊環 19φ → 清掃のみ
- 計 22ヶ所
- NTT盤・照明器具 → 清掃のみ
- 計 1ヶ所
- 盗検気筒防護網(SUS) 一時取外し、復旧
- 計 6ヶ所

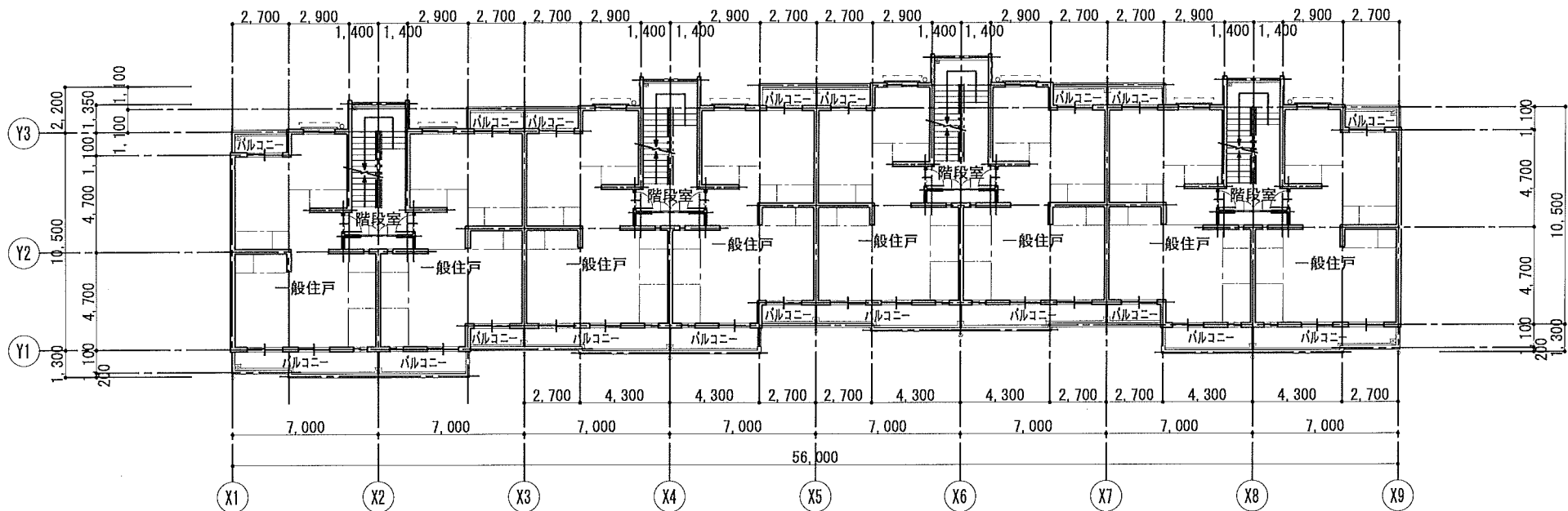
その他の改修

- ハト除けネット 一時取外し、復旧
- 北 W2.5m × H1.0m = 2ヶ所
- 北 W2.5m × H1.3m = 2ヶ所
- 南 W5.7m × H1.0m = 2ヶ所
- 南 W2.6m × H10.0m = 3ヶ所（階段）
- 南 W2.6m × D6.0m = 2ヶ所（階段上部）
- 南 W2.6m × D4.0m = 1ヶ所（階段上部）
- 東 W1.7m × H0.9m = 1ヶ所
- 東 W1.7m × H1.3m = 2ヶ所

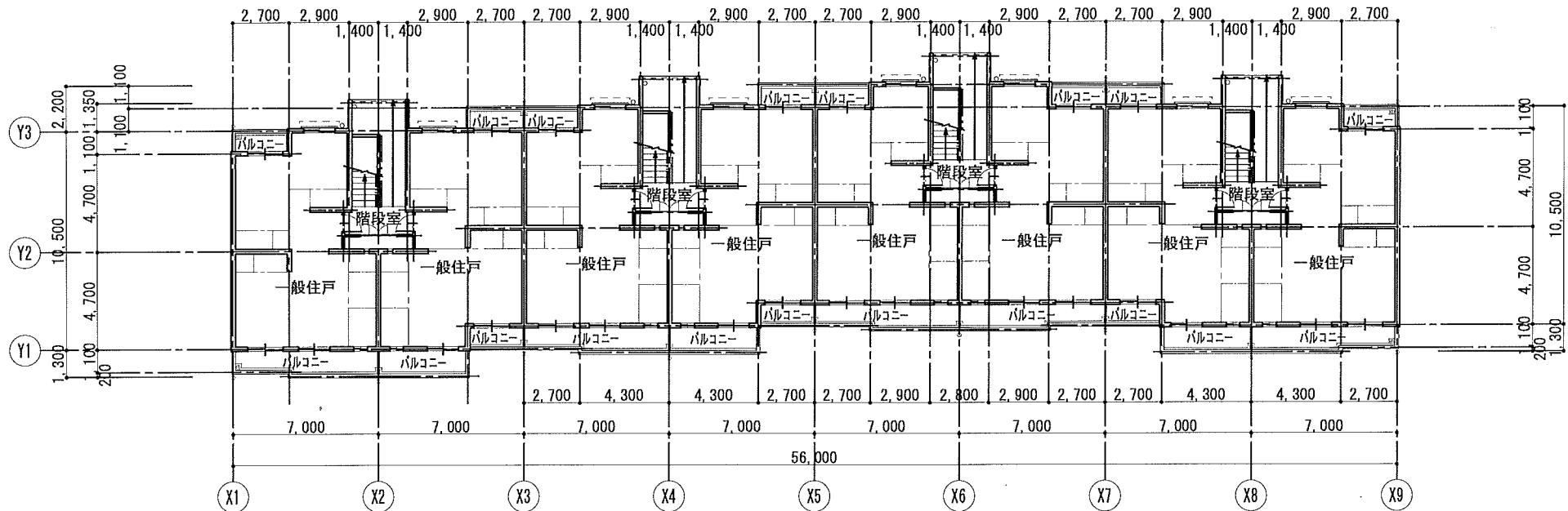
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 3 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		6号棟 平面図	令和 年 月	
		令和 7 年 3 月 S=1/300	維持工事課	



屋根伏図



2～5階平面図

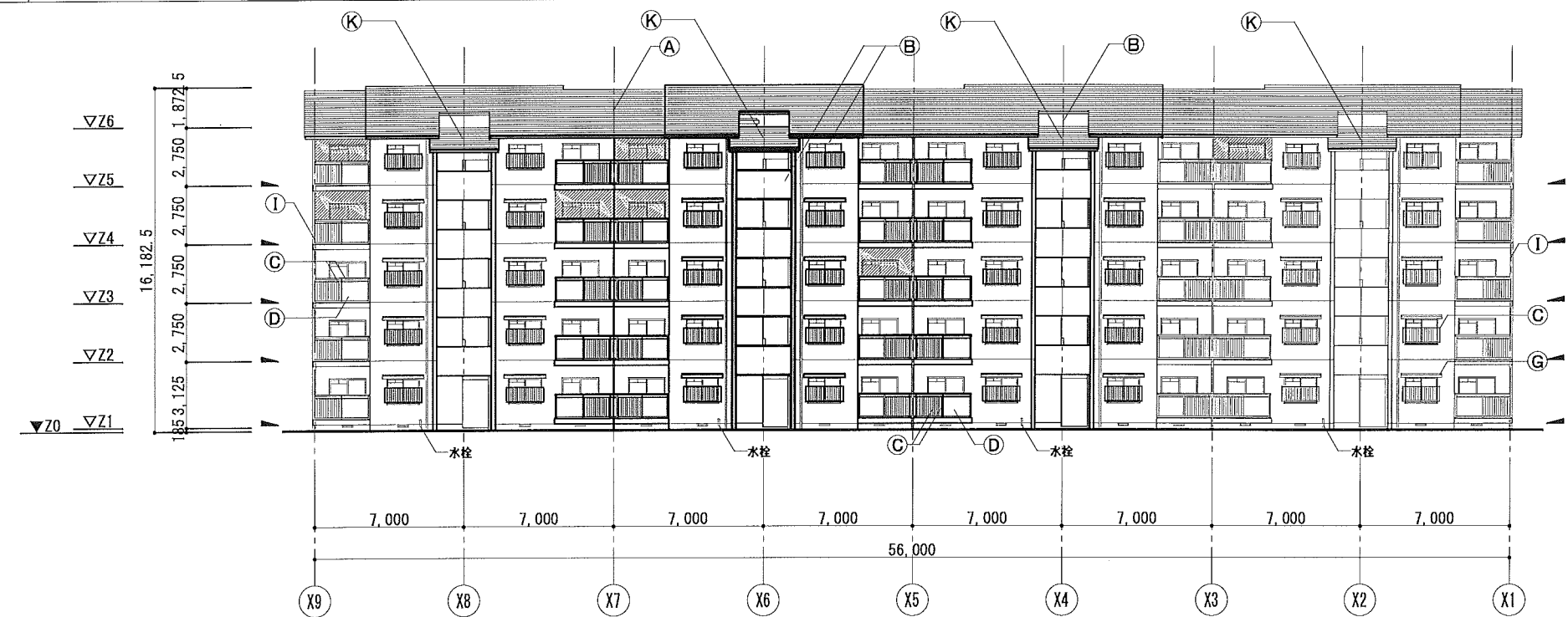


1階平面図

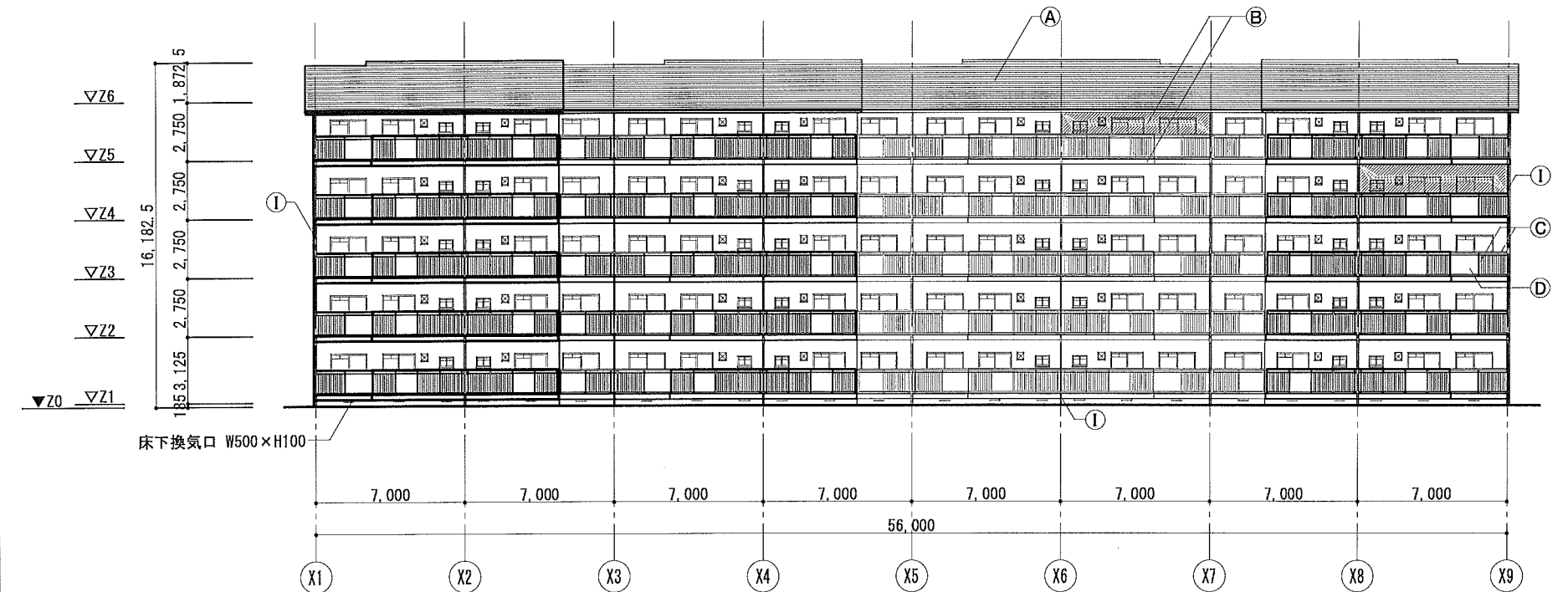
変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 4 4 5 枚の内	NO. 枚の内
		6号棟 立面図	京都市住宅供給公社
		令和 7 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課

発注図

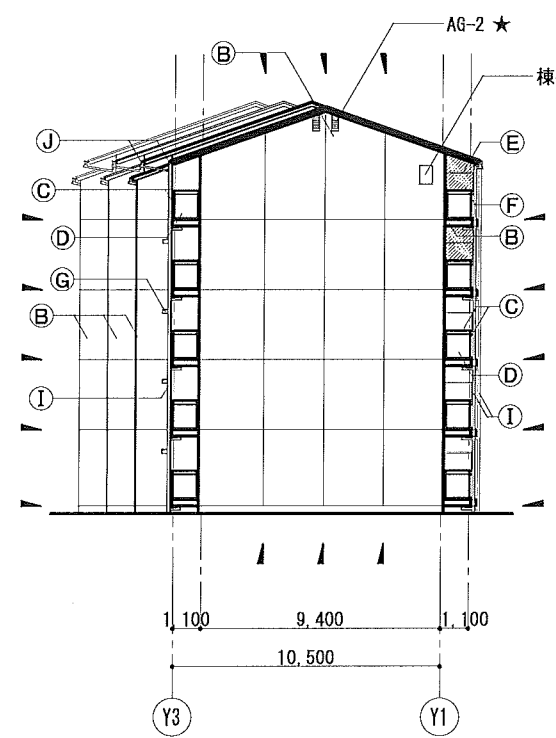
外 部 仕 上 表															
(A)	屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板段葺き@240（カバー工法）	<N4.0>	(E)	パーテーション枠	D P 塗り	<5YR3/1>	(I)	縦樋	カラー硬質塩ビ管（既製品）	<茶色>	(M)	物干金物	D P 塗り	<2.5YR/8.7/1.5>	
(B)	外壁・階段室壁・手摺壁	可とう形改修塗材 E	<7.5YR6/1>	(F)	パーテーション（パネル面）	E P - G 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(J)	軒樋	カラー硬質塩ビ製（既製品）	<茶色>	(N)	消火器BOX	D P 塗り	<7.5R/3/6>
(C)	手摺（カラーアルミ製）	D P 塗り	<5Y3/1>	(G)	庇	可とう形改修塗材 E	<1.25Y8/3>	(K)	屋上	改質アスファルトシート防水	<灰色>	(O)	玄関扉	錆止め兼用特殊木 防カビ樹脂塗料塗り	<10YR/4/1>
(D)	手摺パネル	D P 塗り	<5YR4/1>	(H)	鋼製建具	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(L)	設備配管	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>				



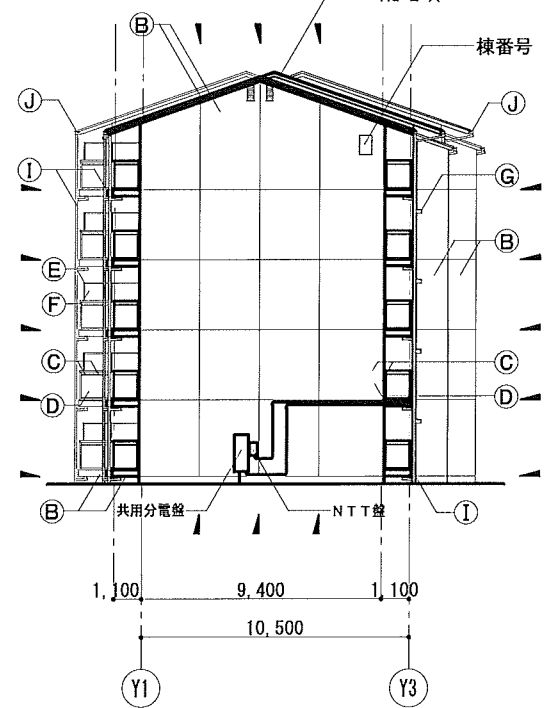
北 立面図



南 立面図



西 立面図



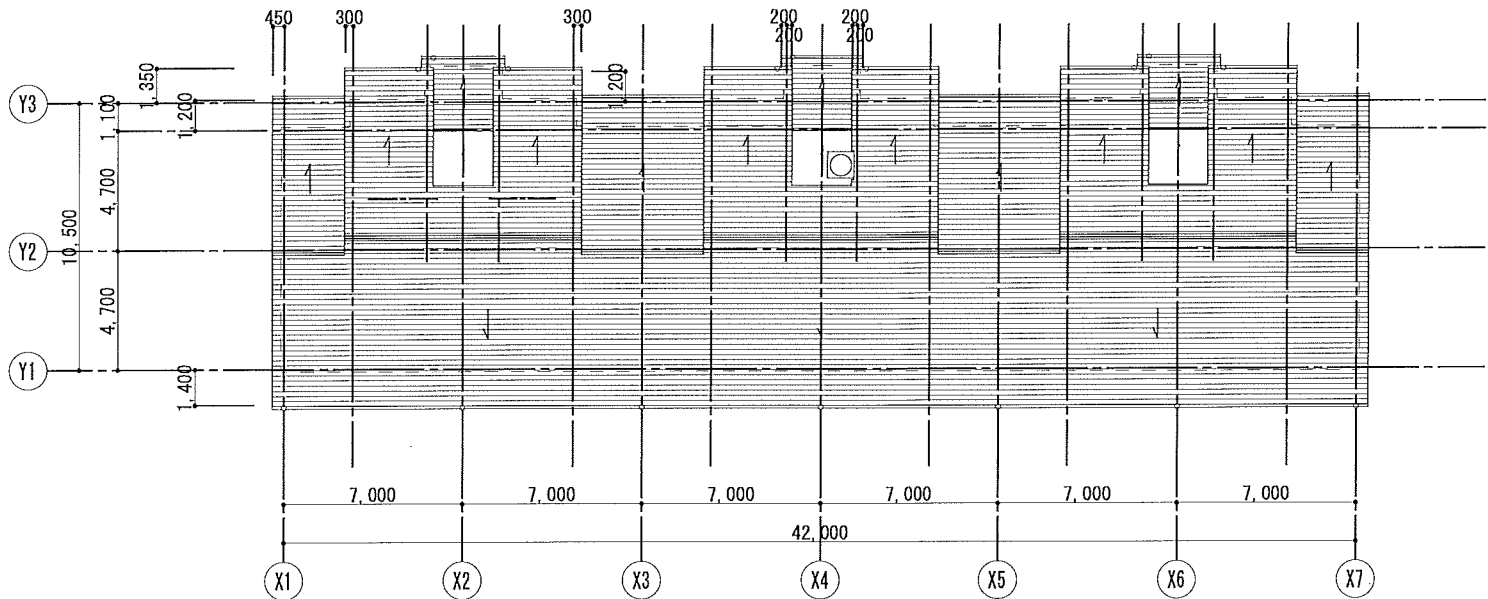
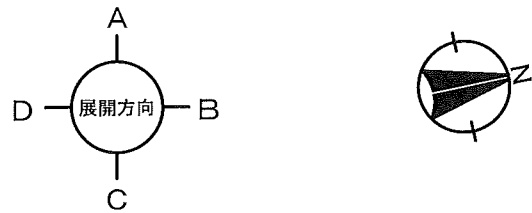
東 立面図

- 【凡例】
- ハト除けネット一時取外し、復旧
 - シーリング再充填工法
 - ★ 建具表参照

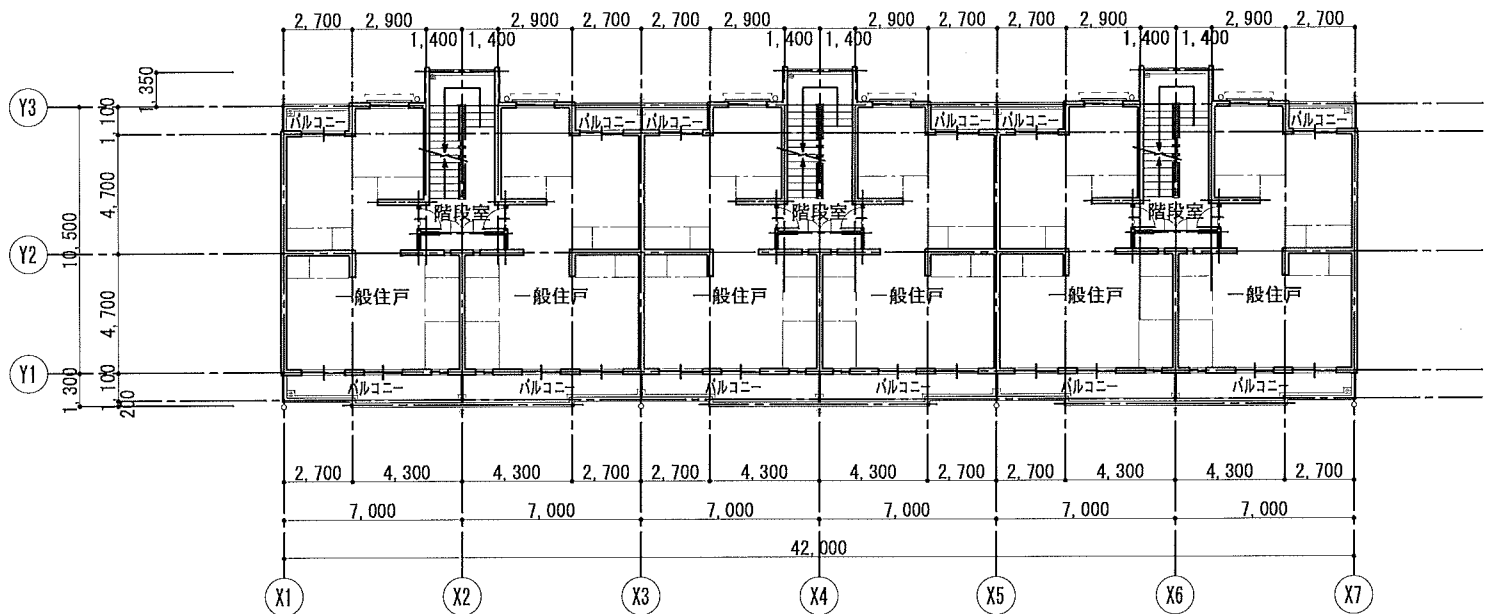
改修項目	
塗装改修	
共用分電盤（W540×H1350×D200）	→ D P 塗り
電気配管	→ D P 塗り
棟番号（一文字W400×H650）	→ D P 塗り
【取付金物共】各棟 2ヶ所	
排水管、通気管 SGP65A・50A	→ D P 塗り
床下換気口	→ D P 塗り
計 40ヶ所	
屋根用吊環 19φ	→ 清掃のみ
計 28ヶ所	
N T T 盤	→ 清掃のみ
計 1ヶ所	

その他の改修	
ハト除けネット 一時取外し、復旧	
→ 北 W2.5m × H1.0m	= 3ヶ所
北 W2.5m × H1.3m	= 4ヶ所
南 W7.0m × H1.0m	= 1ヶ所
南 W7.0m × H1.3m	= 1ヶ所
西 W1.1m × H1.0m	= 1ヶ所
西 W1.1m × H1.3m	= 1ヶ所

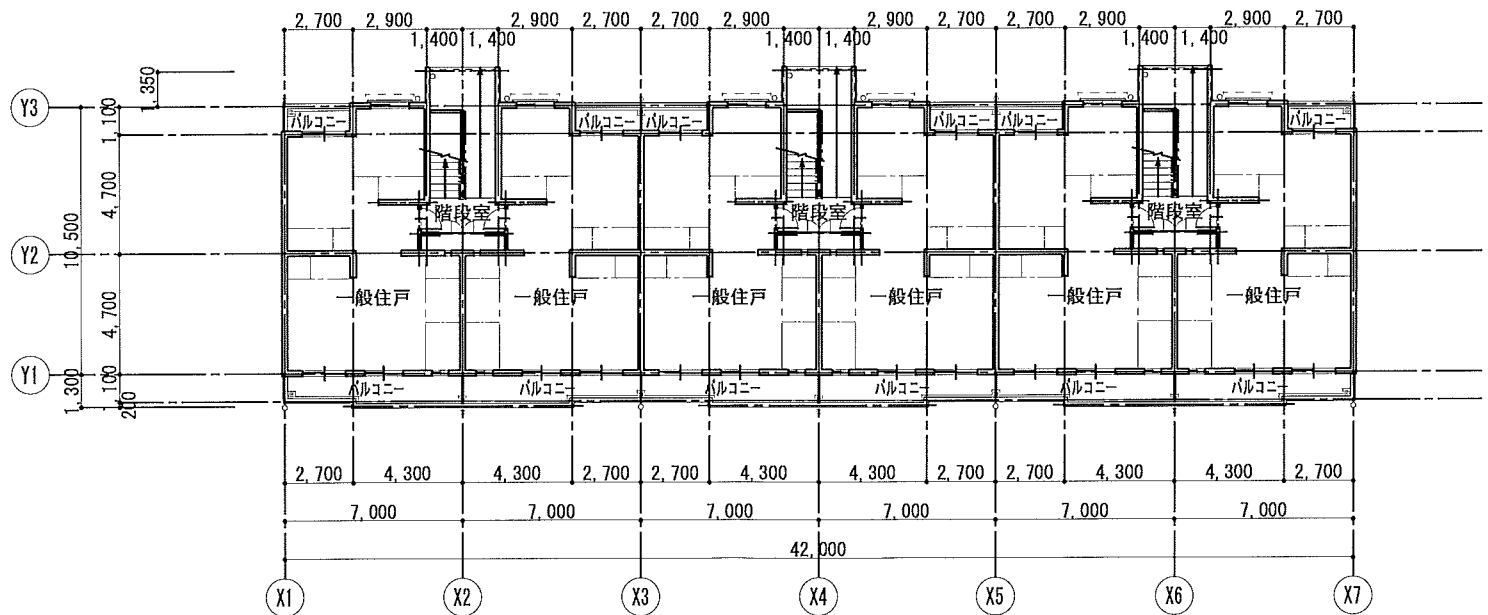
変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 15 45 枚の内	NO. 枚の内	
		7号棟 平面図	令和 年 月	
		令和 7年 3月 S=1/300	維持工事課	



屋根伏図



2～5階平面図

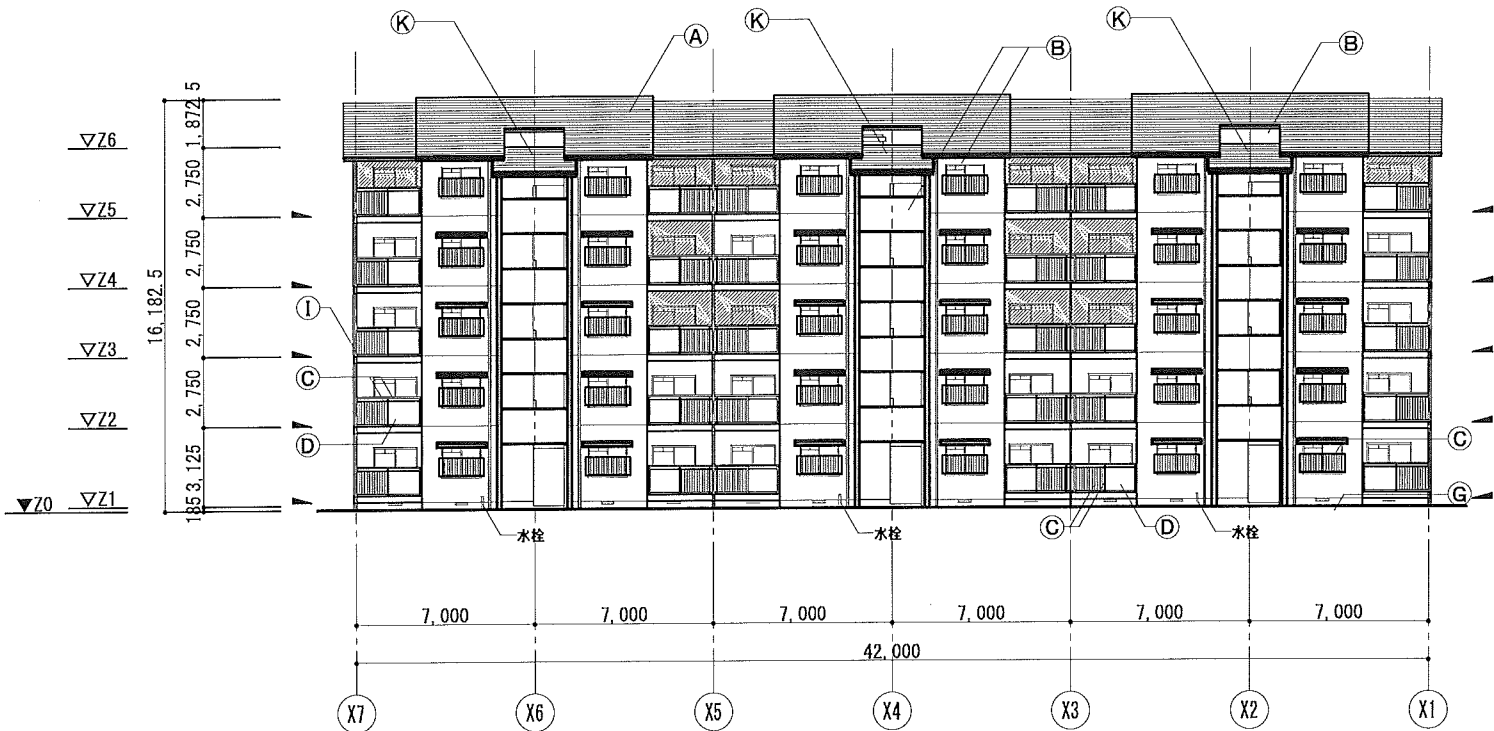


1階平面図

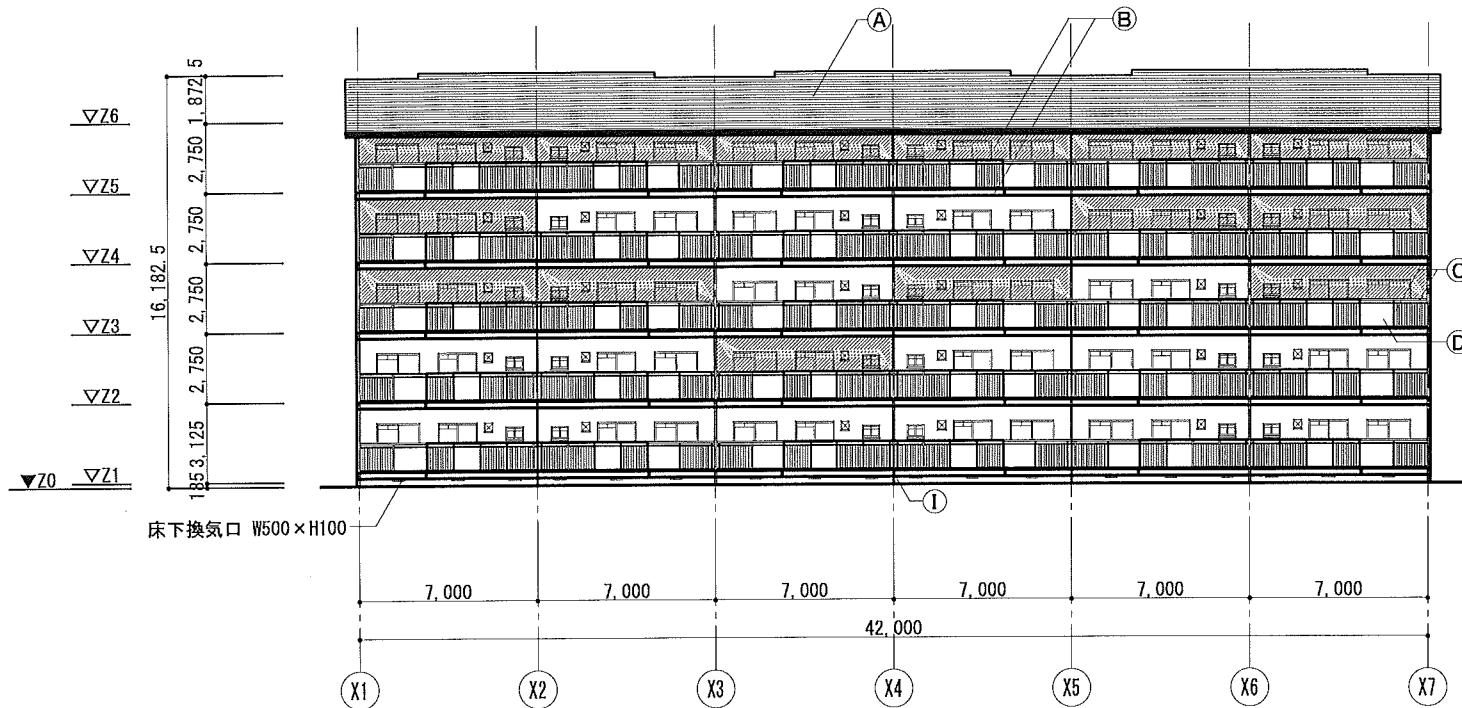
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事				設計変更
	ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 6 4 5 枚の内				NO. 枚の内
	7号棟 立面図				京都市住宅供給公社
	令和 7 年 3 月 S=1/300				維持工事課

発注図

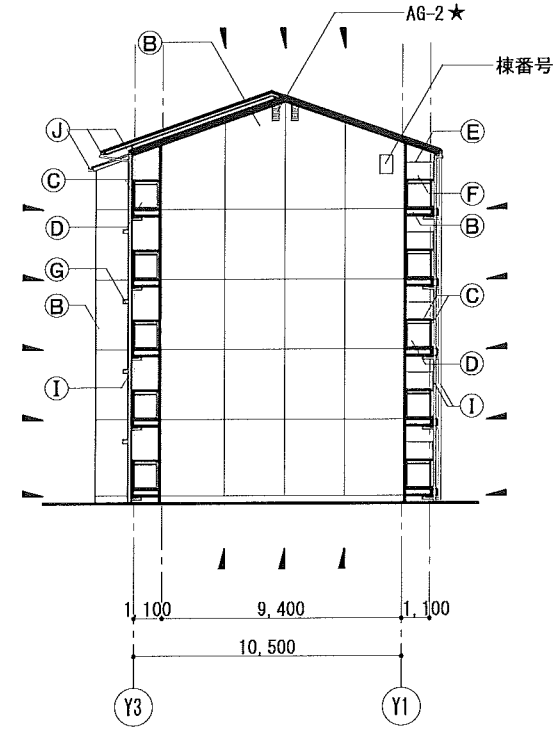
外 部 仕 上 表															
(A)	屋根：厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き@240（カバー工法）	<N4.0>	(E)	パーテーション枠	D P 塗り	<5YR3/1>	(I)	壁樋	カラー硬質塩ビ管（既製品）	<茶色>	(M)	物干金物	D P 塗り	<2.5YR/8.7/1.5>	
(B)	外壁・階段室壁・手摺壁	可とう形改修塗材 E	<7.5YR6/1>	(F)	パーテーション（パネル面）	E P - G 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(J)	軒樋	カラー硬質塩ビ製（既製品）	<茶色>	(N)	消火器BOX	D P 塗り	<7.5R/3/6>
(C)	手摺（カラーアルミ製）	D P 塗り	<5Y3/1>	(G)	庇	可とう形改修塗材 E	<1.25Y8/3>	(K)	屋上	改質アスファルトシート防水	<灰色>	(O)	玄関扉	錆止め兼用特殊* 矽樹脂塗料塗り	<10YR/4/1>
(D)	手摺パネル	D P 塗り	<5YR4/1>	(H)	鋼製建具	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>	(L)	設備配管	D P 塗り	<2.5Y8.7/1.5>				



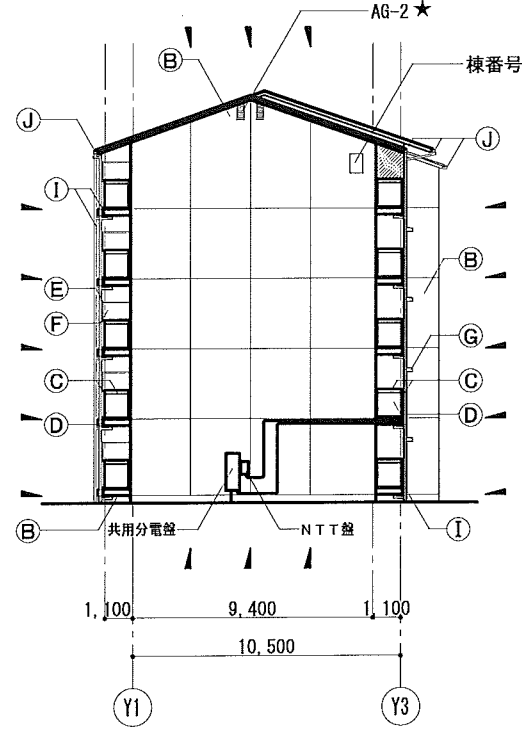
西 立面図



東 立面図



南 立面図



北 立面図

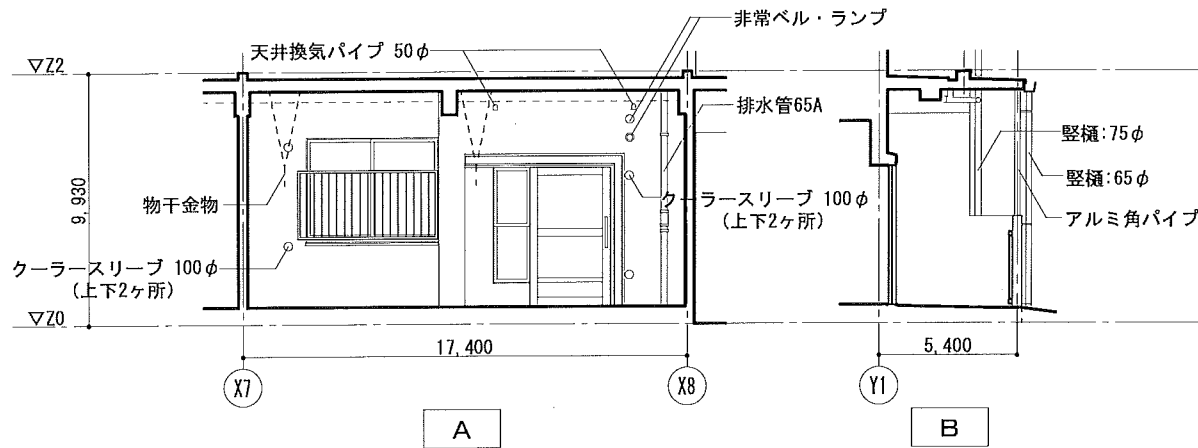
- 【凡例】
- ハト除けネット一時取外し、復旧
 - シーリング再充填工法
 - ★ 建具表参照

改修項目		
塗装改修		
共用分電盤 (N540×H1350×D200)	→	D P 塗り
電気配管	→	D P 塗り
棟番号（一文字W400×H650）	→	D P 塗り
【取付金物共】各棟 2ヶ所		
排水管、通気管 SGP65A・50A	→	D P 塗り
床下換気口	→	D P 塗り
計 30ヶ所		
屋根用吊環 19φ	→	清掃のみ
計 21ヶ所		
NTT盤	→	清掃のみ
計 1ヶ所		
その他の改修		
ハト除けネット 一時取外し、復旧		
→ 西 W2.5m × H1.0m	=	6ヶ所
西 W2.5m × H1.3m	=	7ヶ所
東 W7.0m × H1.0m	=	6ヶ所
東 W7.0m × H1.3m	=	8ヶ所
西 W1.1m × H1.0m	=	1ヶ所

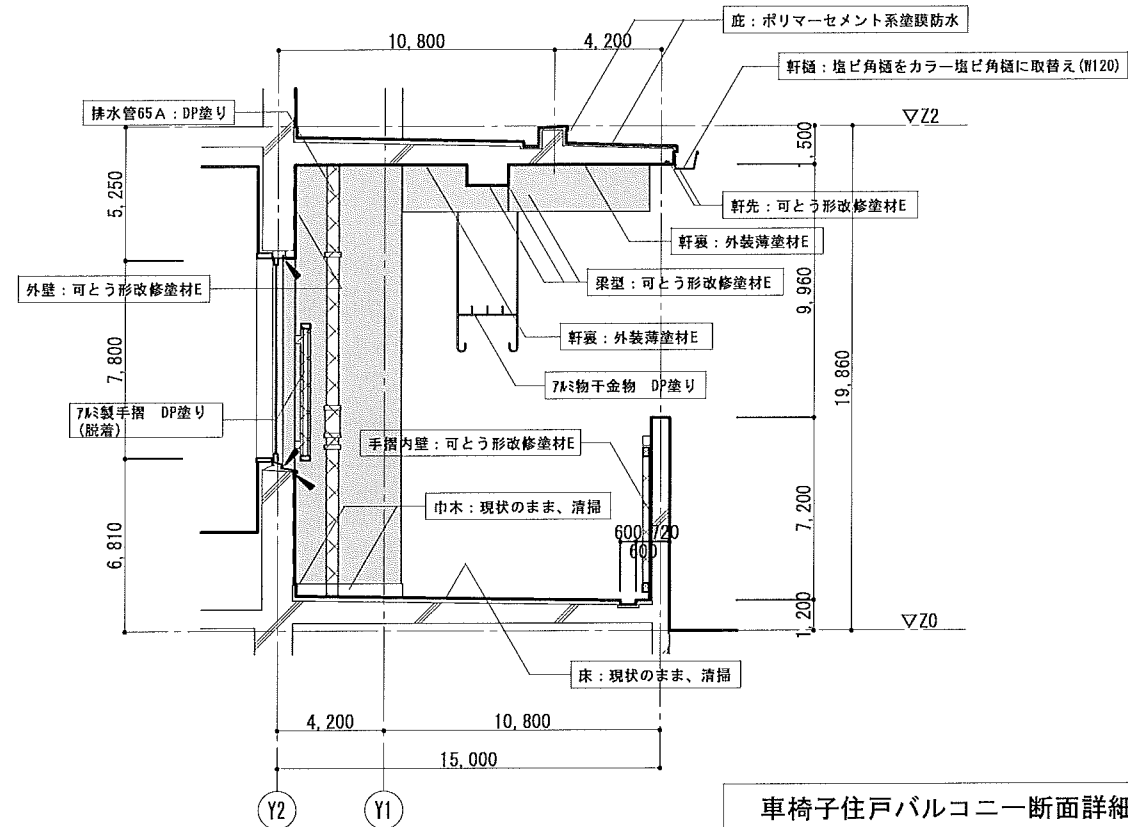
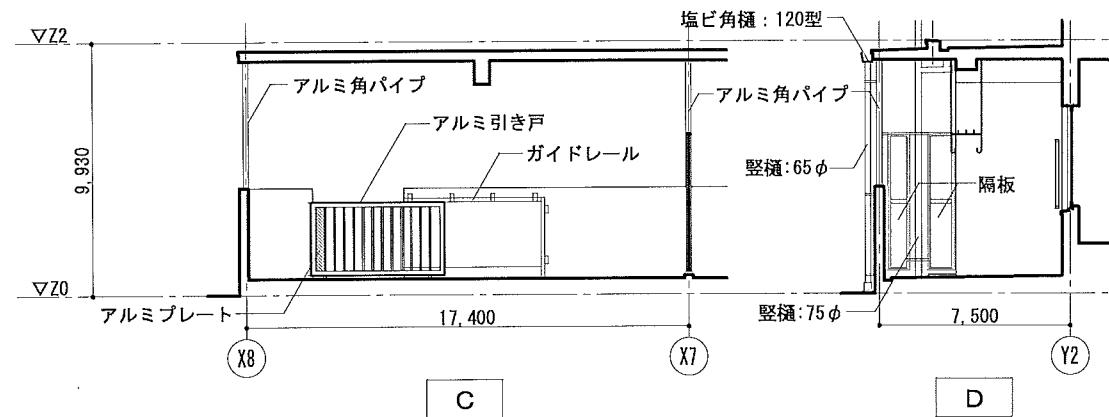
変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事				設計変更		発注図
	ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 1 8 4 5 枚の内				NO. 枚の内		
	バルコニー改修図2				京都市住宅供給公社		
	令和 7 年 3 月 S=1/100				維持工事課		
1・2号棟 バルコニー展開 (Y1、Y2通り側) 【一般住戸】 1号棟：1F～5F 2号棟：1F～4F 最上階天井換気パイプ 50φ (4ヶ所) 排水管65A 換気扇枠 給気ガラリ 物干金物 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.800 3.100 2.700 2.750 ▽Z ▽Z A Y2 1.800 B 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 3.100 2.750 ▽Z ▽Z C 縦樋:75φ 複合パネル 縦格子 1.100 1.100 1.100 D Y1 1.100 D 避難バルコニー							
1・2号棟 バルコニー展開 (Y5通り側) 【一般住戸】 1号棟：1F～5F 2号棟：1F～4F 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 2.700 2.750 ▽Z ▽Z A Y5 1.100 B 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 2.700 2.750 ▽Z ▽Z C 縦樋:75φ 複合パネル 縦格子 1.100 1.100 1.100 D Y5 1.100 D							
6・7号棟 バルコニー展開 (Y1通り側) 【一般住戸】 6号棟：1F～5F 7号棟：1F～7F 天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 排水管65A 換気扇枠 給気ガラリ 物干金物 最上階天井換気パイプ 50φ (4ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 4.300 2.700 2.750 ▽Z ▽Z A Y1 1.100 B 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 複合パネル 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 4.300 2.750 ▽Z ▽Z C Y1 1.300 D 浴室風呂釜の給排水口の養生は事故や機器の故障等が生じないよう十分に注意すること							
6・7号棟 バルコニー展開 (Y3通り側) 【一般住戸】 6号棟：1F～5F 7号棟：1F～5F 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 2.700 2.750 ▽Z ▽Z A Y3 1.100 B 縦樋:75φ 隔板 アルミ手摺 複合パネル 縦格子 最上階天井換気パイプ 50φ (2ヶ所) 最上階天井 クーラースリーブ 100φ 1.150 1.350 2.700 2.700 2.750 ▽Z ▽Z C Y3 1.100 D							
改修項目							
塗装改修		防水改修		その他の改修			
外壁に面する壁 軒天井 手摺：支柱・笠木・手摺子 天井換気パイプ φ50 アルミ製物干し金物 排水管 65A・通気管 50A アルミ角パイプ		可とう形改修塗材E → 外装薄塗材E D P塗り 片面 D P塗り D P塗り D P塗り D P塗り D P塗り		バルコニー排水溝、立上り 給気ガラリ周囲 → ポリマーセメント系塗膜防水 → シール再充填工法			
				アルミ手摺 複合パネル 排水管、掘み金物 上皿パネル及び金物等共通 排水管支持金物 縦樋（バルコニー取りつき部分）の支持金物 縦樋（躯体取りつき部分）の支持金物			
				→ 耐候性塗料（D P）塗り → 耐候性塗料（D P）塗り → 耐候性塗料（D P）塗り → 取り付けボルト（ビス）は締め直し及び抜け箇所は新設 → 耐候性塗料（D P）塗り → 清掃のみ → SUS304に取替			

変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 19 45 枚の内	NO. 枚の内	
		バルコニー改修図3	京都市住宅供給公社	
		令和 7年 3月 S=1/100 1/50	令和 年 月 維持工事課	

1号棟
バルコニー展開
(Y1, Y2通り側)
【車椅子住戸】
1号棟：1F



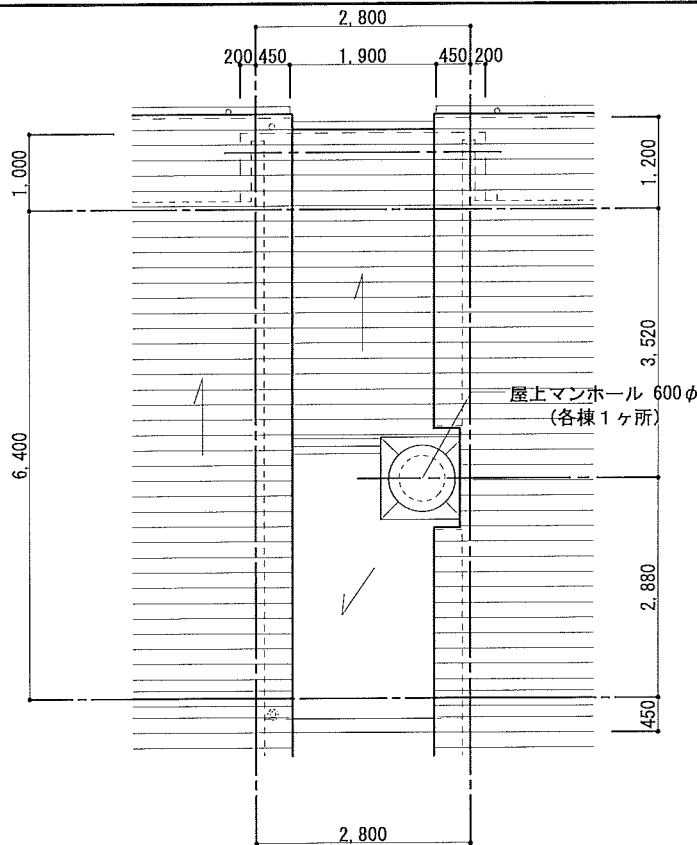
1号棟
バルコニー展開
(Y1, Y2通り側)
【車椅子住戸】
1号棟：1F



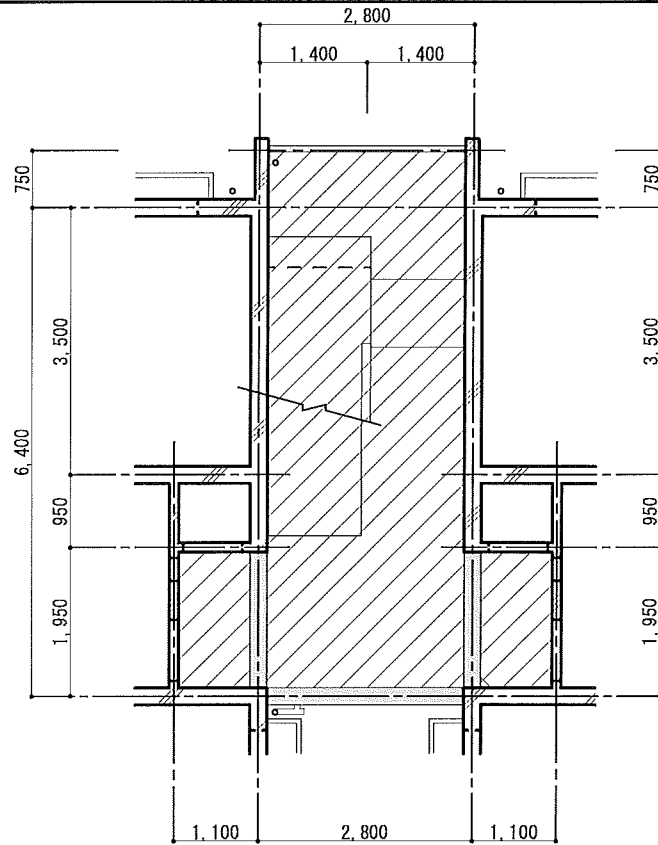
車椅子住戸バルコニー断面詳細図 1/50

改修項目					
塗装改修		防水改修		その他の改修	
外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E 軒天井 → 外装薄塗材 E 手摺：支柱・笠木・手摺子 → D P塗り 天井換気パイプ φ50 → 片面 D P塗り アルミ製物干し金物 → D P塗り 排水管 65A ・ 通気管 50A → D P塗り 車椅子住戸アルミ引き戸（ガイドレール共） → D P塗り アルミ角パイプ → D P塗り		バルコニー排水溝、立上り → ポリマーセメント系塗膜防水 給気ガラリ周囲 → シール再充填工法		アルミ製手摺 → 耐候性塗料（D P）塗り 複合パネル → 耐候性塗料（D P）塗り 排水管、掴み金物 → 耐候性塗料（D P）塗り 上記パネル及び金物等共通 → 取り付けボルト（ビス）は締め直し及び抜け箇所は新設 排水管支持金物 → 耐候性塗料（D P）塗り 縦樋（バルコニー取りつき部分）の支持金物 → 清掃のみ 縦樋（躯体取りつき部分）の支持金物 → SUS304に取替	
				目隠しパネル → 耐候性塗料（D P）塗り	

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 20 45 枚の内	NO. 枚の内	
		1・2号棟 階段改修図（平面図）	令和 年 月	
		令和 7年 3月 S=1/300 維持工事課		

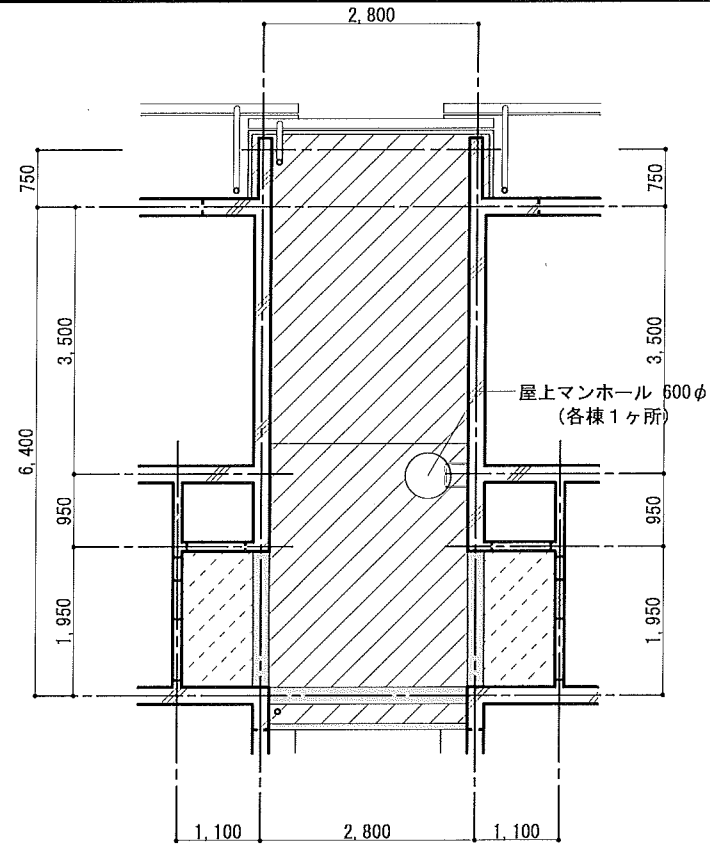


屋根伏図



1～3(4)階天井伏図

※()は1号棟を示す



4(5)階天井伏図

※()は1号棟を示す

改修項目

塗装改修

- | | | |
|-------------|---|-----------|
| 外部に面する壁 | → | 可とう形改修塗材E |
| 天井 | → | 外装薄塗材E |
| ポーチ天井（最上階） | → | EP-G |
| 鋼製建具 | → | DP塗り（枠共） |
| ガス配管 SGP60A | → | DP塗り |

防水改修

- | | | |
|--------|---|---------------|
| 階段室排水溝 | → | ポリマーセメント系塗膜防水 |
|--------|---|---------------|

その他の改修

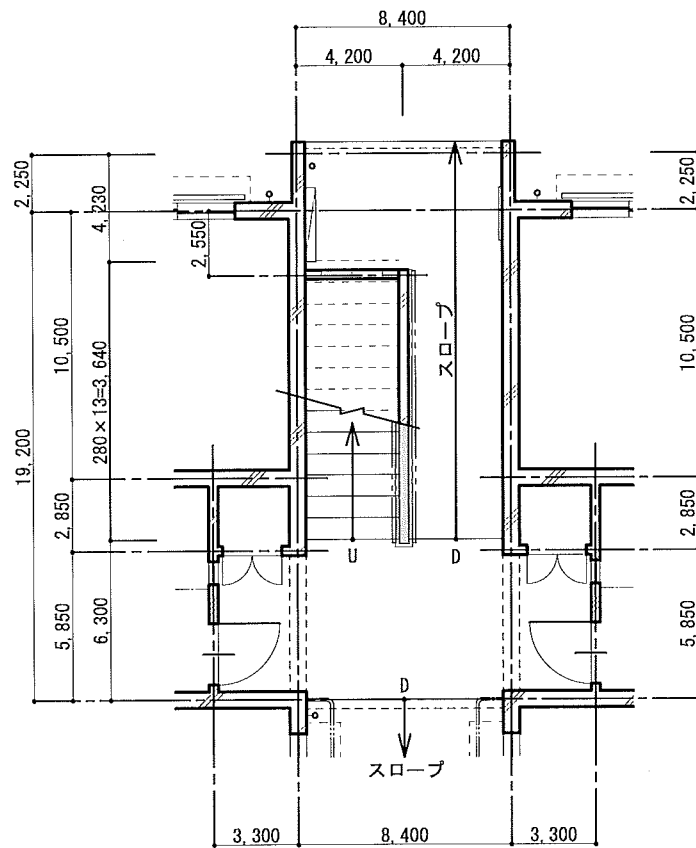
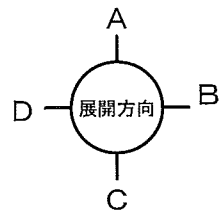
- 既存壁紙：カラーVP65φに取替え
掘み金物、支持金物：SUS304に取替え
（@1200以下）

その他

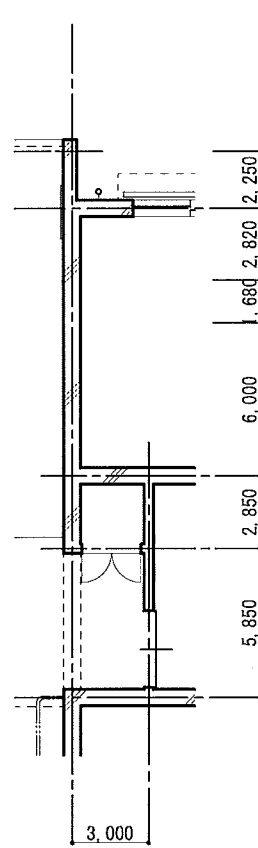
- 既設配管等（設備配管含む）については養生を行うこと

【凡例】

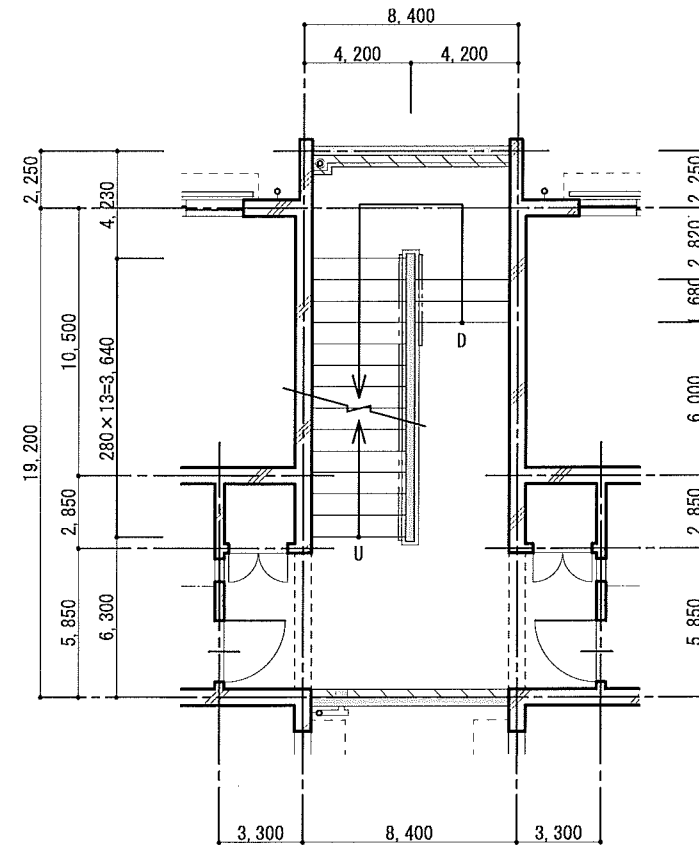
- | | |
|----------------------------|----------------|
| 低汚染型水性フッ素樹脂塗料
可とう形改修塗材E | ローラーリシン 外装薄塗材E |
| ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様 | 耐候性塗料塗り（DP） |
| つや有合成樹脂エマルジョンペイント（EP-G） | シーリング再充填工法 |



1階平面図

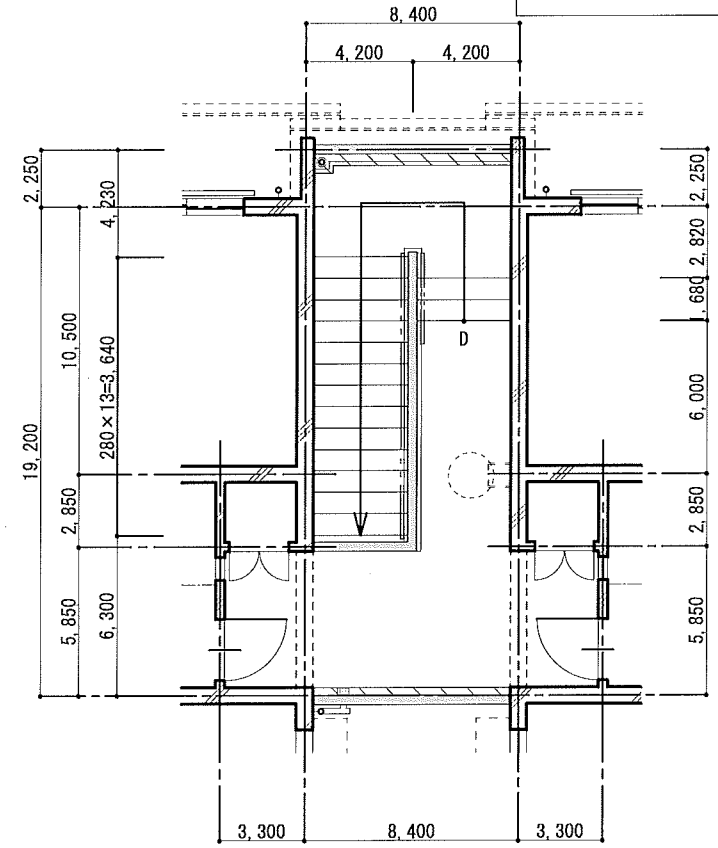


1階平面図(車椅子住戸)



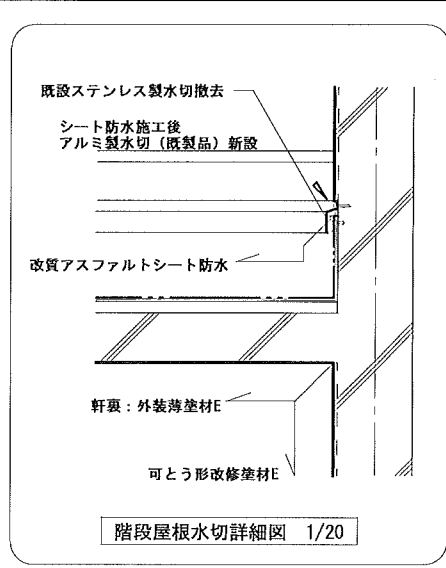
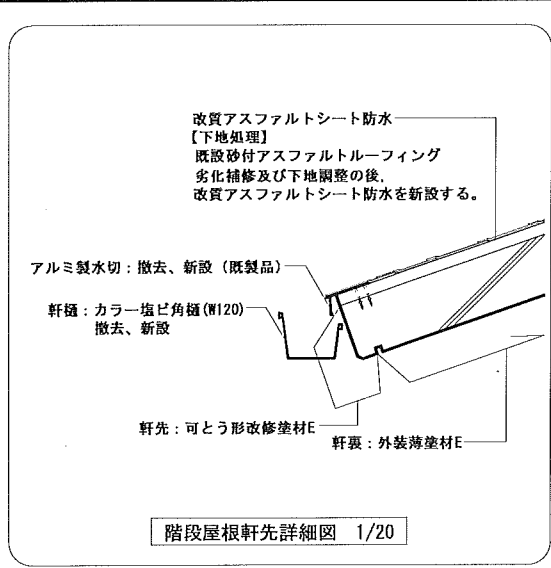
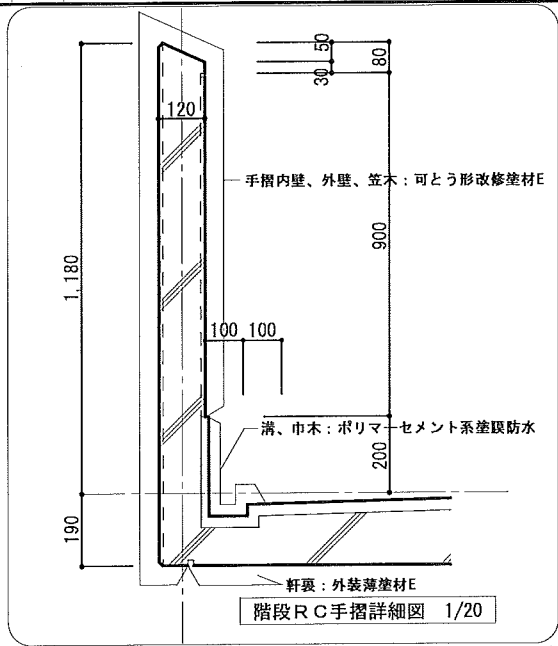
2・3(4)階平面図

※()は1号棟を示す



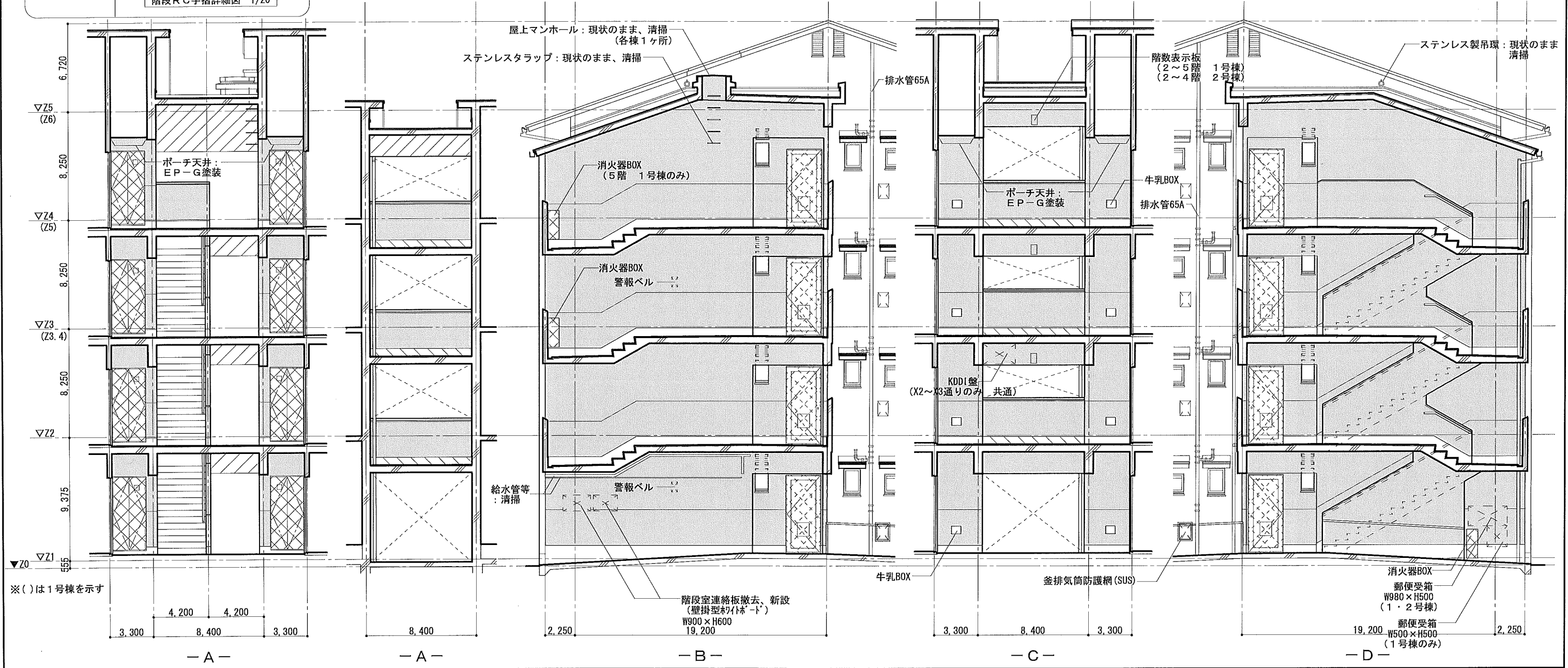
4(5)階平面図

※()は1号棟を示す



改修項目	
塗装改修	その他の改修
外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E	既存堅壁：カラーVP75φに取替え 掘み金物、支持金物 SUS304に取替え （@1200以下）
階段室内壁 → 可とう形改修塗材E	建具塗装時、階数表示板脱着 1号棟 12ヶ所 2号棟 9ヶ所
腰壁・手摺り壁 → 可とう形改修塗材E	階段室連絡板撤去、新設 （壁掛型約160×120） 1号棟 12ヶ所 2号棟 12ヶ所
タラップ設置壁 → 可とう形改修塗材E	KDDI盤（W800×D200×H500）→清掃のみ 各号棟 1ヶ所
天井 → 外装薄塗材E	
ポーチ天井（最上階） → E P-G	
鋼製建具（玄関扉を除く） → D P塗り（特共）	
玄関扉 → 錆止め兼用特殊リリシ樹脂塗料	
消火器BOX（W280×D210×H750） → D P塗り、文字入れ （カッティングシート） 1号棟 9ヶ所 2号棟 6ヶ所	
牛乳BOX（W235×H200） → 清掃のみ 1号棟 30ヶ所 2号棟 24ヶ所	
防水改修	
屋根 → 改質アスファルトシート防水 既設アスファルトルーフィング葺き下地劣化補修及び下地調整の後、 改質アスファルトシート防水を新設する。	
階段室踊り場排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水	

- 【凡例】
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料
可とう形改修塗材E
 - ローラーリシン 外装薄塗材E
 - ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
 - 耐候性塗料塗り（DP）
 - 錆止め兼用特殊リリシ樹脂塗料塗り



変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 2 4 5 枚の内	NO. 枚の内
		2号棟 階段改修図 (X5～X6間階段 平面図)	京都市住宅供給公社
		令和 7年 3月 S=1/100	令和 年 月 維持工事課

発注図

改修項目

塗装改修

外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E
天井 → 外装薄塗材E
ポーチ天井 (最上階) → EP-G
鋼製建具 → DP塗り (枠共)
ガス配管 SGP60A → DP塗り

防水改修

階段室排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

その他の改修

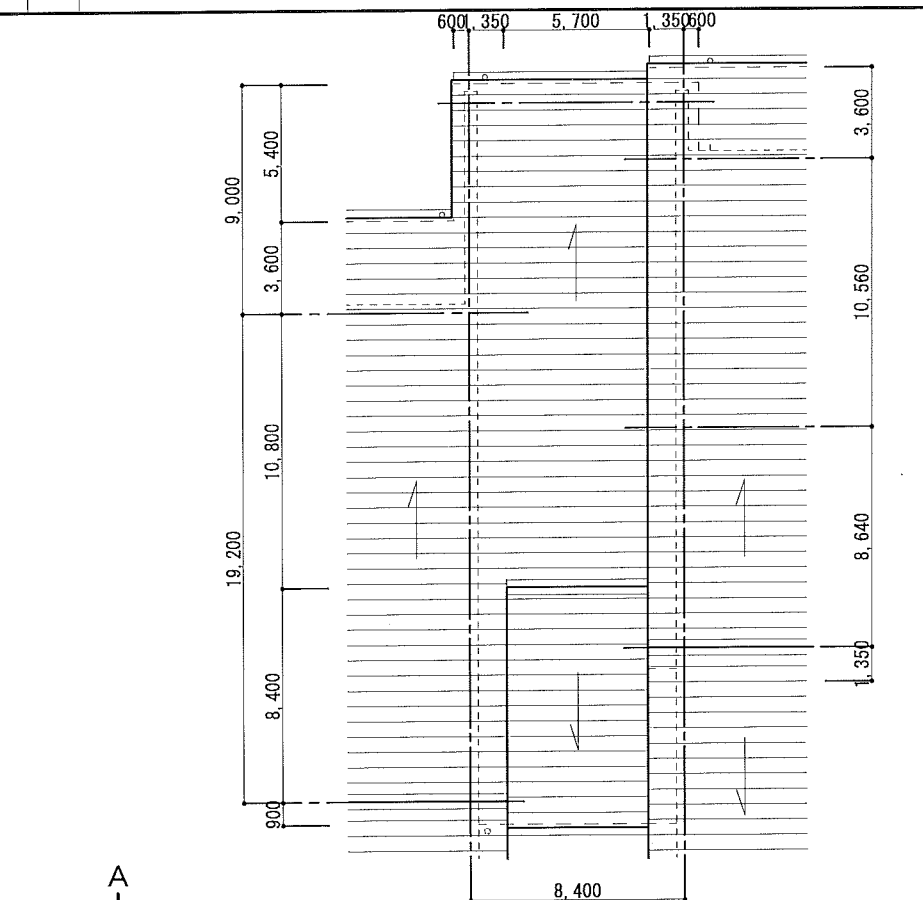
既存壁紙: カラーVP65φに取替え
掘み金物、支持金物: SUS304に取替え
(φ1200以下)

その他

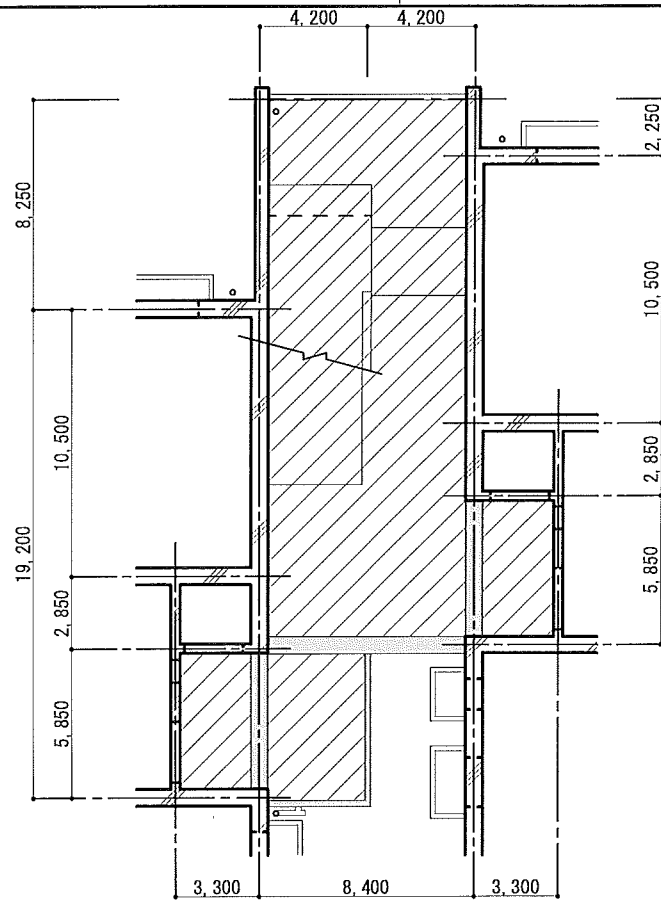
既設配管等 (設備配管含む) については養生を
行うこと

【凡例】

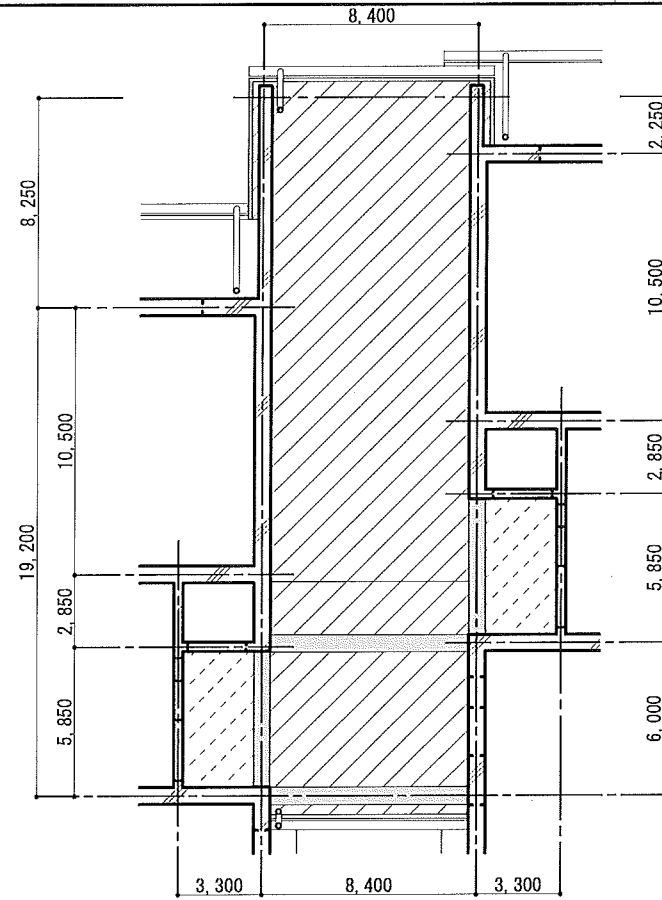
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料
可とう形改修塗材E
- ローラーリシン 外装薄塗材E
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- 耐候性塗料塗り (DP)
- つや有合成樹脂エマルジョンペイント
(EP-G)
- シーリング再充填工法



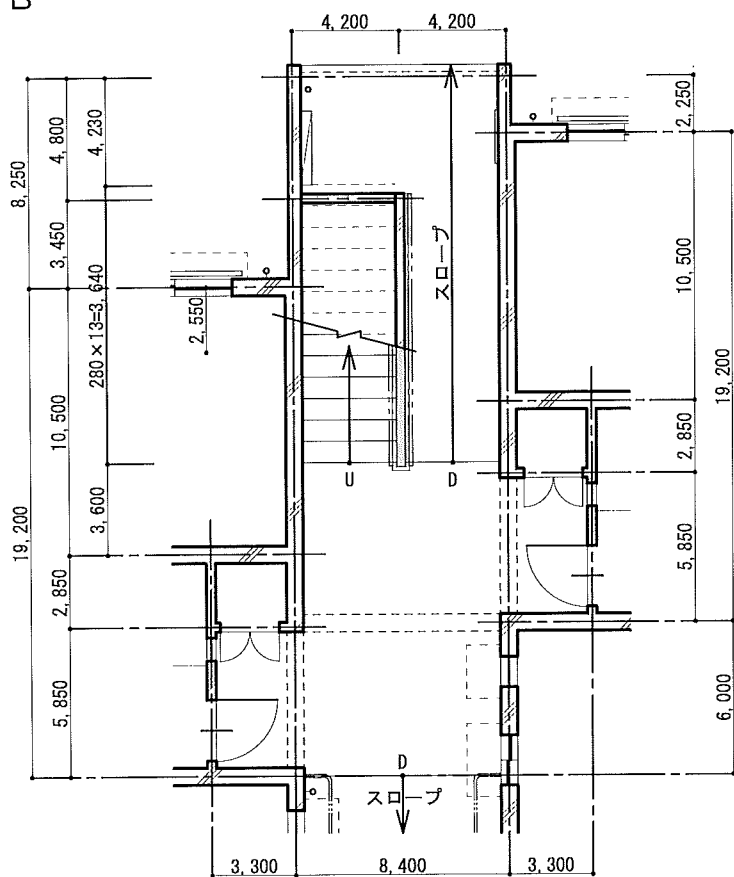
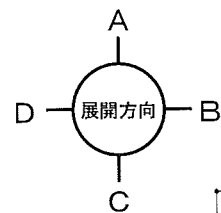
屋根伏図



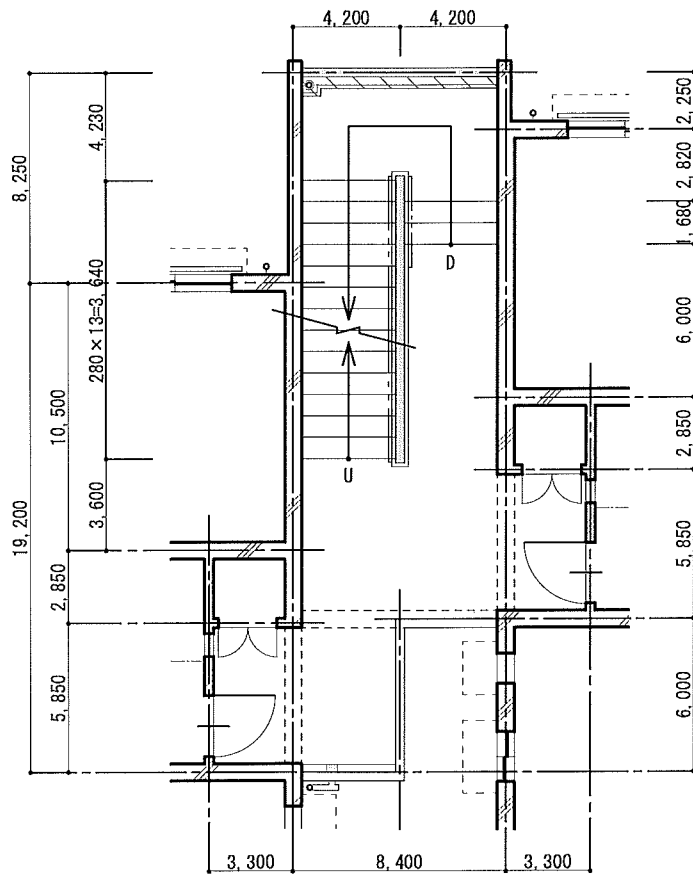
1～3階天井伏図



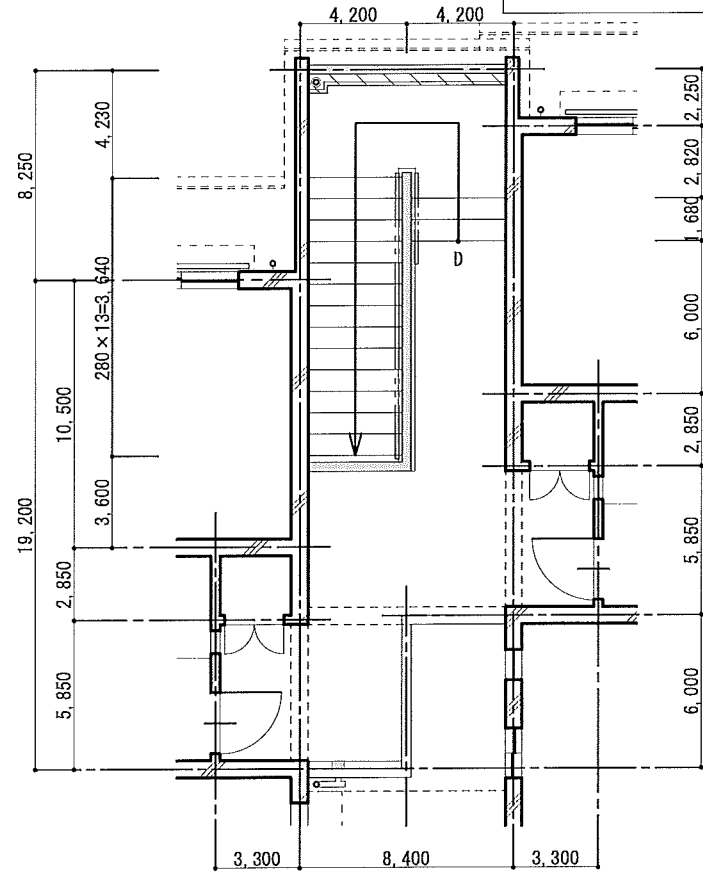
4階天井伏図



1階平面図



2・3階平面図



4階平面図

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 3 4 5 枚の内	N0. 枚の内
		2号棟 階段改修図（X5～X6間階段断面展開詳細図）	京都市住宅供給公社
		令和 7 年 3 月 S=1/100	令和 年 月 維持工事課

発注図

改修項目

塗装改修

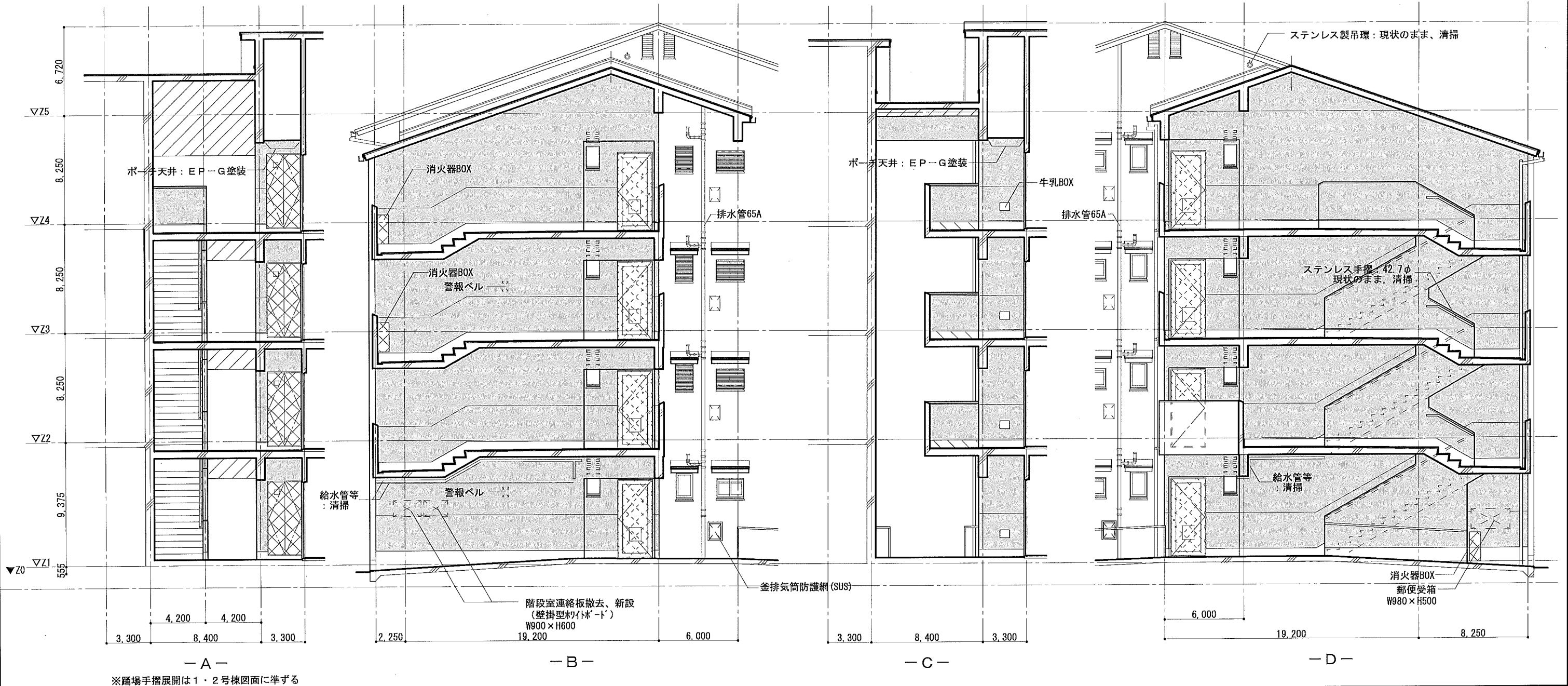
- | | | | |
|------------------------|---|---------------------------|----------------------|
| 外部に面する壁 | → | 可とう形改修塗材E | その他の改修 |
| 階段室内部壁 | → | 可とう形改修塗材E | 既存堅樋：カラーVP75φに取替え |
| 腰壁・手摺り壁 | → | 可とう形改修塗材E | 摺り金物、支持金物 SUS304に取替え |
| タラップ設置壁 | → | 可とう形改修塗材E | (@1200以下) |
| 天井 | → | 外装薄塗材E | 建具塗装時、階数表示板脱着 |
| ポーチ天井（最上階） | → | E P-G | |
| 銅製建具（玄関扉を除く） | → | D P塗り（枠共） | 壁塗装時、階段室連絡板撤去、新設 |
| 玄関扉 | → | 錆止め兼用特殊リリル樹脂塗料 | （壁掛型約1100×1100） |
| 消火器BOX（W280×D210×H750） | → | D P塗り、文字入れ
（カッティングシート） | |

防水改修

- 屋根 → 改質アスファルトシート防水
既設アスファルトルーフィング葺き下地劣化補修及び下地調整の後、
改質アスファルトシート防水を新設する。
- 階段室踊場排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

【凡例】

- ☐ 低汚染型水性フッ素樹脂塗料
可とう形改修塗材E
- ☒ ローラーリシン 外装薄塗材E
- ☒ ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- ☒ 耐候性塗料塗り（D P）
- ☒ 錆止め兼用特殊リリル樹脂塗料塗り



※踊場手摺展開は1・2号棟図面に準ずる

変更 記 事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 4 4 5 枚の内	NO. 枚の内
		6・7号棟 階段改修図（平面図）	令和 年 月
		令和 7 年 3 月 S=1/100	維持工事課

発注図

改修項目

塗装改修

外部に面する壁 → 可とう形改修塗材E
 天井 → 外装薄塗材E
 ポーチ天井（最上階） → EP-G
 鋼製建具 → DP塗り（特共）
 ガス配管 SGP60A → DP塗り

防水改修

階段室排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

その他の改修

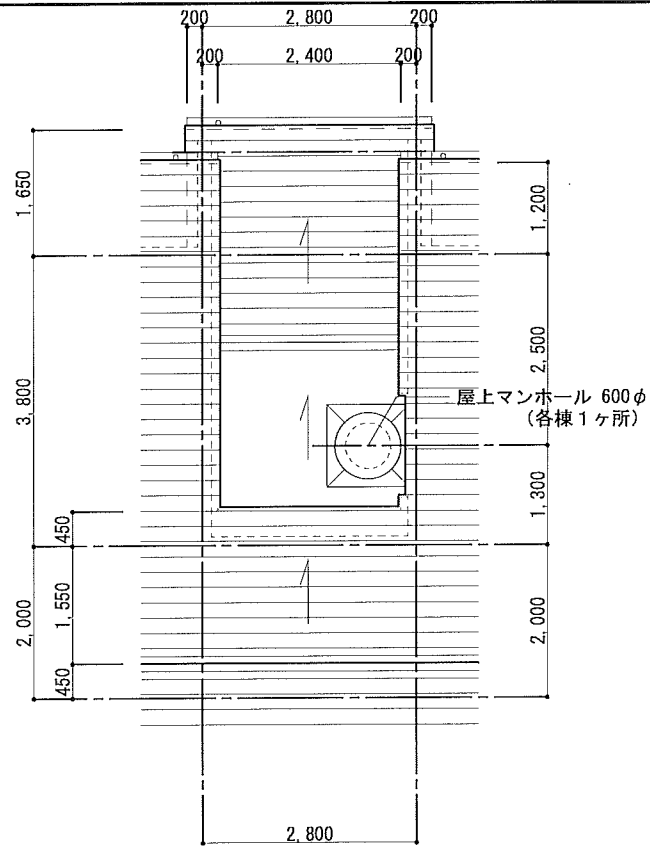
既存窓枠：カラーVP65φに取替え
 掘み金物、支持金物：SUS304に取替え
 （@1200以下）

その他

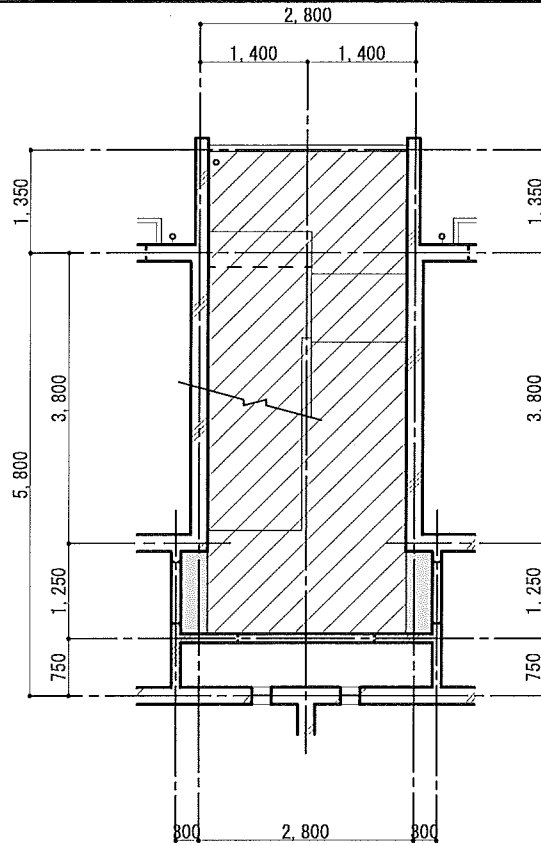
既設配管等（設備配管含む）については養生を行うこと

【凡例】

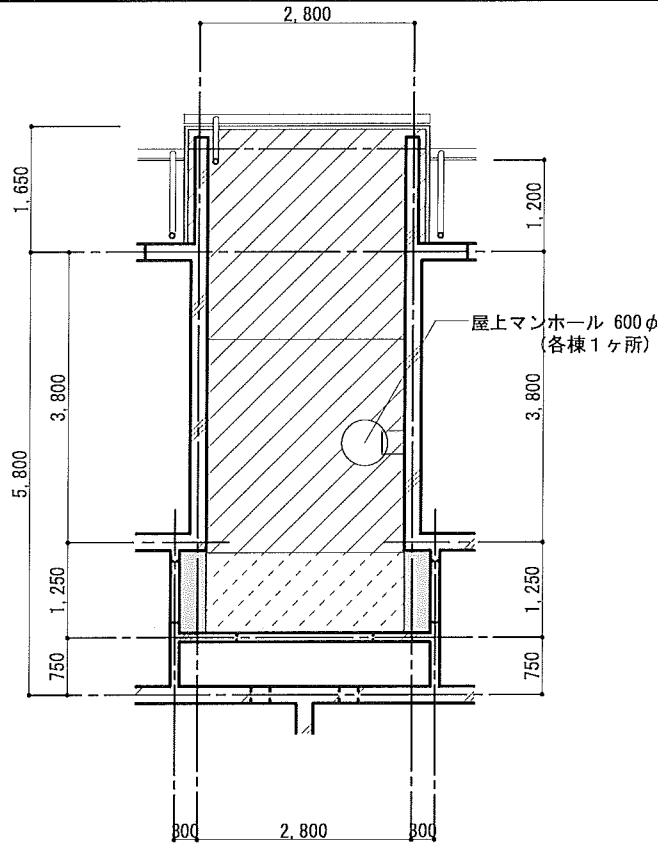
- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料
可とう形改修塗材E
- ローラーリシン 外装薄塗材E
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- 耐候性塗料塗り（DP）
- つや有合成樹脂エマルジョンペイント（EP-G）
- シーリング再充填工法



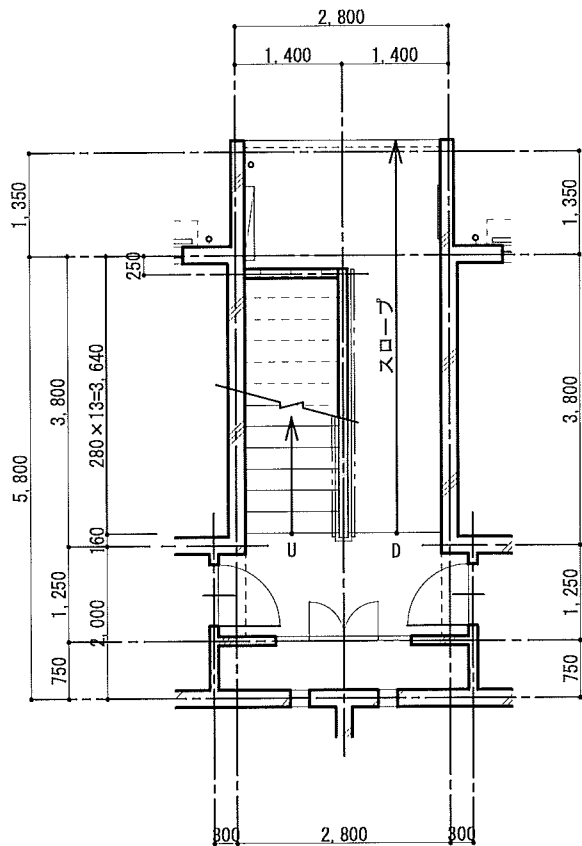
屋根伏図



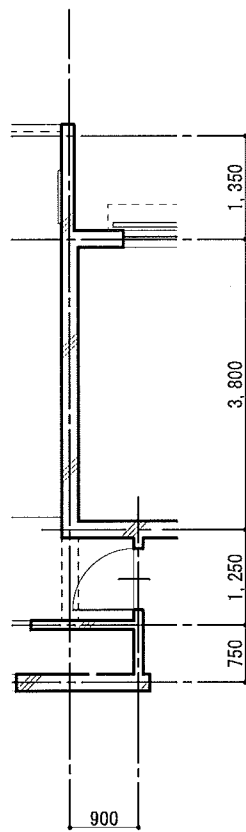
1～4階天井伏図



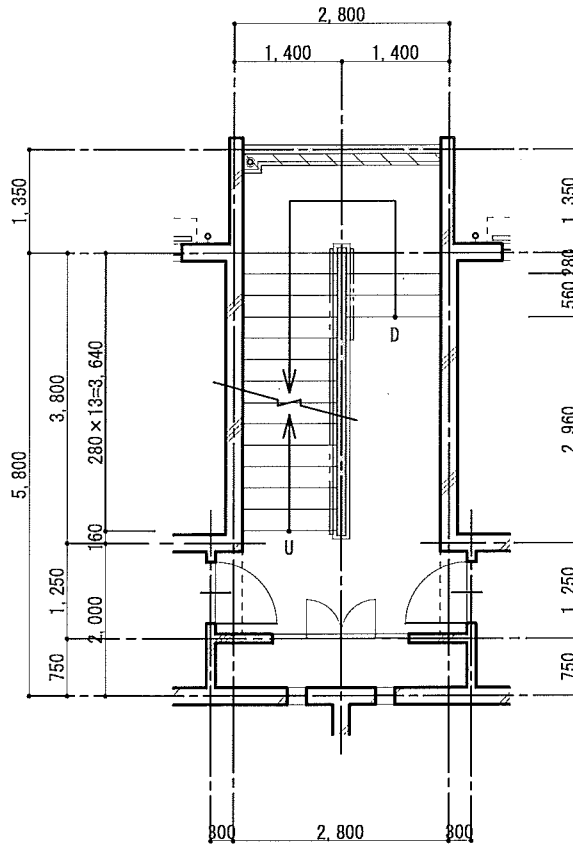
5階天井伏図



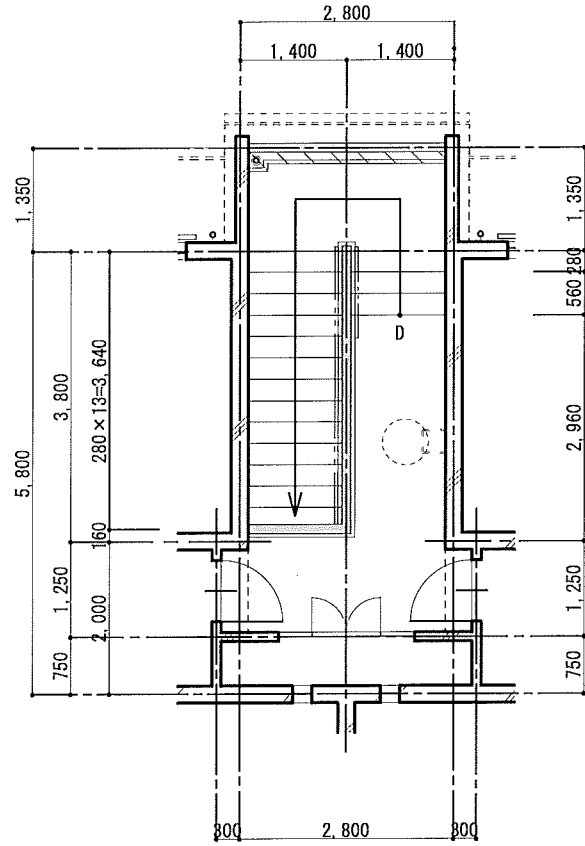
1階平面図



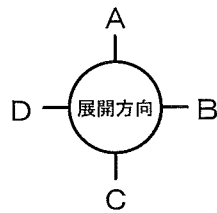
1階平面図(4DK)



2～4階平面図

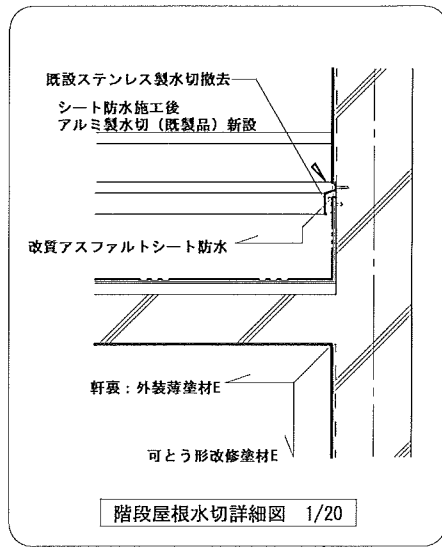
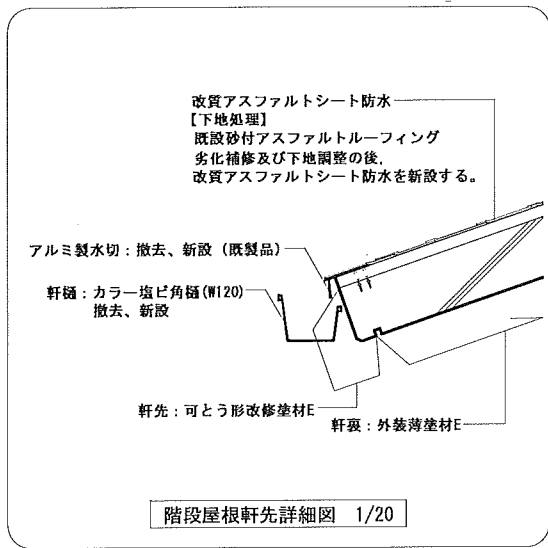
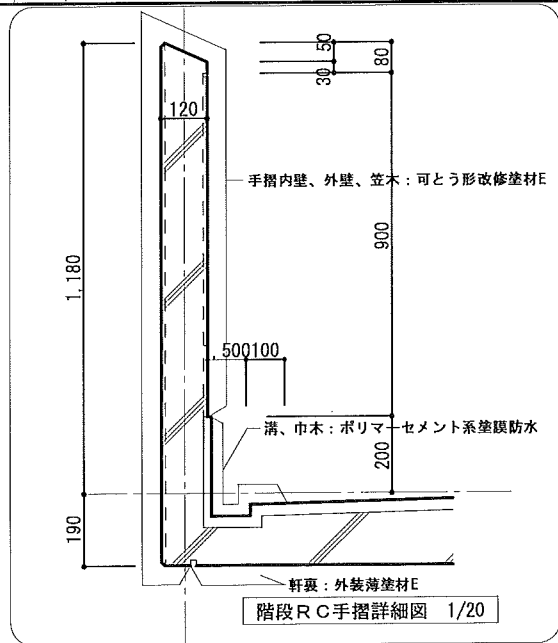


5階平面図



変更 記事	京都市久我のもり市営住宅修繕工事				設計変更	
	ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事				N0.	枚の内
	6・7号棟 階段改修図（断面展開詳細図）		京都市住宅供給公社		令和 年 月	
	令和 7年 3月		S=1/100 1/20		維持工事課	

発注図



改修項目

塗装改修

- | | | |
|------------------------|---|-----------------------|
| 外部に面する壁 | → | 可とう形改修塗材E |
| 階段室内部壁 | → | 可とう形改修塗材E |
| 壁・手摺り壁 | → | 可とう形改修塗材E |
| タラップ設置壁 | → | 可とう形改修塗材E |
| 天井 | → | 外装薄塗材E |
| ポーチ天井（最上階） | → | E P-G |
| 鋼製建具（玄関扉を除く） | → | D P塗り（枠共） |
| 玄関扉 | → | 錆止め兼用特殊リリツ樹脂塗料 |
| 消火器BOX（W280×D210×H750） | → | D P塗り、文字入れ（カッティングシート） |
| 6号棟 | → | 12ヶ所 |
| 7号棟 | → | 9ヶ所 |

その他の改修

- 既存壁紙：カラーVP75φに取替え
掘み金物、支持金物 SUS304に取替え（@1200以下）
建具塗装時、階数表示板脱着
6号棟 → 16ヶ所
7号棟 → 12ヶ所
壁塗装時、階段室連絡板撤去・新設（壁掛型初イトボード）
6号棟 → 8ヶ所
7号棟 → 6ヶ所

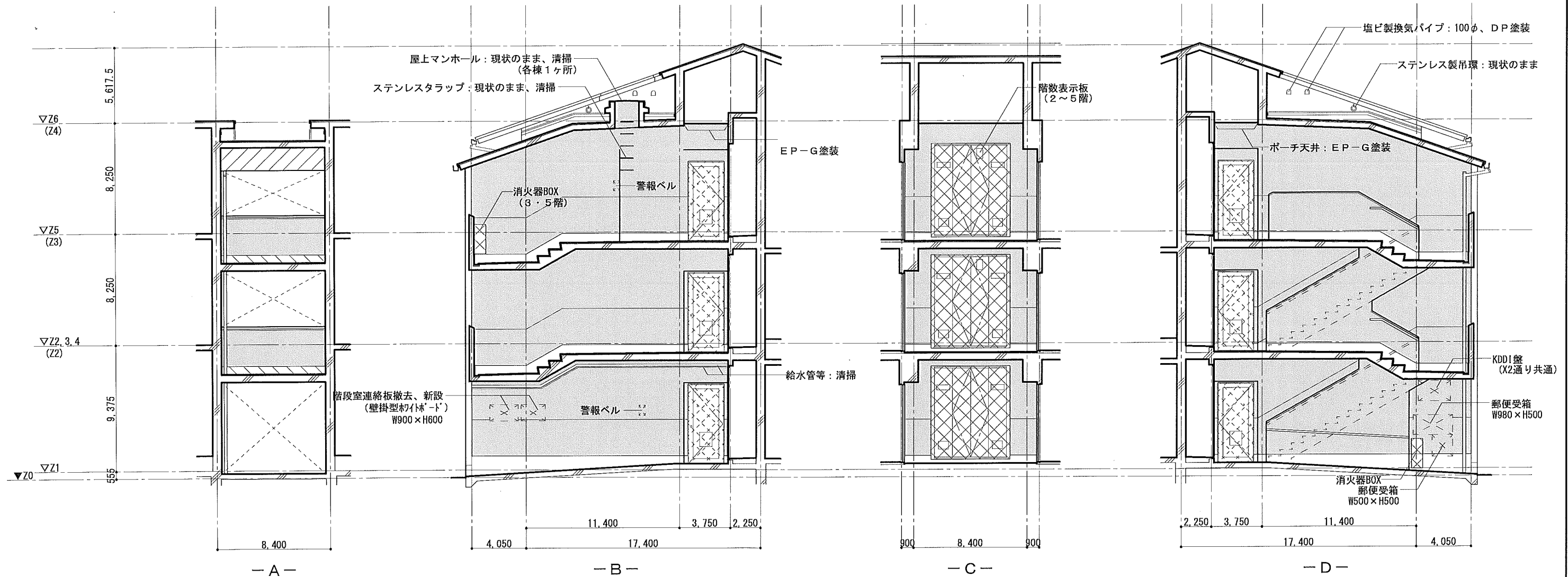
- KDDI盤（W800×D200×H500）→ 清掃のみ
各号棟 → 1ヶ所

防水改修

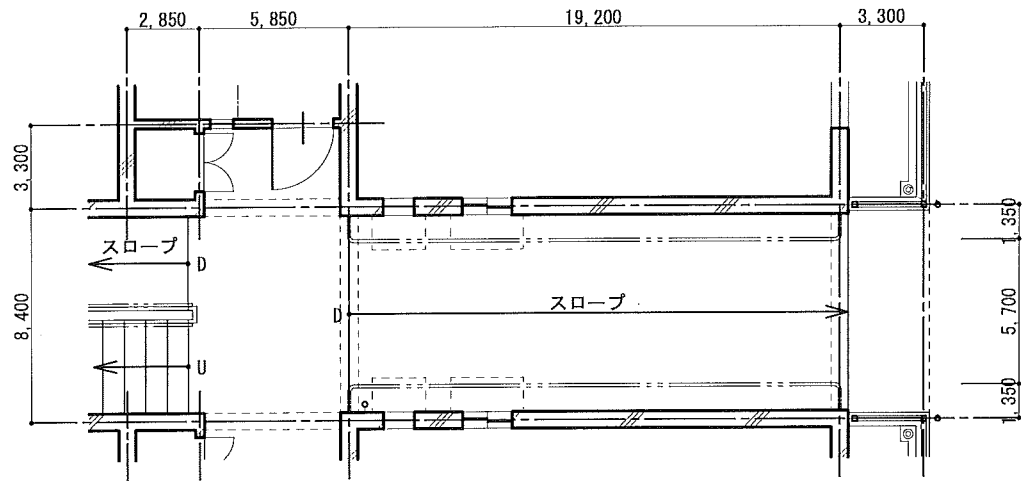
- 屋根 → 改質アスファルトシート防水
既設アスファルトルーフィング基き下地劣化補修及び下地調整の後、
改質アスファルトシート防水を新設する。
階段室踊場排水溝 → ポリマーセメント系塗膜防水

【凡例】

- 低汚染型水性フッ素樹脂塗料 可とう形改修塗材E
- ローラーリシン 外装薄塗材E
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- 耐候性塗料塗り（D P）
- 錆止め兼用特殊リリツ樹脂塗料塗り

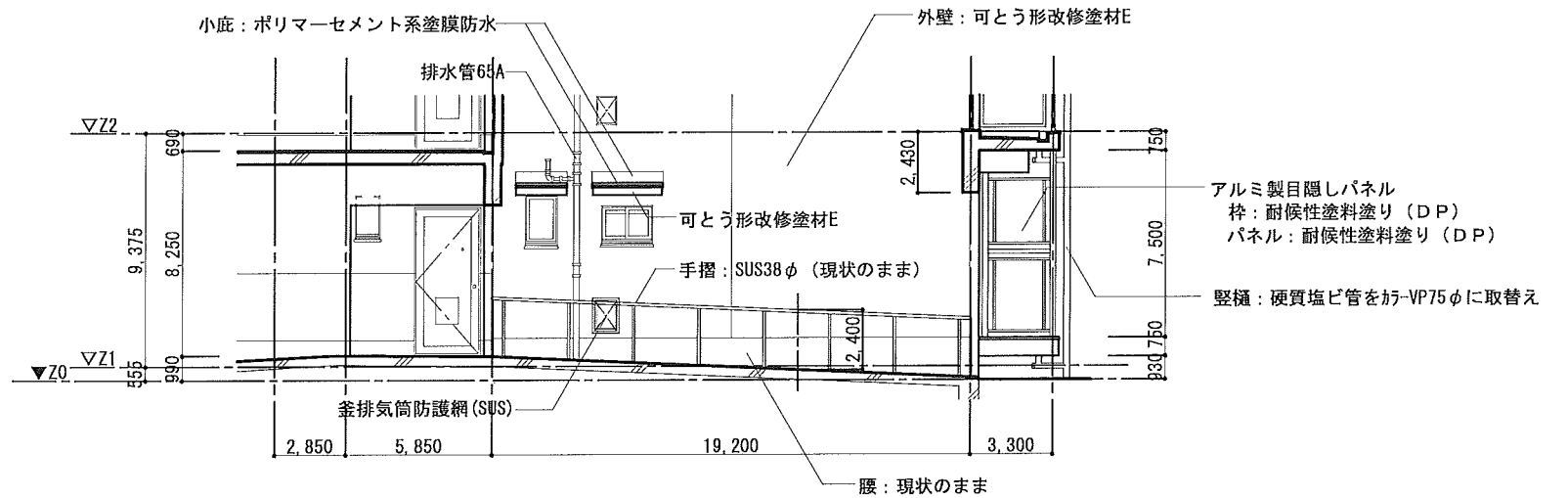


変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 6 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		1・2号棟 通路改修図	京都市住宅供給公社	
		令和 7年 3月 S=1/100	令和 年 月 維持工事課	

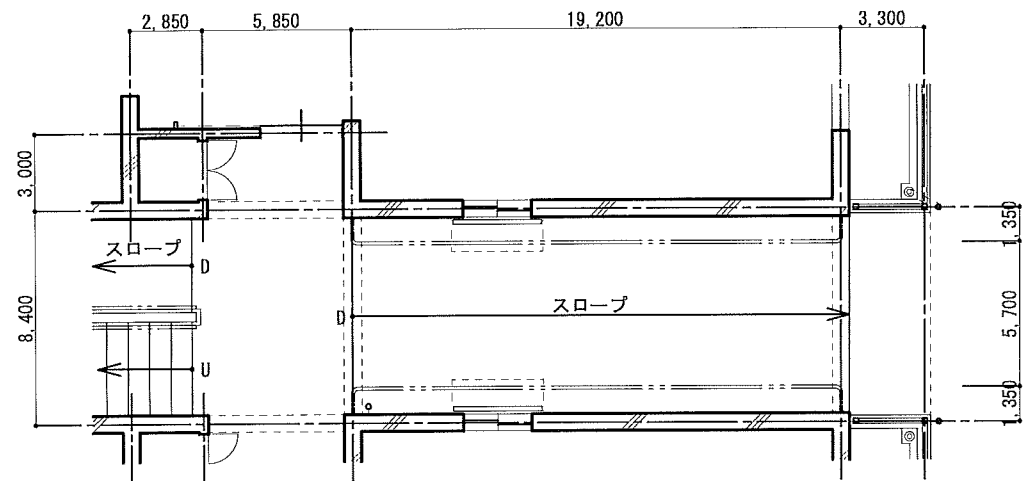


1・2号棟 一般住戸

1階平面図

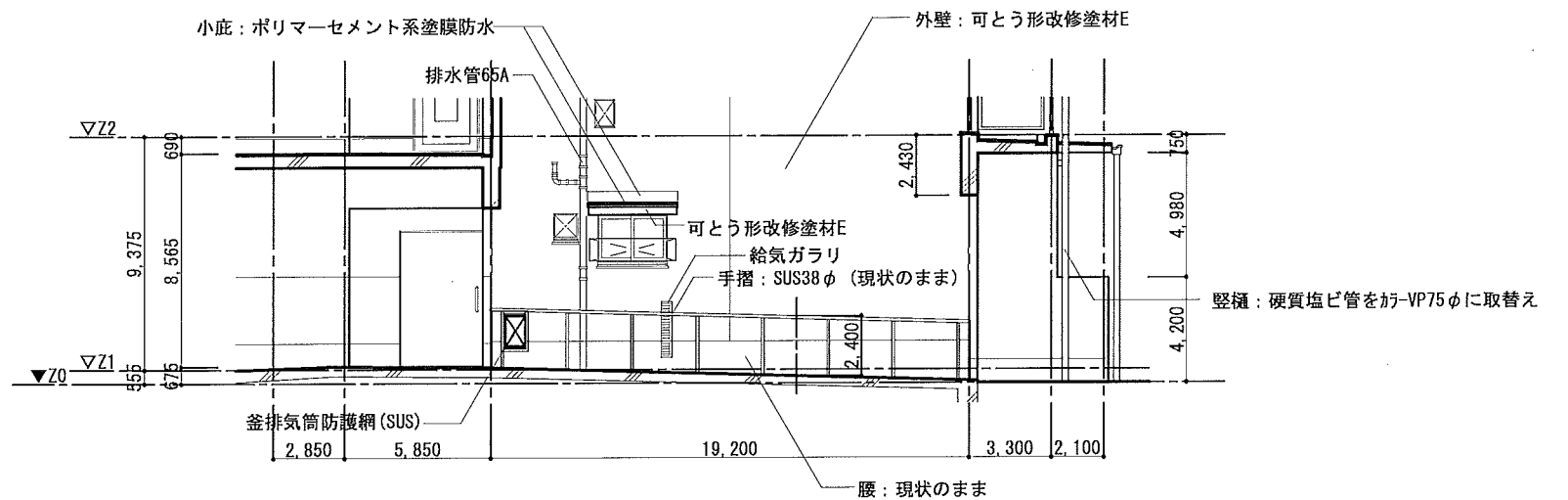


立面図



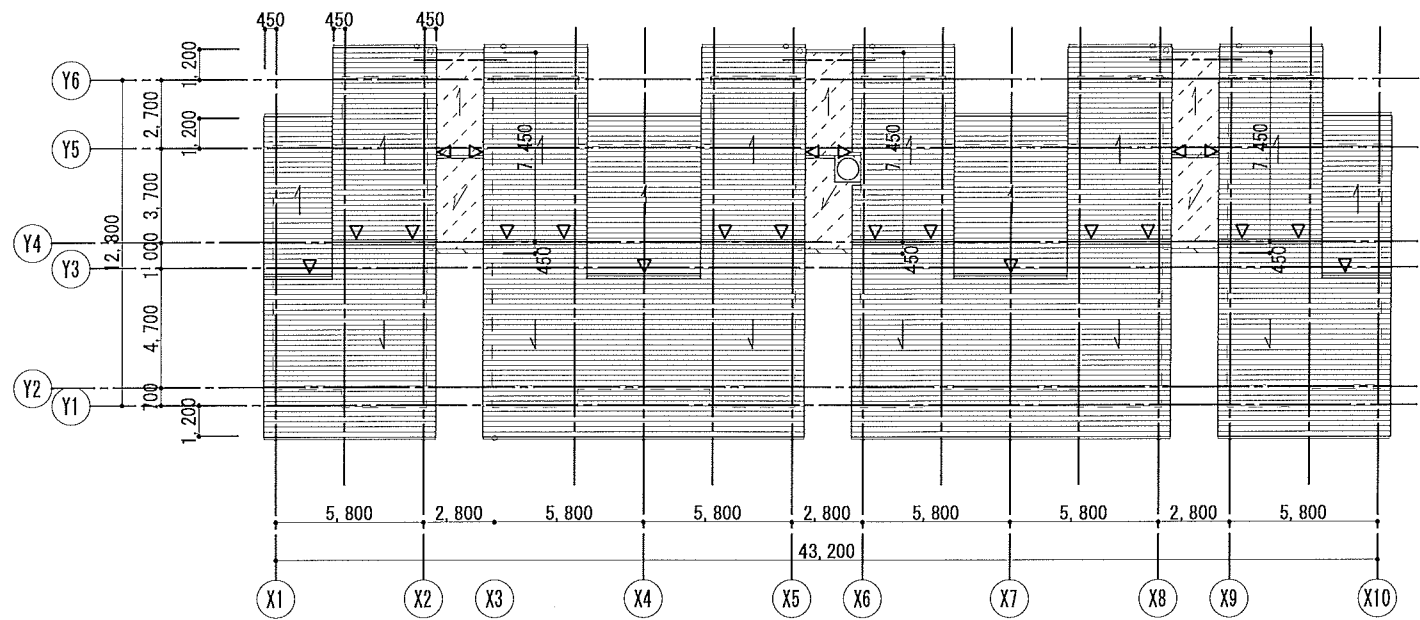
1号棟 車椅子住戸

1階平面図

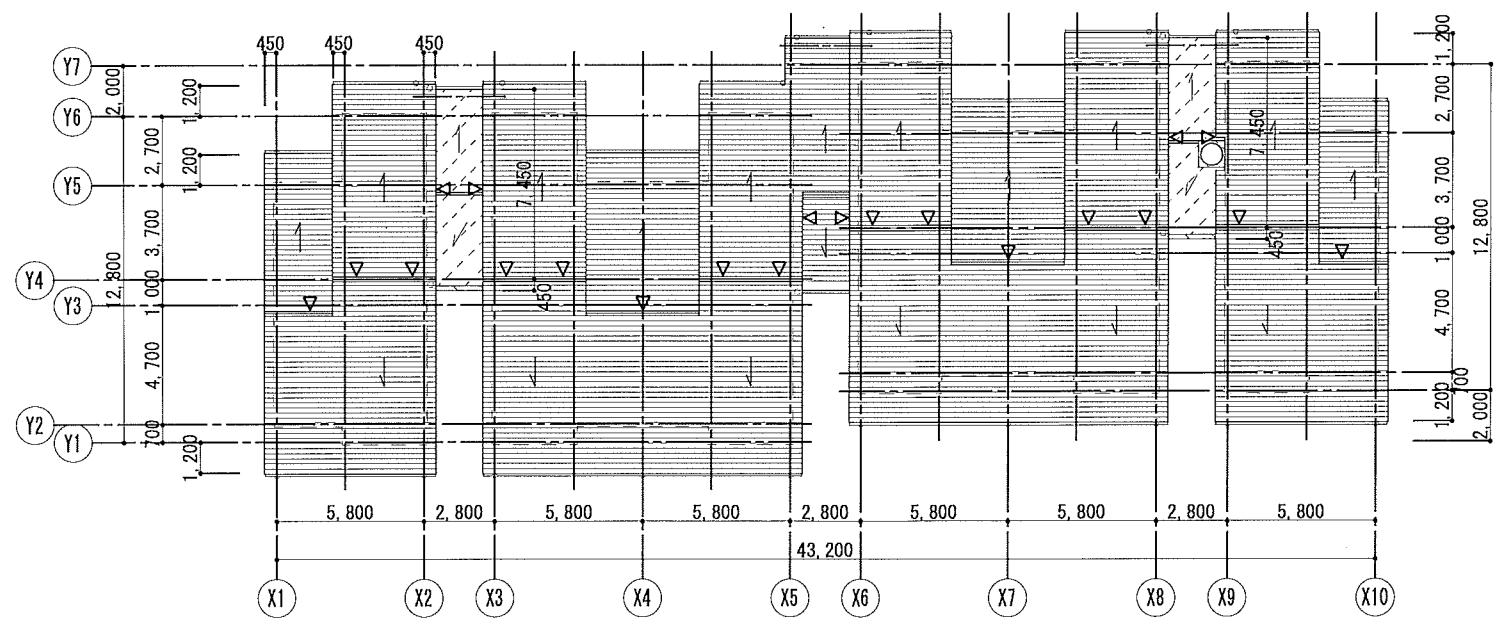


立面図

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 27 45 枚の内	NO. 枚の内	
		屋根改修図 1	令和 年 月	
		令和 7年 3月 S=1/300	維持工事課	



1号棟屋根伏図

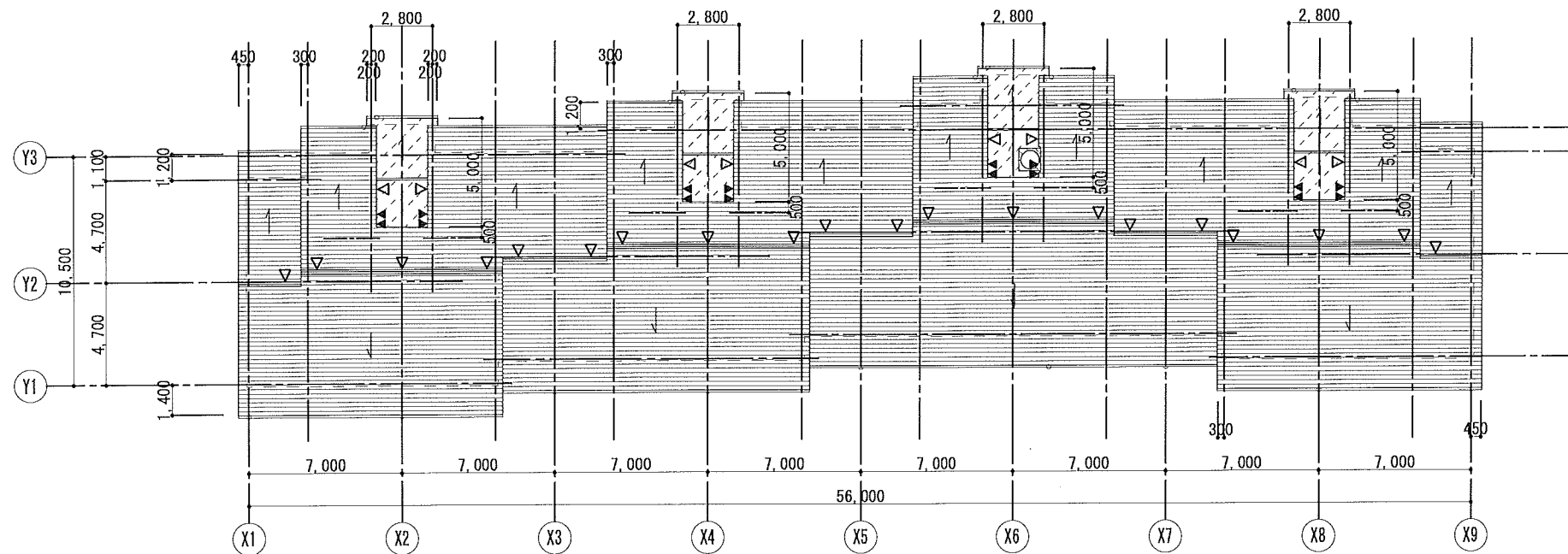


2号棟屋根伏図

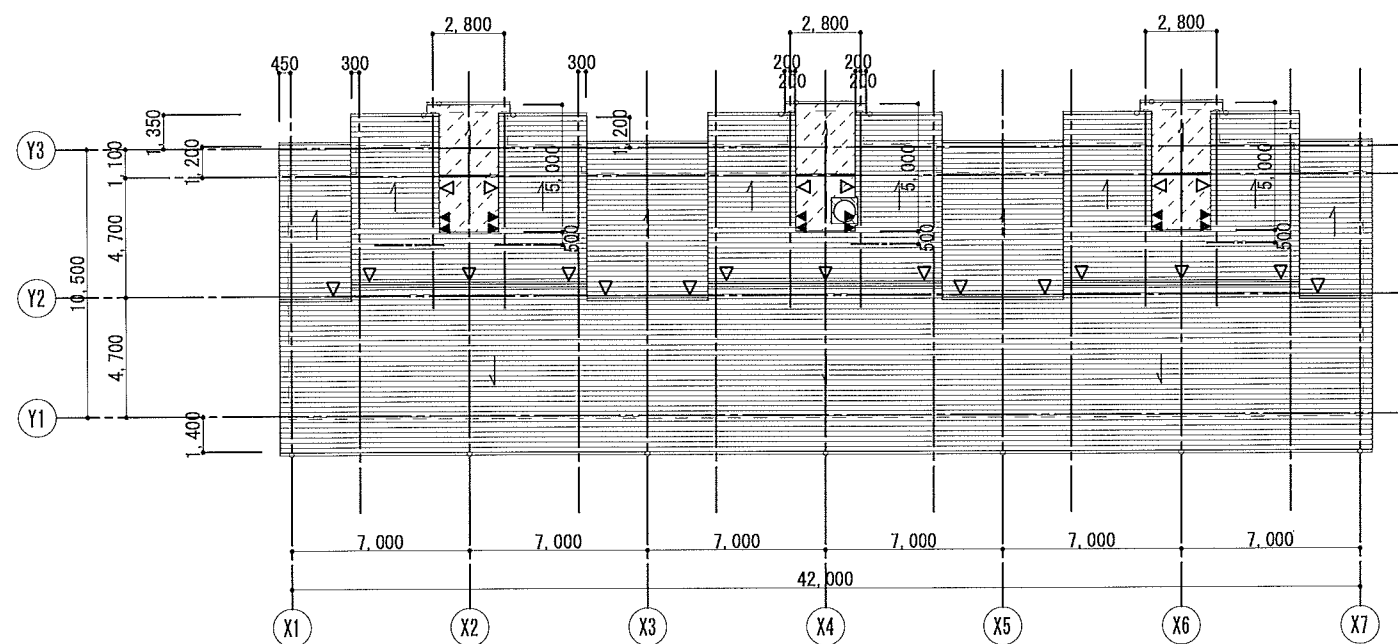
【凡例】

- 厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き
@240カバー工法【断熱工法】
- 改質アスファルトシート防水
(AS-T3)
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- ▽ 屋根用吊環19φを示す
- ▼ 天井換気パイプ(塩ビ製100φ)を示す

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 28 45 枚の内	NO. 枚の内	
		屋根改修図2	京都市住宅供給公社	
		令和 7年 3月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



6号棟屋根伏図



7号棟屋根伏図

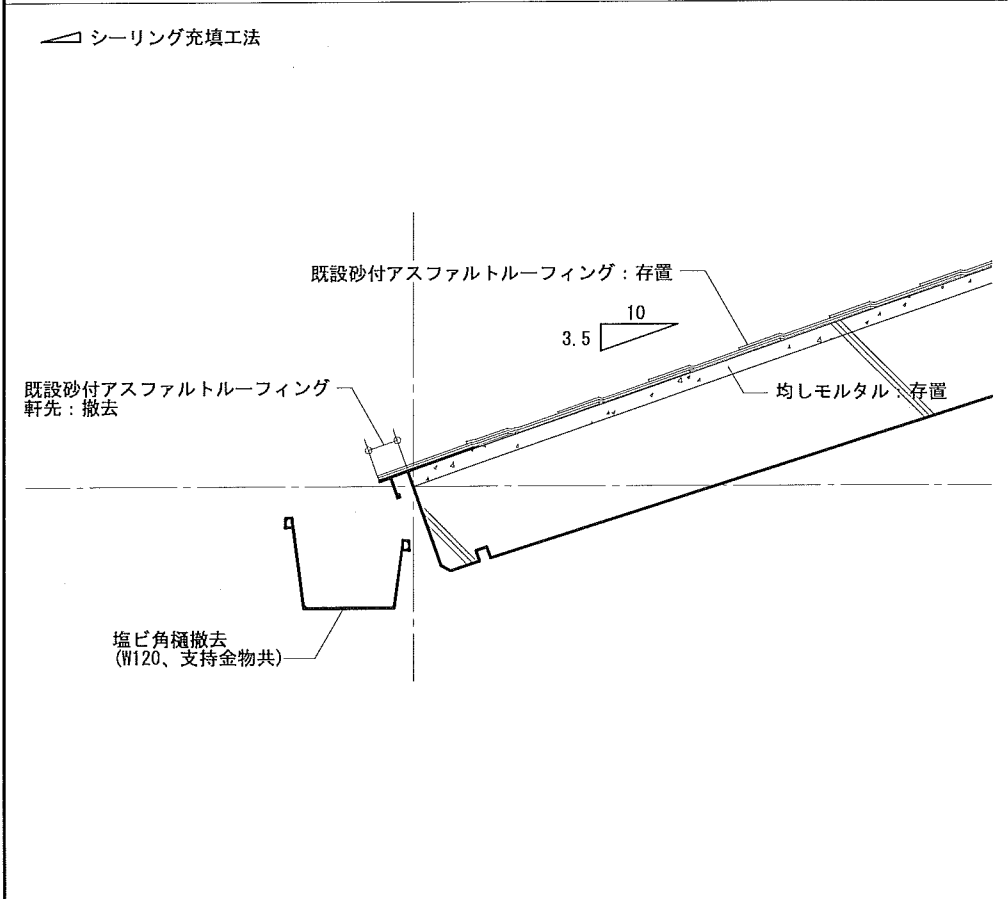
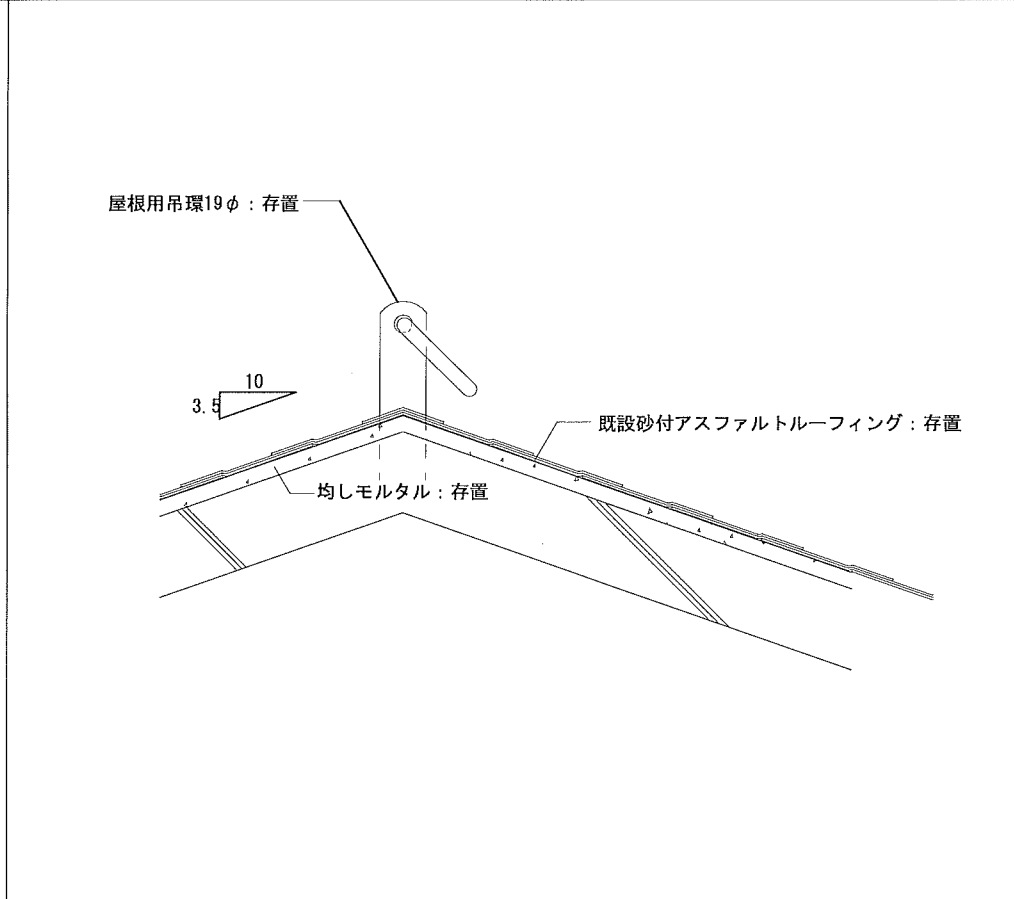
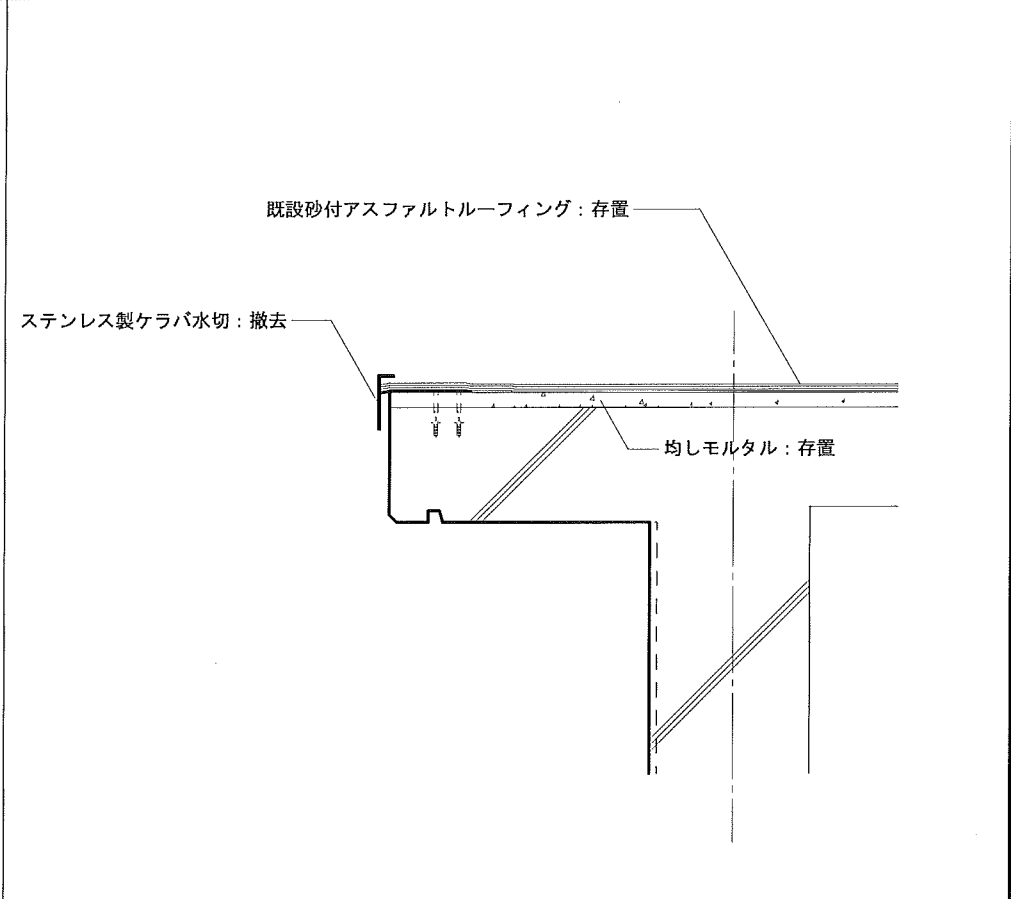
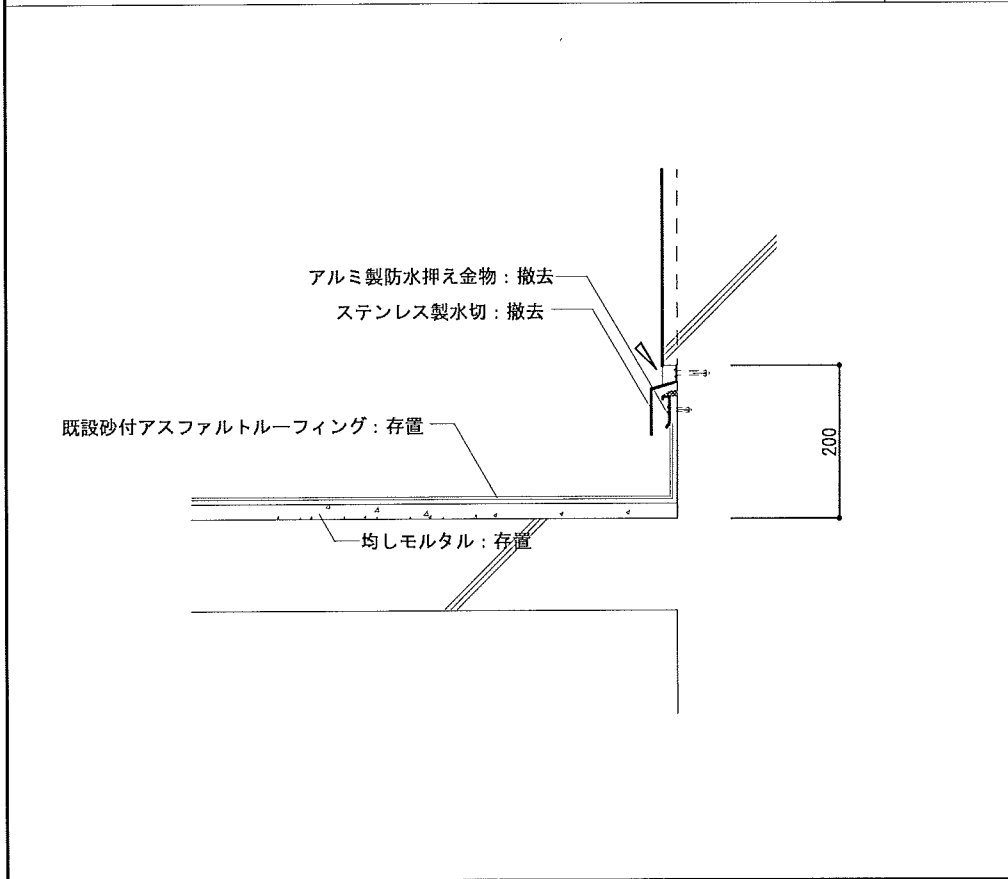
【凡例】

- 厚0.4カラーガリバリウム鋼板葺き
@240カバー工法【断熱工法】
- 改質アスファルトシート防水
(AS-T3)
- ポリマーセメント系塗膜防水 PA-1仕様
- ▽ 屋根用吊環19φを示す
- ▼ 天井換気パイプ(塩ビ製100φ)を示す

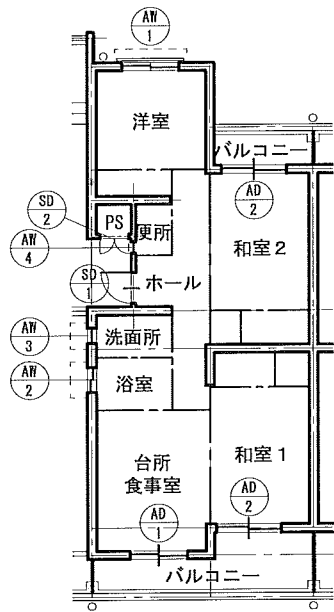
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 2 9 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		屋根改修図 3 京都市住宅供給公社	令和 年 月	
		令和 7 年 3 月 S=1/30 1/10 維持工事課		

軒先詳細図 S=1/10	棟詳細図 S=1/10	ケラバ詳細図① S=1/10
屋根：段葺き @240 厚0.4カラーガルバリウム鋼板 裏貼：厚2.0発泡ポリエチレンフォーム 断熱バックアップ材 ビーズ法ポリスチレンフォーム 下葺材：厚1.0ゴムアスルーフィング 吊子：亜鉛メッキ鋼板 既設軒先水切撤去の上、 軒先水切： 厚0.4 屋根同材 既設砂付アスファルトルーフィング SUS製アンカー6φ 軒樋：カラー塩ビ角樋新設 (W120、支持金物共) ケラバカバーから十分な 余長をとること 軒裏：外装薄塗材E 軒先：可とう形改修塗材E	シーリング充填工法 棟包み：厚0.4 屋根同材 補強材：厚0.8 亜鉛メッキ鋼板 屋根用吊環19φ → 清掃 屋根：段葺き @240 厚0.4カラーガルバリウム鋼板 裏貼：厚2.0発泡ポリエチレンフォーム 断熱バックアップ材 ビーズ法ポリスチレンフォーム 下葺材 厚1.0ゴムアスルーフィング 吊子：亜鉛メッキ鋼板 既設均しモルタル 既設砂付アスファルトルーフィング	※寸法は割付による ※ 現場合わせ ケラバ捨板：厚0.4 屋根同材 ケラバカバー：厚0.4 屋根同材 下葺材 厚1.0ゴムアスルーフィング 既設水切り撤去の上 ケラバ水切：厚0.4 屋根同材 ケラバ鼻先：可とう形改修塗材E 軒裏：外装薄塗材E 外壁：可とう形改修塗材E 既設均しモルタル 既設砂付アスファルトルーフィング SUS製アンカー6φ

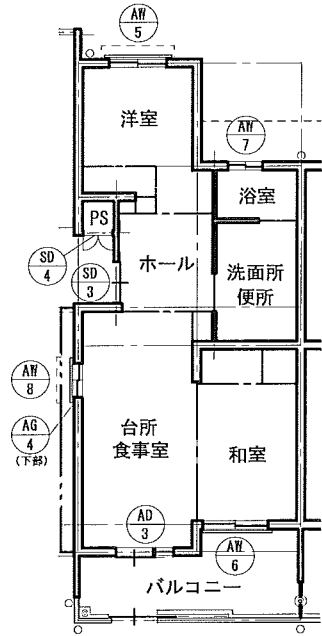
ケラバ詳細図② S=1/10	マンホール断面詳細図 S=1/30
シーリング充填工法 既設壁水切撤去の上、 ケラバ雨押え：厚0.4 屋根同材 捨谷捨板：厚0.4 屋根同材 断熱材：厚1.5押出法ポリスチレン板 屋根：段葺き @240 厚0.4カラーガルバリウム鋼板 裏貼：厚2.0発泡ポリエチレンフォーム 断熱バックアップ材 ビーズ法ポリスチレンフォーム 下葺材 厚1.0ゴムアスルーフィング 吊子：亜鉛メッキ鋼板 屋根本体立上げ 既設砂付アスファルトルーフィング 既設均しモルタル SUS製アンカー6φ ※寸法は割付による	………：押え金物+ゴムアスファルトシーリング材 屋上マンホール：現状のまま、清掃 ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2仕様) 改質アスファルトシート防水 ウレタンゴム系塗膜防水 (X-2仕様) 600φ 100 150 30 480 1200

変更 記事			京都市久我のもり市営住宅修繕工事		設計変更		発注図		
			ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事		NO. 30 45 枚の内				
			屋根現況図		京都市住宅供給公社				
			令和 7年 3月 S=1/10		令和 年 月 維持工事課				
軒先詳細図			S=1/10	棟詳細図		S=1/10	ケラバ詳細図		S=1/10
シーリング充填工法 									
壁取合詳細図			S=1/10						
									

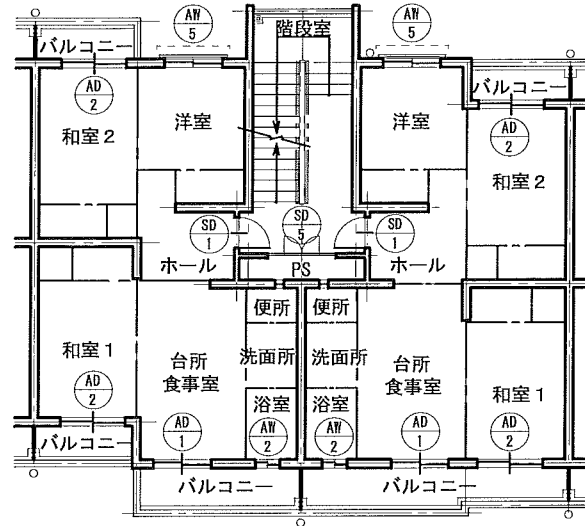
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 3 1 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		建具案内図・建具表 1 京都市住宅供給公社	令和 年 月	
		令和 7 年 3 月 S=1/200 1/100 維持工事課		



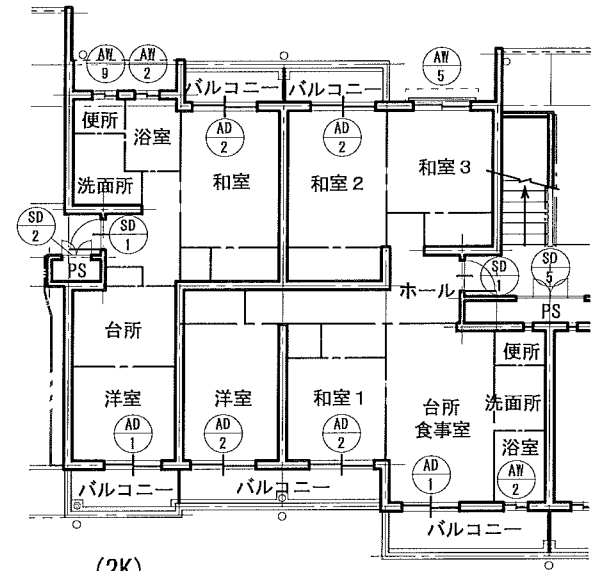
1～3号棟（一般住戸）建具案内図 1/200



1号棟（車椅子住戸）建具案内図 1/200



4～7号棟（一般住戸）建具案内図 1/200



5号棟（一般住戸 2K・4DK）建具案内図 1/200

建具表 1/100

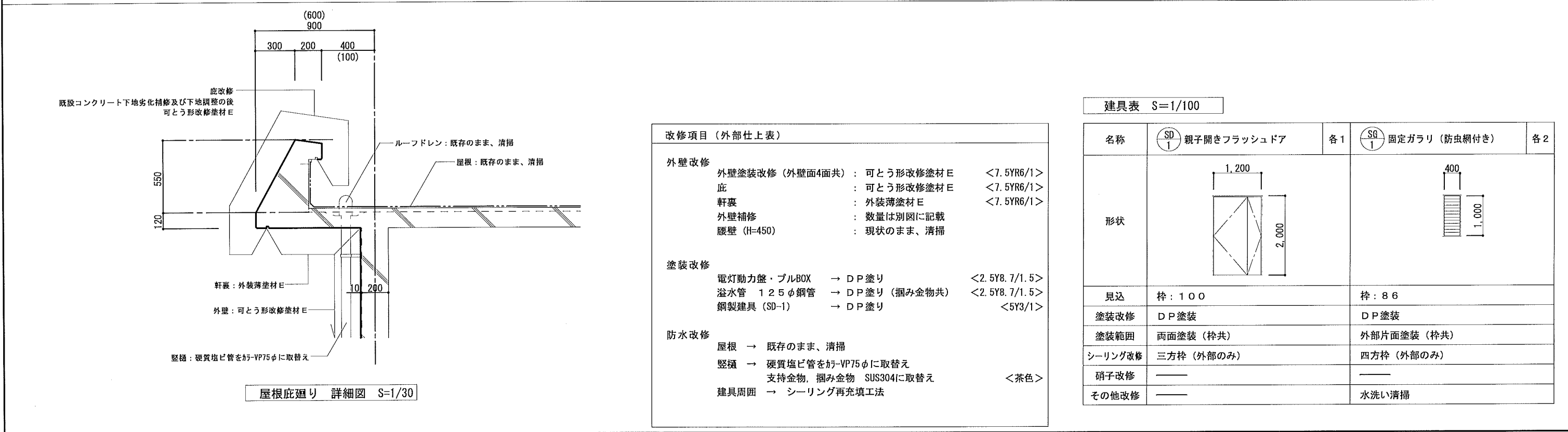
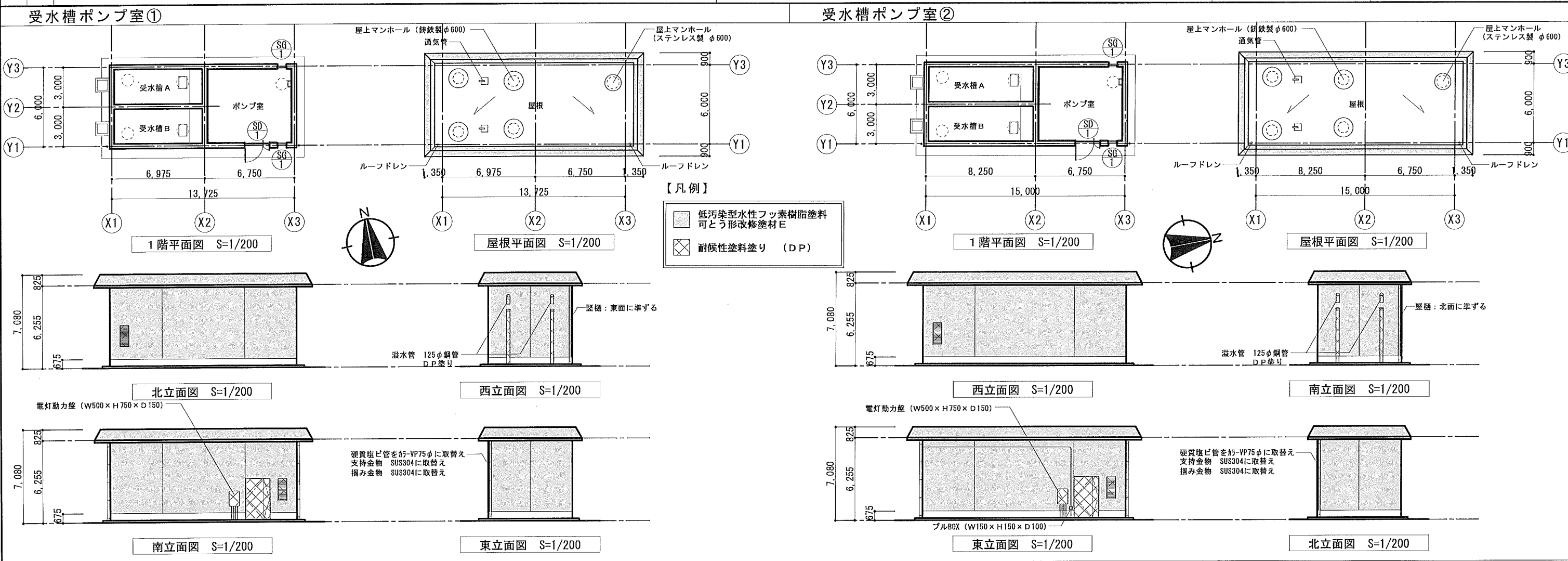
名称	AD 1 7mm製 引違い戸	AD 2 7mm製 引違い戸	AD 3 7mm製 上げ下げ窓付片引き戸	AW 1 7mm製 引違い窓	AW 2 7mm製 引違い窓 (換気グリル付)	AW 3 7mm製 内倒し窓	AW 4 7mm製 F I X 窓
数量	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 40 7号棟 : 30 計 120	1号棟 : 52 2号棟 : 48 6号棟 : 80 7号棟 : 60 計 240	1号棟 : 4 計 4	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 50	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 40 7号棟 : 30 計 120	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 50	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 50
形状							
見込	枠 70	枠 70	扉枠 100、窓枠 70	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70
塗装改修	—	—	—	D P 塗装	—	—	—
シーリング改修	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	上げ下げ窓 : 四方枠 (外部のみ) 引戸 : 三方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)
塗装範囲	—	—	—	外部アルミ製窓手摺のみ	—	—	—
取付場所	一般住戸 台所食事室、2Kタイプ洋室	一般住戸 和室1・2、2Kタイプ和室	車椅子住戸 台所食事室	1～3号棟 一般住戸 洋室	一般住戸 浴室	1～3号棟 一般住戸 洗面所	1～3号棟 一般住戸 便所

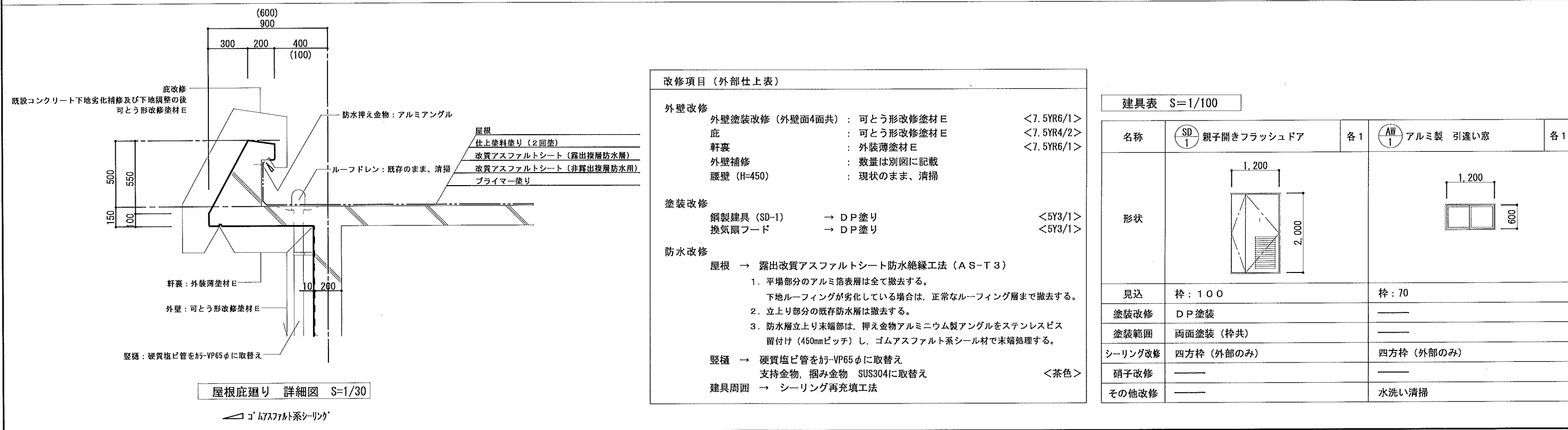
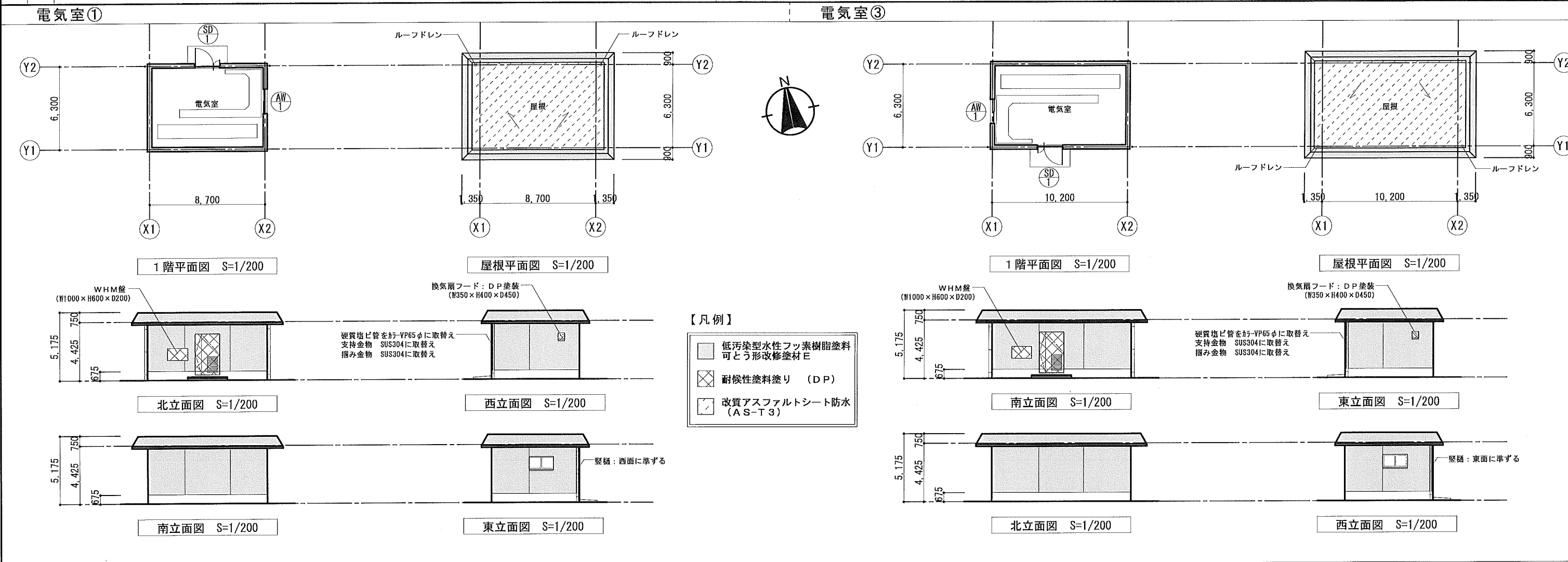
建具表 1/100

※AG1～3の位置は各立面図による

名称	AW5 7mm製 引違い窓	AW6 7mm製 引違い窓	AW7 7mm製 引違い窓 (換気グリル付)	AW8 7mm製 引違い窓		AG1 7mm製 ガラリ窓	AG2 7mm製 ガラリ窓	AG3 7mm製 ガラリ窓
数量	1号棟 : 4 2号棟 : 0 6号棟 : 40 7号棟 : 30 計 74	1号棟 : 4 計 4	1号棟 : 4 計 4	1号棟 : 4 計 4		1号棟 : 2 2号棟 : 2 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 4	1号棟 : 6 2号棟 : 6 6号棟 : 2 7号棟 : 2 計 16	1号棟 : 6 2号棟 : 6 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 12
形状								
見込	枠 70	枠 70	枠 70	枠 70		枠 60	枠 60	枠 60
塗装改修	D P 塗装	D P 塗装	—	D P 塗装		—	—	—
シーリング改修	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)		四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)	四方枠 (外部のみ)
塗装範囲	外部アルミ製窓手摺のみ	外部アルミ製窓手摺のみ	—	外部アルミ製窓手摺のみ		—	—	—
取付場所	6・7号棟 一般住戸・車椅子住戸 洋室、4DKタイプ和室3	車椅子住戸 和室	車椅子住戸 浴室	車椅子住戸 台所食事室		妻壁 (小屋裏換気ガラリ)	妻壁 (小屋裏換気ガラリ)	妻壁 (小屋裏換気ガラリ)

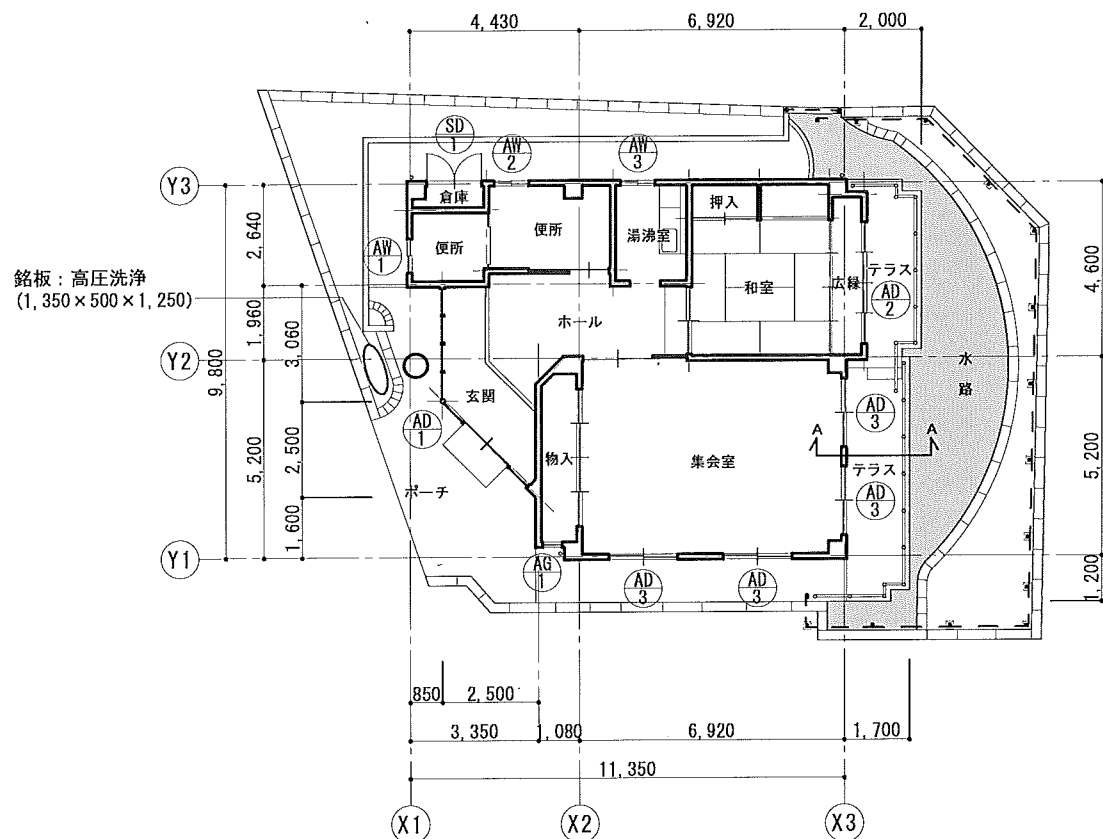
名称	AG4 7mm製 ガラリ窓		SD1 鋼製 片開きフラッシュ戸	SD2 鋼製 両開きフラッシュ戸	SD3 鋼製 片引きフラッシュ戸	SD4 鋼製 両開きフラッシュ戸	SD5 7mm製 引き違い窓	
数量	1号棟 : 4 計 4		1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 40 7号棟 : 30 計 120	1号棟 : 26 2号棟 : 24 6号棟 : 0 7号棟 : 0 計 50	1号棟 : 4 計 4	1号棟 : 4 計 4	1号棟 : 0 2号棟 : 0 6号棟 : 20 7号棟 : 15 計 35	
形状								
見込	枠 60		枠 80 扉36	枠 33 扉25	枠 130 扉36	枠 33 扉25	枠 50 扉25	
塗装改修	—		錆止め兼用特殊*リソリン樹脂塗料	D P 塗り	D P 塗り	D P 塗り	D P 塗り	
シーリング改修	四方枠 (外部のみ)		—	—	—	—	—	
塗装範囲	—		両面塗り (枠共)	片面塗り (枠共)	両面塗り (枠共)	片面塗り (枠共)	片面塗り (枠共)	
取付場所	車椅子住戸 台所食事室		一般住戸 玄関戸	1・2号棟 一般住戸PS、2KタイプPS	車椅子住戸 玄関戸	車椅子住戸 PS	6・7号棟 階段室 (PS)	



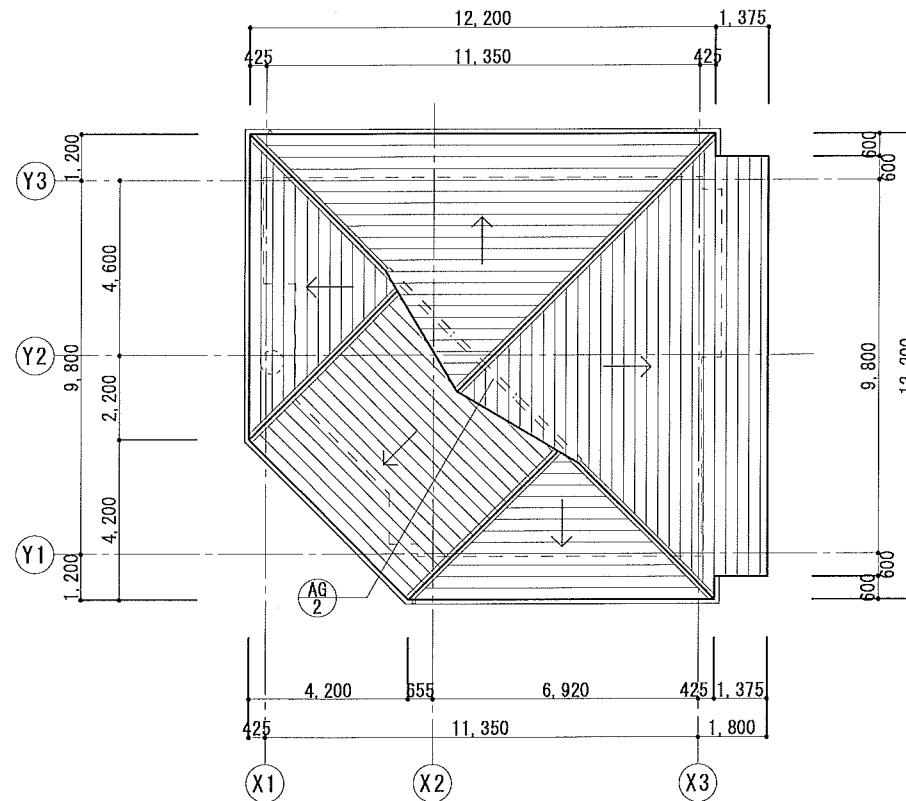


変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 3 5 4 5 枚の内	NO. 枚の内
		集会所 改修図 1	京都市住宅供給公社
		令和 7 年 3 月 S=1/200 1/30	令和 年 月 維持工事課

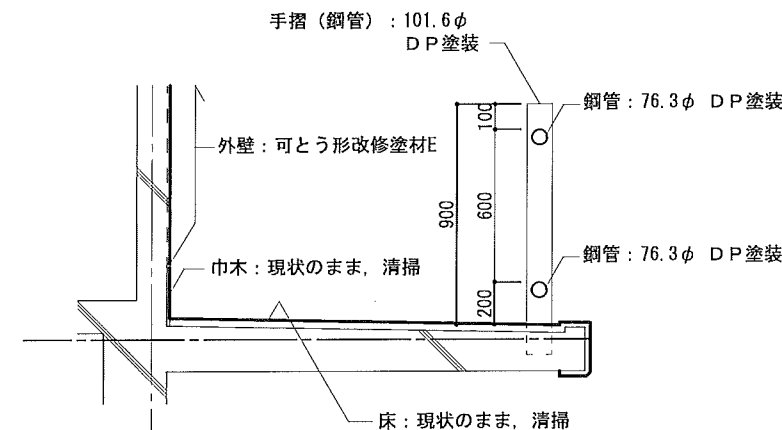
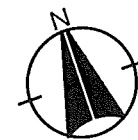
発注図



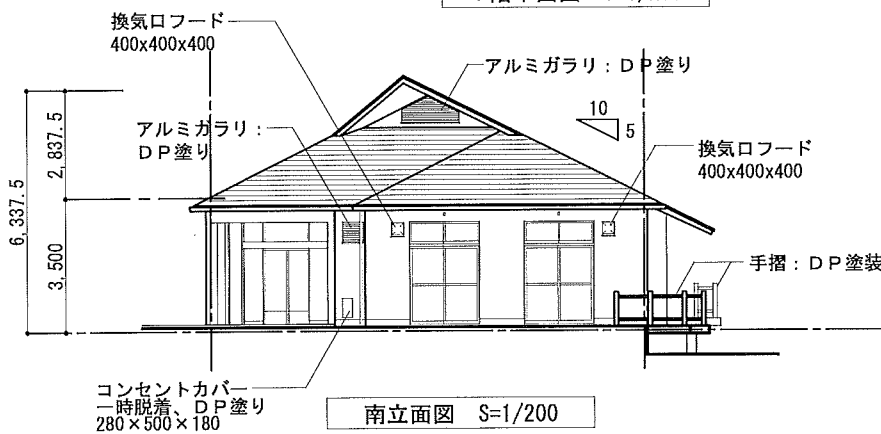
1階平面図 S=1/200



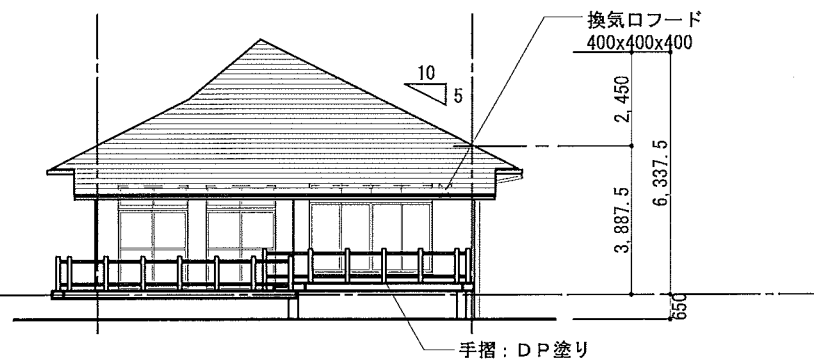
屋根伏図 S=1/200



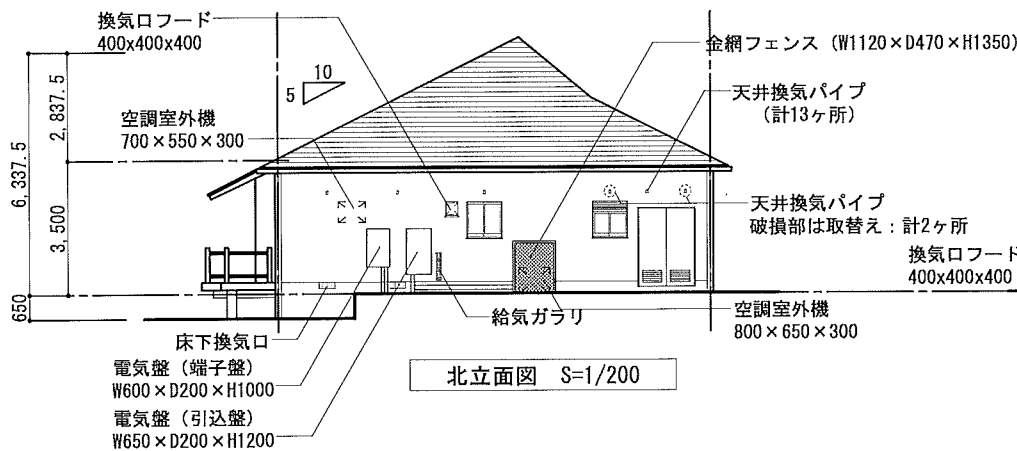
テラス (A断面) 詳細図 S=1/30



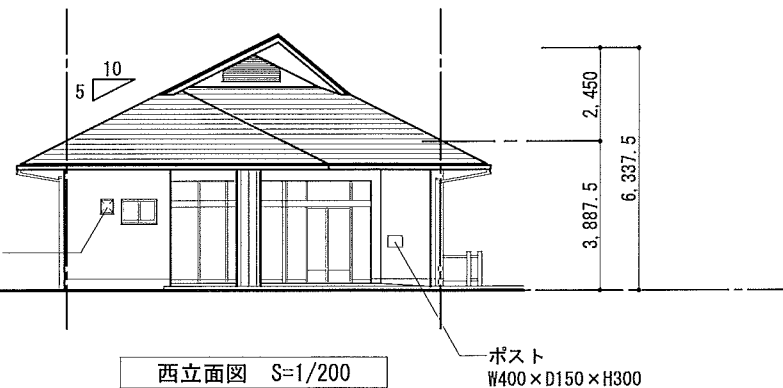
南立面図 S=1/200



東立面図 S=1/200



北立面図 S=1/200



西立面図 S=1/200

アスファルトシングル仕様

粘着層付改質アスファルトルーフィング自着工法
耐用年数25年以上
(メーカー仕様による)

保証書 工事受注者、施工者、メーカーの
三者連名とする。
保証期間 10年

改修項目 (外部仕上表)

外壁改修

外壁塗装改修 (外壁面4面共) : 可とう形改修塗材E <7.5YR6/1>
外壁補修 : 数量は別図に記載
物置・消火器・空調配管・照明の範囲は改修を行わない。

塗装改修

換気口フード → 取外し、DP塗りの上、復旧 <5Y3/1>
電気盤及び配管、ガス配管 → DP塗り <2.5Y8.7/1.5>
電気盤 (引込盤・TV機能収納箱・保安箱) → DP塗り <2.5Y8.7/1.5>
アルミガラリ → DP塗り <5Y3/1>
コンセントカバー → 一時脱着、DP塗り <2.5Y8.7/1.5>
手摺 → DP塗り <5Y3/1>

防水改修

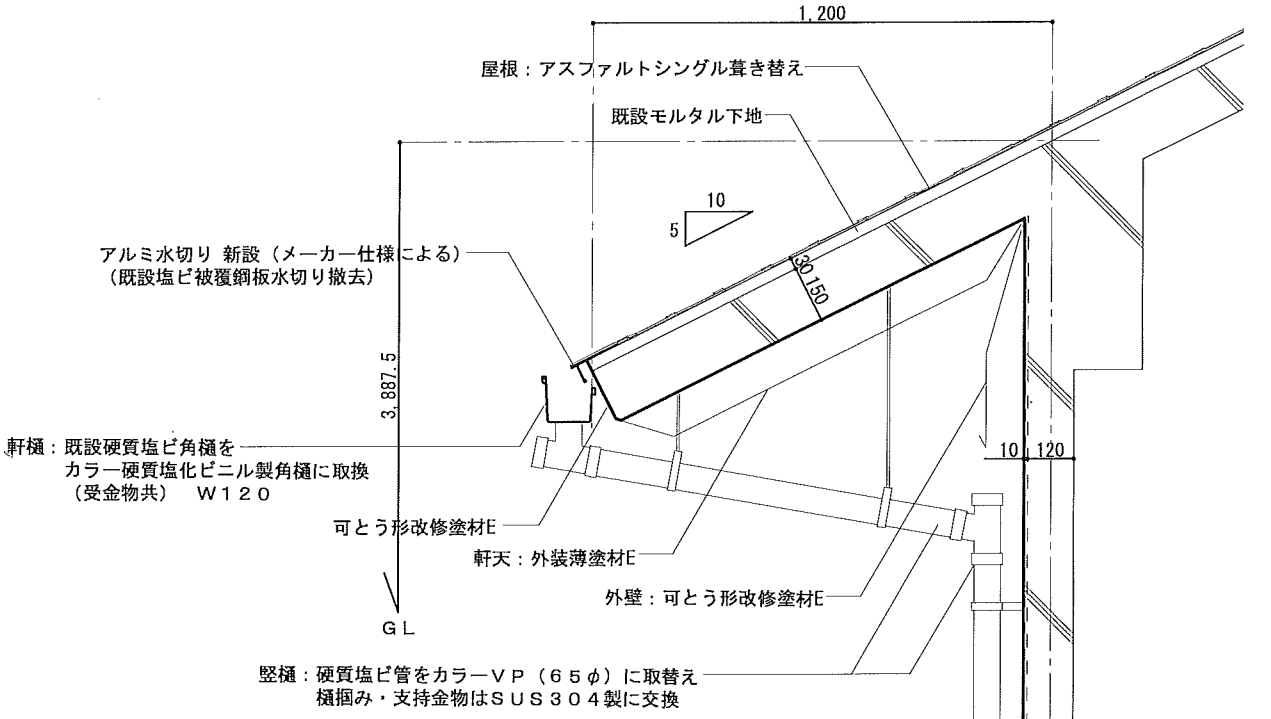
屋根 → アスファルトシングル葺き替え
既設アスファルトルーフィング葺き撤去、既設下地劣化補修及び下地調整の後、
改質アスファルトルーフィング下地の上、アスファルトシングル葺き替え <N4.0>
縦樋 → 縦樋: 硬質塩ビ管をカラーVP (65φ) に取替え <茶色>
樋掴み・支持金物はSUS304製に交換
軒樋 → 既設硬質塩ビ角樋をカラー硬質塩ビニル製角樋に取換え (受金物共) <茶色>
W120
建具周囲 → シーリング再充填工法

その他の改修

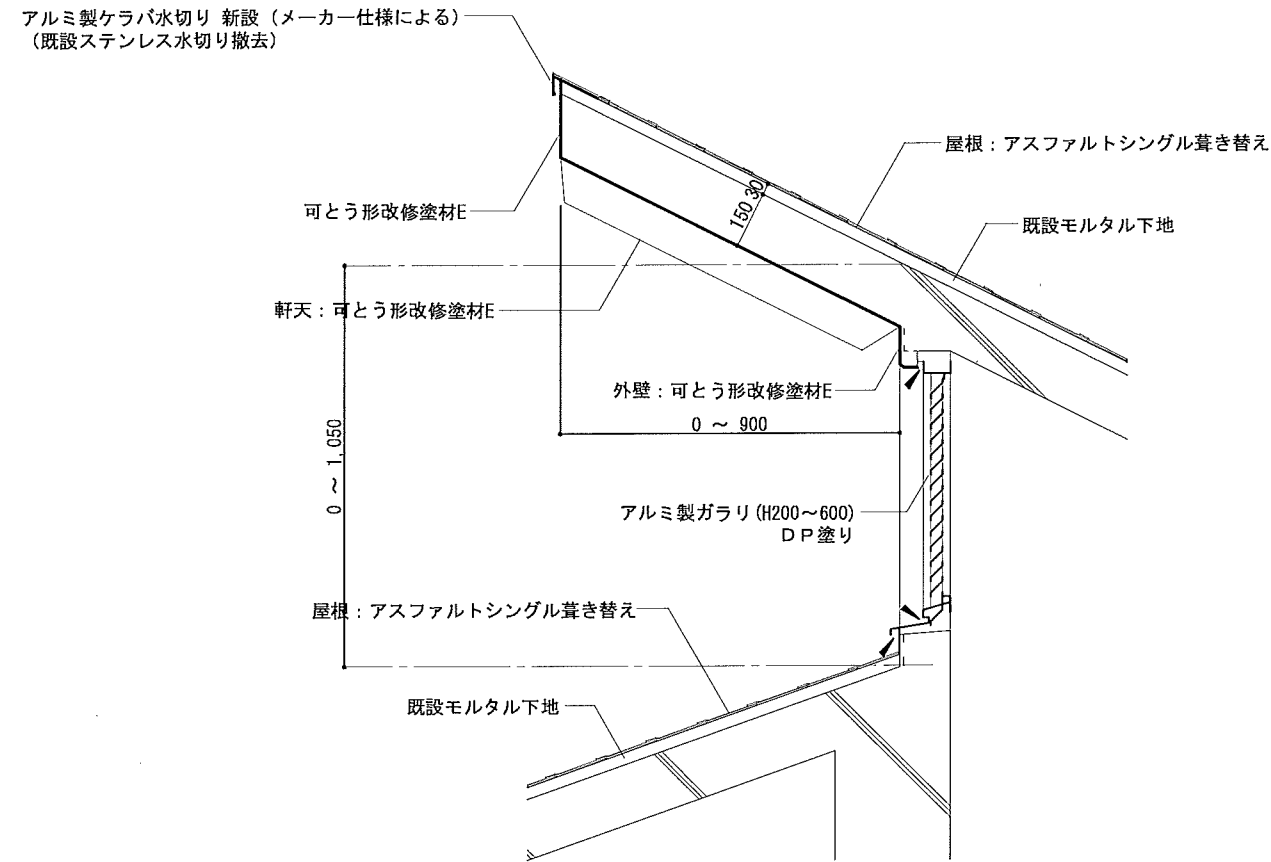
軒天 → 外装薄塗材E <7.5YR6/1>

建具表 1/100

名称	AD 1 7mm製 FIX窓付引分け戸		AD 2 7mm製 欄間付4枚引違い戸	AD 3 7mm製 欄間付引違い戸
数量	1カ所		1カ所	4カ所
形状				
見込	枠 100		枠 70	枠 70
塗装改修				
シーリング改修	三方枠(外部のみ)		四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)
塗装範囲				
取付場所	玄関		広縁	集会室
名称	AW 1 7mm製 引違い窓	AW 2 7mm製 欄間固定ガラリ付引違い窓	AW 3 7mm製 引違い窓	AW 4 7mm製 FIX窓
数量	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
形状				
見込	枠 70	枠 70	枠 70	
塗装改修				
シーリング改修	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)	
塗装範囲				
取付場所	便所	便所	湯沸室	
名称	AG 1 7mm製 固定ガラリ	AG 2 7mm製 固定ガラリ		SD 1 7mm製 両開きフラッシュ戸
数量	1カ所	1カ所		1カ所
形状				
見込	枠 70	枠 70		枠 86
塗装改修	DP塗装	DP塗装		DP塗装
シーリング改修	四方枠(外部のみ)	四方枠(外部のみ)		四方枠(外部のみ)
塗装範囲	片面塗装(枠共)	片面塗装(枠共)		両面塗装(枠共)
取付場所	物入(集会室)	屋根換気ガラリ		倉庫



軒先詳細図 S=1/20



屋根入母屋部分詳細図 S=1/20

外 壁 補 修 数 量 表													
			アスベスト 含有の有無	1 号 棟	2 号 棟	6 号 棟	7 号 棟	集 会 所	受 水 槽 ①	受 水 槽 ②	電 気 室 ①	電 気 室 ②	合 計
名 称	規 格	単 位		数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
ひび割れ補修	0.2mm以上 Uカットシール工法	m	(有)	307	246	273	209	13	12	13	7	8	1,086
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 30×30×30程度	箇所	(有)	118	95	105	81	5	5	5	3	3	419
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 50×50×30程度	箇所	(有)	97	78	86	66	4	4	4	2	3	344
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 100×100×30程度	箇所	(有)	330	264	293	224	14	13	14	8	8	1,166
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 200×200×30程度	箇所	(有)	311	249	276	212	13	12	13	7	8	1,101
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 300×300×30程度	箇所	(有)	166	133	147	113	7	7	7	4	4	587
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 1㎡×厚さ30mm程度	㎡	(有)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
欠損補修	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 幅50～100×30mm程度	m	(有)	38	30	34	26	2	2	2	1	1	134
2面欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 30□～50□程度 整形共	m	(有)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	11
2面中欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 50□～100□程度 整形共	m	(有)	5	3	4	3	1	1	1	1	1	20
2面大欠損補修 (コーナー)	エポキシ樹脂モルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 100□～150□程度 整形共	m	(有)	6	4	5	4	1	1	1	1	1	23
目地欠損整形補修 笠木鼻先欠損部 含む	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 30×30程度 整形共	m	(有)	79	63	70	54	3	3	3	2	2	279
パターン付け (ローラーリシン)	塗膜欠落・塗膜浮き部分 下地調整塗材C-2 ローラーリシン	㎡	(有)	26	21	23	18	1	1	1	1	1	94
支柱下部補修 (支柱固定共)	SBRポリマーセメントモルタル ハツリ、サビ処理、下地処理共 支柱下部埋込PLの上モルタル欠損部分	箇所	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
モルタル浮き部アンカーピンニング	φ4mm SUS304 一般部 (16本/㎡) 下段：階段室腰下部	本	(有)	657	526	584	447	27	25	27	15	16	2,325
		本	—	322	258	286	219	13	13	13	7	8	818
モルタル浮き部アンカーピンニング	φ4mm SUS304 5本/㎡ (笠木モルタル部、手摺壁天端部) (幅中央に200mmピッチ)	本	—	1259	1008	1118	856	52	49	52	29	31	4,453

※ 上記補修数量は推定値である。本工事による施工数量調査の結果によって、数量の増減が生じた場合は設計変更を行う。

ただし、外壁調査によって請負業者が提示した補修箇所の全てを補修するとは限らない。(一部、補修を行わない箇所を指定する場合もある。)

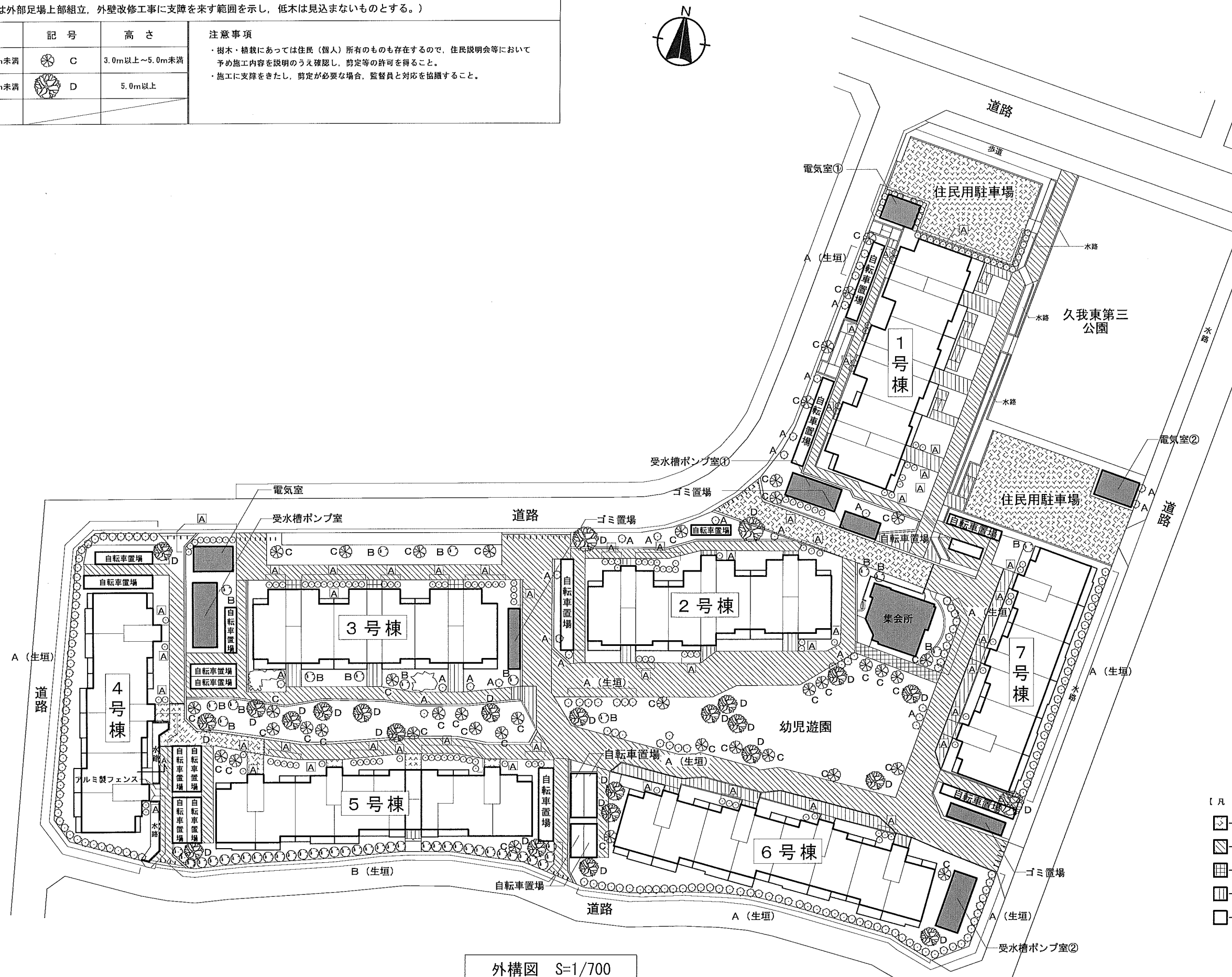
最終的な補修箇所は、監督員の立会検査後に、必要性、安全性、費用面等を考慮し双方協議のうえ決定する。

仕上塗材の撤去工法は、集じん装置併用手工具ケレン工法とする。

植栽 凡例 (ただし、樹木は外部足場上部組立、外壁改修工事に支障を来す範囲を示し、低木は見込まないものとする。)

記 号	高 さ	記 号	高 さ	注 意 事 項
⊙ A	1.5m以上～2.0m未満	⊗ C	3.0m以上～5.0m未満	
⊙ B	2.0m以上～3.0m未満	⊗ D	5.0m以上	
○ A	1.5m未満 生垣			

・樹木・植栽にあつては住民（個人）所有のものも存在するので、住民説明会等において
予め施工内容を説明のうえ確認し、剪定等の許可を得ること。
・施工に支障をきたし、剪定が必要な場合、監督員と対応を協議すること。



- 【 凡 例 】
- アスファルト コンクリート舗装を示す（既存）
 - インターロッキング舗装を示す（既存）
 - 集会所前 床タイル（既存）
 - コンクリート舗装（既存）
 - 未舗装（既存）

外構図 S=1/700

- 1 足場
- 令和7年8月上旬からの着工を想定している。
 - 足場周囲には養生メッシュシートを設けること。
 - 別途設備工事業者にも、枠組足場を使用させること。
 - ゴミの収集に支障のないように足場を設置すること。
 - 防塵等の対策を行うこと。
 - 足場に支障のある樹木で枝払いが必要な場合は、無造作に切断せず、監督員等と協議の上、工事後の再生を考慮して剪定すること。
 - 表面に足場を設ける際は、住棟表示の代わりとなる、同等の大きさのものを、周囲から見える位置に設置すること。
 - 表面の足場つなぎについては、可能な限り既設打込みアンカーを利用すること。
 - 足場は4面を1工区として設置するが、採光のため、メッシュシートは第1工区と第2工区に分けて施工すること。
 - 工区分けについては参考であり、事前に監督員と協議のうえ決定すること。
 - また、第1工区については、遅くとも令和7年12月までに完成すること。
 - 階段室及び廊下附近に足場を設けた場合は、仮設電灯等により共用部の照度を確保すること。
 - また、その費用も負担すること。
 - 消火器は常に使用できるようにしておくこと。
 - マンホールの点検が可能となるよう架設すること。
- 2 足場周囲
- 塗料等で飛散のおそれがある場合は、周辺の自動車等の養生を必要に応じて行うこと。
 - 工事中の夜間は、第三者や車が仮設足場やフェンスバリアードに当たらぬよう、要所に仮設の保安灯を設置すること。
 - また、工事棟周辺で仮設足場やシートにより、夜間に暗がりとなる場所が生じる場合は監督員等と協議のうえ必要な箇所に防犯灯を仮設すること。
 - 工事中は、『立入禁止』『通行止め』等の看板、フェンスバリアード等を設置して、第三者（住民及び通行人等）の安全をはかること。
- 3 交通誘導員
- 交通誘導員は常駐とし、配備位置は打合わせによる。
 - また、大型車輛搬入出の際は、必ず交通誘導員を進入口付近に常駐させること。
 - 工事車両用駐車場には、敷鉄板を敷板すること。
- 4 車両
- 敷地内への車両の進入は、最小限にすること。
 - 敷地内に工事車両を駐車する際は、工事名及び施工者名を記載した駐車証を外部から見えるように掲示すること。
 - 工事車両通行の際は、敷地内通路を適宜養生すること。
 - また、通路の舗装等を損傷させた場合は監督員に報告のうえ、受注者により修繕すること。
- 5 敷地内全体
- 現場事務所、資材置場、工事車両駐車場等の設置場所は、自治会の了解を得た場所とすること。
 - 資材置場には消火器を設置すること。また有機溶剤等は原則持帰りとし、現地に倉庫等を設けて保管する場合は法令を遵守し、防犯・防災等に留意すること。
 - 資材置場、工事用車輛置き場については、周囲をフェンスバリアード、目隠しシート等によって覆う等にて子供の安全対策を図ること。
 - 作業員の喫煙は指定の場所で行うこと。

6 届出・協議等

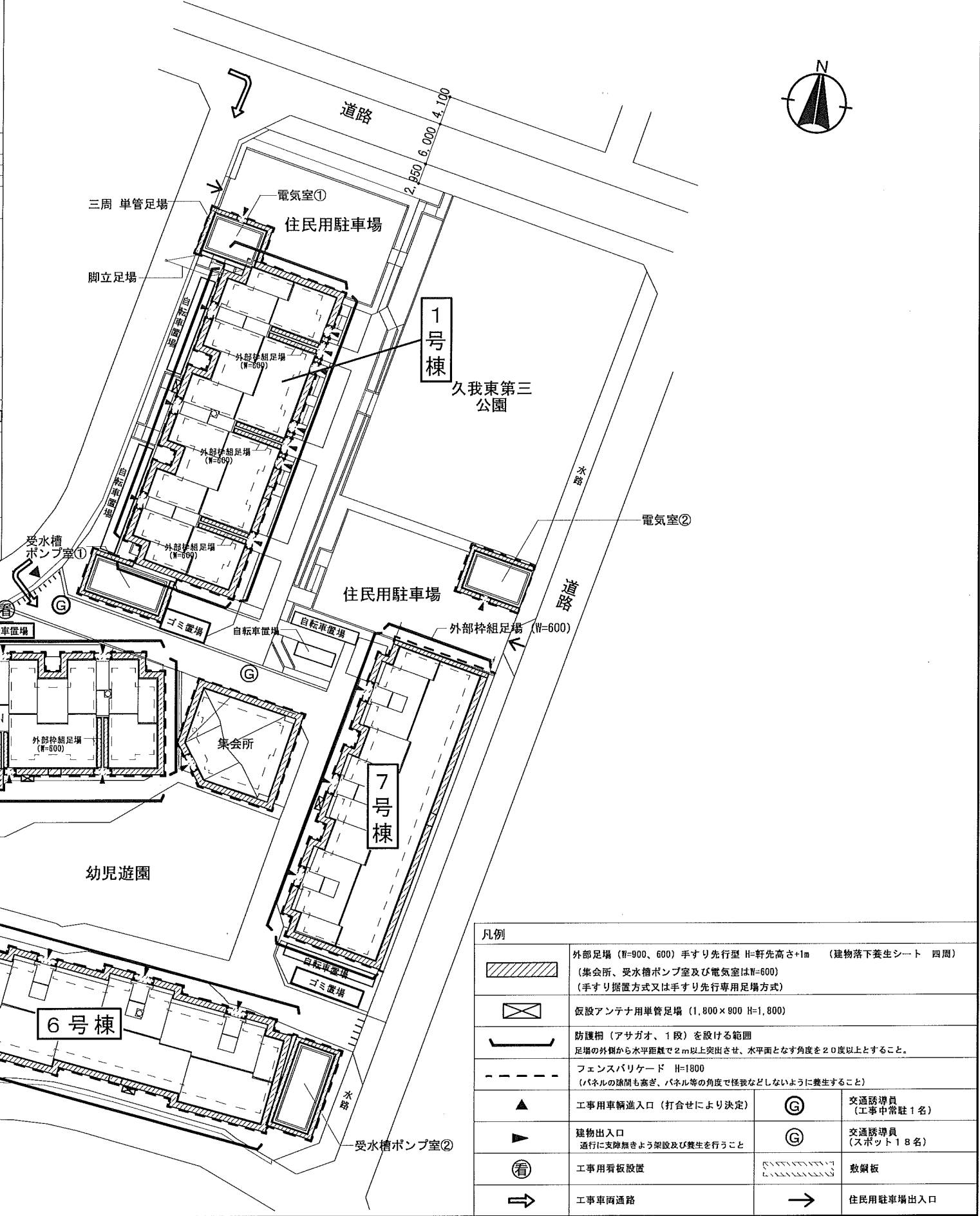
- 建物の電力引込み部分の電線は、関西電力に保護カバーの設置を依頼し感電防止措置を行うこと。
- 仮設計画については所轄消防署、道路管理者、労働基準監督署、まち美化事務所と事前協議を行うこと。
- アスベストの飛散、ばく露防止のため、足場つなぎの施工方法について環境共生センター及び労働基準監督署と協議を行うこと。

7 その他

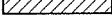
- 階段室の施工について、緊急時には階段が使用できるように計画すること。
- また、住民の通行に最善の注意を払うこと。
- 共用部の電線を使用した際の費用は受注者負担とすること。

想定工程表

工種	R 7												R 8			
	8			9			10			11			12			1
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
準備工事	近回り															近回り撤去
住戸棟																
仮設工事	足場第1工区						養生+階段			足場ばらし						
				足場第2工区									足場ばらし			
外壁改修工事				第1工区						第2工区						
屋根改修工事																
付属棟																
仮設工事、外壁・屋根改修																各階
検査																
住戸棟																
足場設置期間																
養生シート（第1工区）																
養生シート（第2工区）																
付属棟																
足場、養生シート																



凡例

	外部足場（H=900、600）手すり先行型 H=軒先高さ+1m（建物落下養生シート 四周） （集会所、受水槽ポンプ室及び電気室はH=600） （手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式）		
	仮設アンテナ用単管足場（1,800×900 H=1,800）		
	防護柵（アサガオ、1段）を設ける範囲 足場の外側から水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とすること。		
	フェンスバリアード H=1800 （パネルの隙間も高さ、パネル等の角度で様々などしないように養生すること）		
	工事用車輛進入口（打合せにより決定）		交通誘導員 （工事中常駐1名）
	建物出入口 通行に支障無きよう架設及び養生を行うこと		交通誘導員 （スポット18名）
	工事用看板設置		敷銅板
	工事車両通路		住民用駐車場出入口

仮設計画図（参考） S=1/700

変更 記事			京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
			ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 4 0 (4 5) 枚の内	NO. () 枚の内	
			1・2号棟 TV共聴設備 系統図	京都市住宅供給公社	
			令和7 年3 月 S= -	令和 年 月 維持工事課	

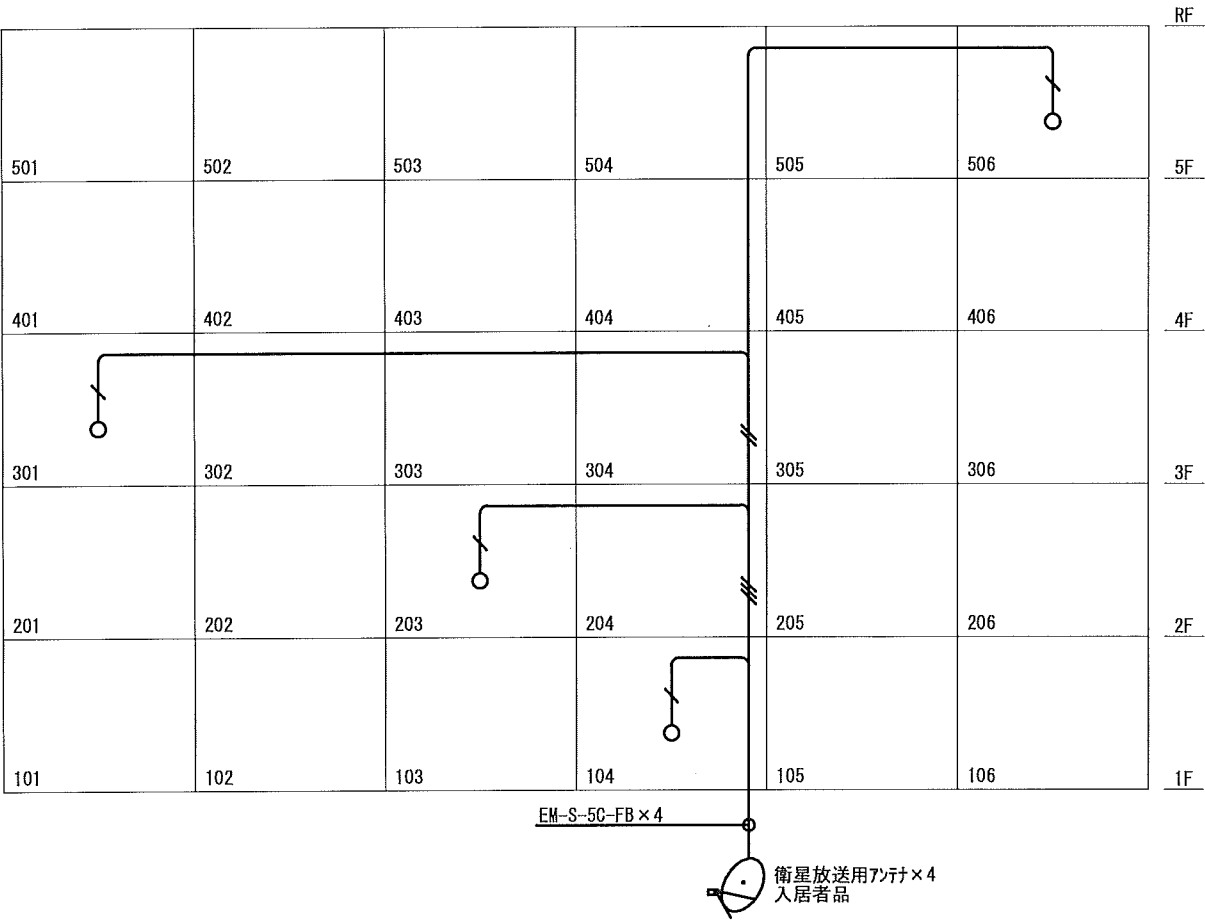
特記事項

1 工事項目
(1) 衛星放送用アンテナについて
該当集合住宅の衛星放送用アンテナは、改修工事に支障ないように一時撤去し現状復旧すること。(撤去アンテナは仮設アンテナ用足場に移設)
仮設工事内容は系統図及び平面図・立面図参照とする。
停波に対する入居者の配慮を行い、停波時間の短縮に務めること。
(2) 一時撤去した衛星放送用アンテナは入居者の所有物であるため、細心の注意をはらい取り扱うこと。
(3) 工事前に現況調査を行い、写真撮影し復旧時に再確認できる資料を作成し報告すること。
(4) 一時撤去・復旧に際しては、アンテナ設置の各入居者と調整を行い、周知を徹底すること。
また、必要に応じて確認書などにより入居者に作業完了の承諾を得ること。
(5) アンテナの仮設前、仮設後及び復旧後には、BER・C/N比・電界強度の測定及び受信機による画像確認を行い、
その結果の資料を作成し報告すること。
(6) アンテナ設置用仮設足場は、支線などにより堅牢に固定すること。
2 仮設備関係
(1) 使用材料等は、原則として持ち帰るものとするが、施工上の都合により団地敷地内の屋外に資材を仮置きする場合は
シートで養生するなどし、必要に応じてバリケード、仮囲い等を設置し、安全対策を講じること。
(2) 全ての作業完了後、速やかに作業用仮設を撤去し、仮置場、仮設の撤去跡及び周囲等の清掃・地均し等を行うこと。
(3) 施工上の都合により、共用の電気、水道等を使用する場合は、管理者に連絡を取り、事前に承認を得ること。
なお、その費用については施工者の負担とし、制約事項、費用の分担等について協議を行うこと。

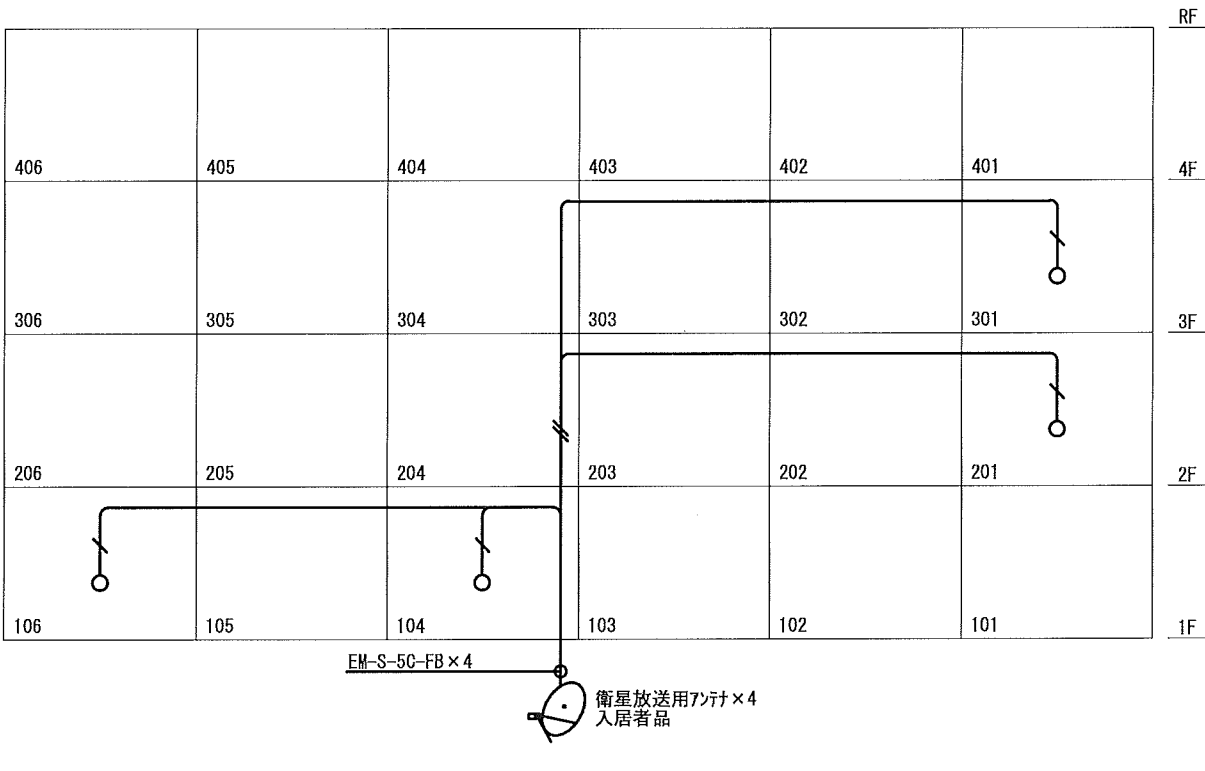
凡 例

記 号	摘 要	備 考
	衛星放送用アンテナ	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧
	防水型F型接栓(50)	各戸既設配線と接続

1. 特記なき配管配線は、下記に依る。		
	EM-S-50-FB×1	(仮設足場仮止め)
	EM-S-50-FB×2	(仮設足場仮止め)
	EM-S-50-FB×3	(仮設足場仮止め)



1号棟 テレビ共聴設備系統図



2号棟 テレビ共聴設備系統図

変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 4 1 (4 5) 枚の内	NO. () 枚の内	
		6・7号棟 TV共聴設備 系統図	令和 年 月	
		令和7 年3 月 S= -	維持工事課	

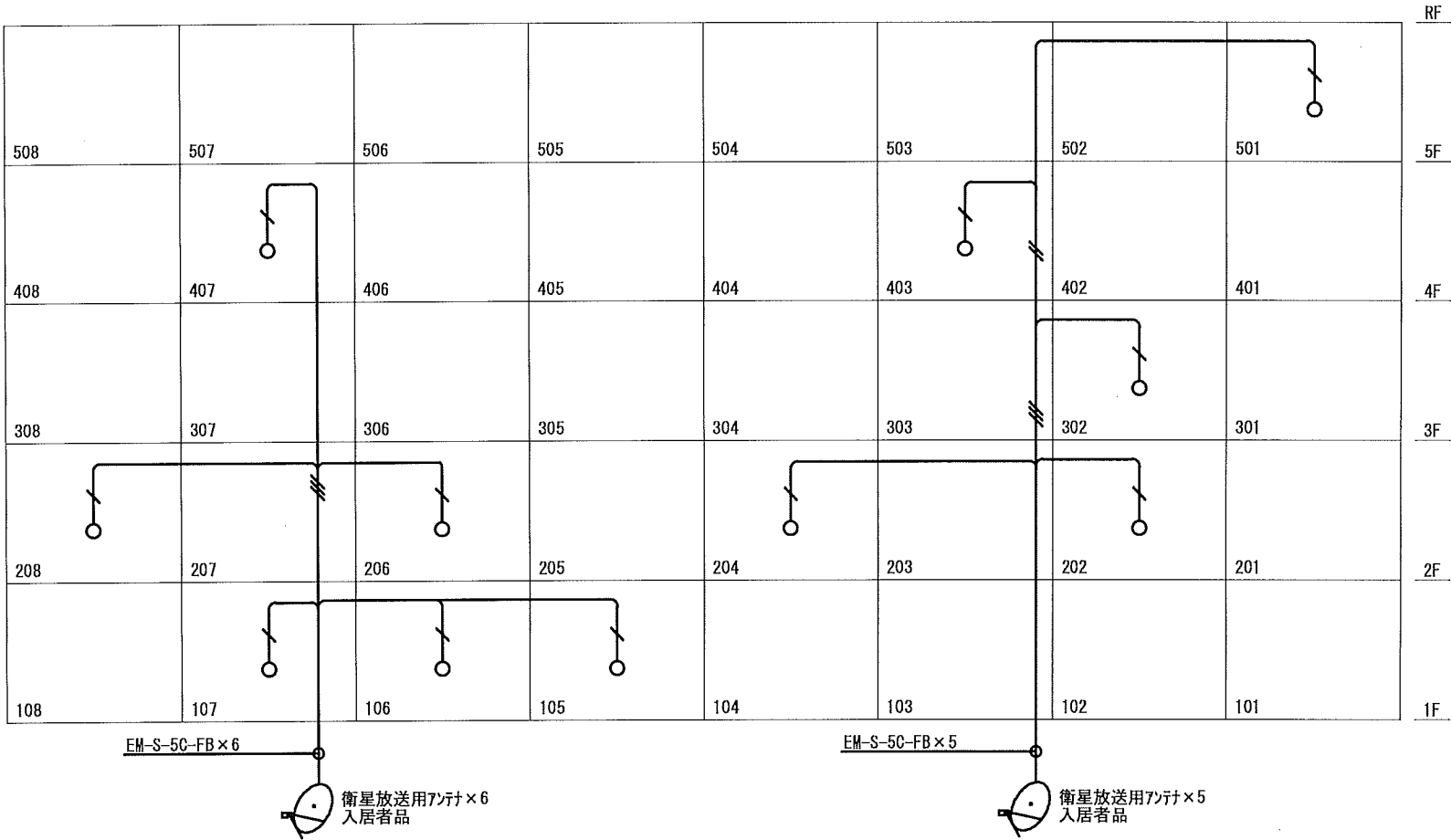
特記事項

1 工事項目
(1) 衛星放送用アンテナについて
該当集合住宅の衛星放送用アンテナは、改修工事に支障ないように一時撤去し現状復旧すること。(撤去アンテナは仮設アンテナ用足場に移設)
仮設工事内容は系統図及び平面図・立面図参照とする。
停波に対する入居者の配慮を行い、停波時間の短縮に務めること。
(2) 一時撤去した衛星放送用アンテナは入居者の所有物であるため、細心の注意をはらい取り扱うこと。
(3) 工事前に現況調査を行い、写真撮影し復旧時に再確認できる資料を作成し報告すること。
(4) 一時撤去・復旧に際しては、アンテナ設置の各入居者と調整を行い、周知を徹底すること。
また、必要に応じて確認書などにより入居者に作業完了の承諾を得ること。
(5) アンテナの仮設前、仮設後及び復旧後には、BER・C/N比・電界強度の測定及び受信機による画像確認を行い、その結果の資料を作成し報告すること。
(6) アンテナ設置用仮設足場は、支線などにより堅牢に固定すること。
2 仮設備関係
(1) 使用材料等は、原則として持ち帰るものとするが、施工上の都合により団地敷地内の屋外に資材を仮置きする場合はシートで養生するなどし、必要に応じてバリケード、仮囲い等を設置し、安全対策を講じること。
(2) 全ての作業完了後、速やかに作業用仮設を撤去し、仮置場、仮設の撤去跡及び周囲等の清掃・地均し等を行うこと。
(3) 施工上の都合により、共用の電気、水道等を使用する場合は、管理者に連絡を取り、事前に承認を得ること。
なお、その費用については施工者の負担とし、制約事項、費用の分担等について協議を行うこと。

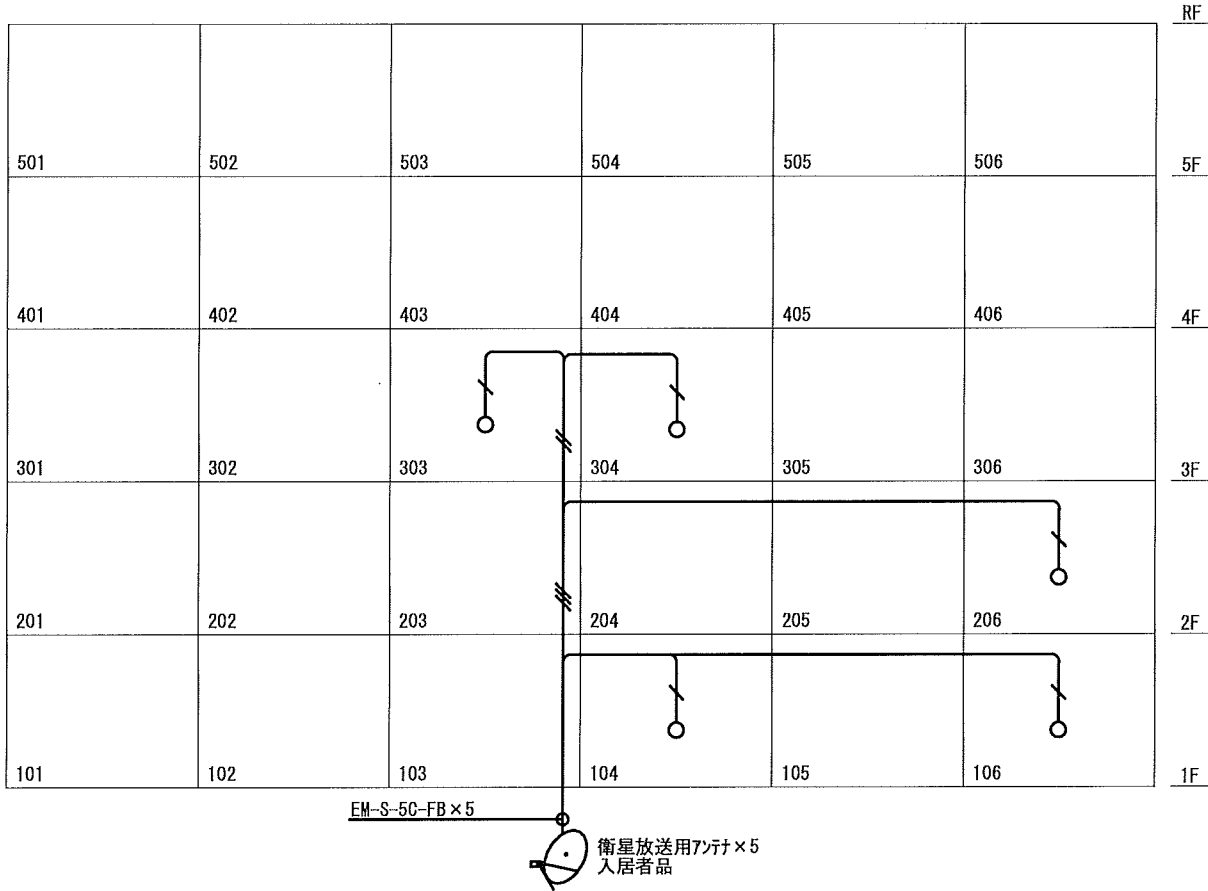
凡 例

記 号	摘 要	備 考
⊙	衛星放送用アンテナ	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧
○	防水型F型接栓(50)	各戸既設配線と接続

1. 特記なき配管配線は、下記に依る。		
—— / ——	EM-S-5C-FB×1	(仮設足場仮止め)
—— // ——	EM-S-5C-FB×2	(仮設足場仮止め)
—— /// ——	EM-S-5C-FB×3	(仮設足場仮止め)

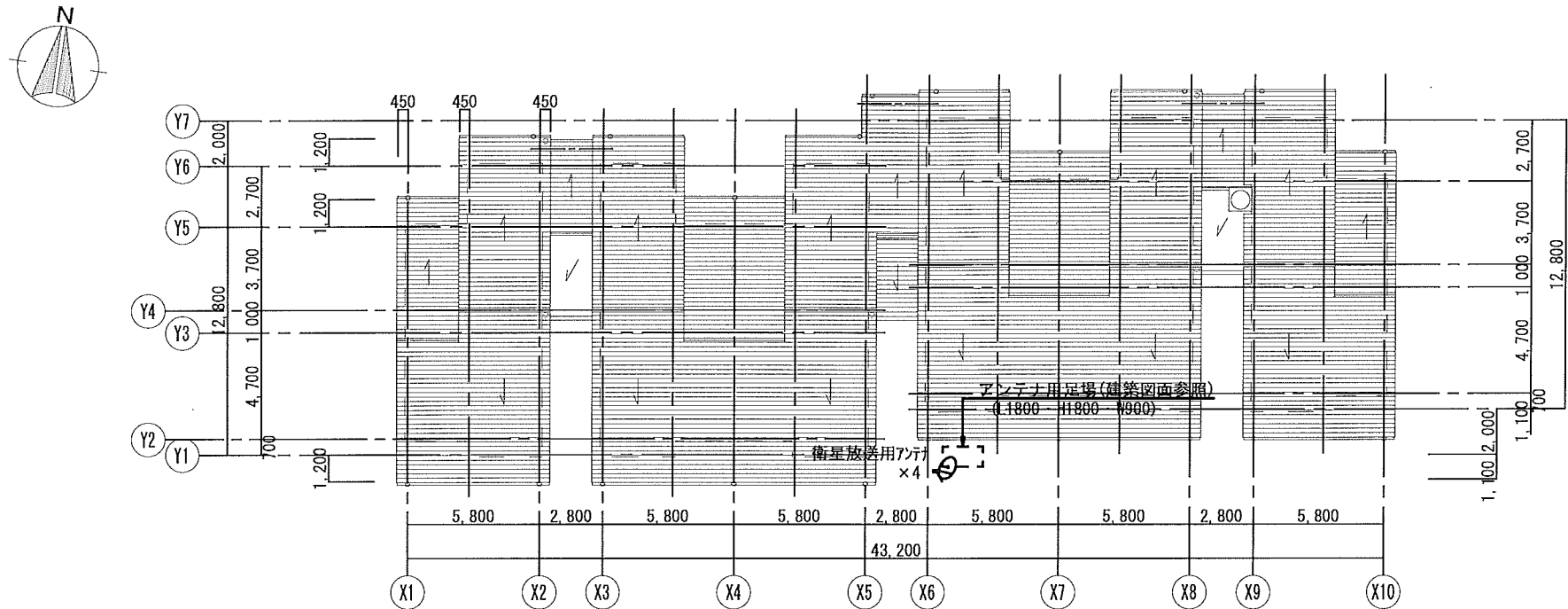


6号棟 テレビ共聴設備系統図



7号棟 テレビ共聴設備系統図

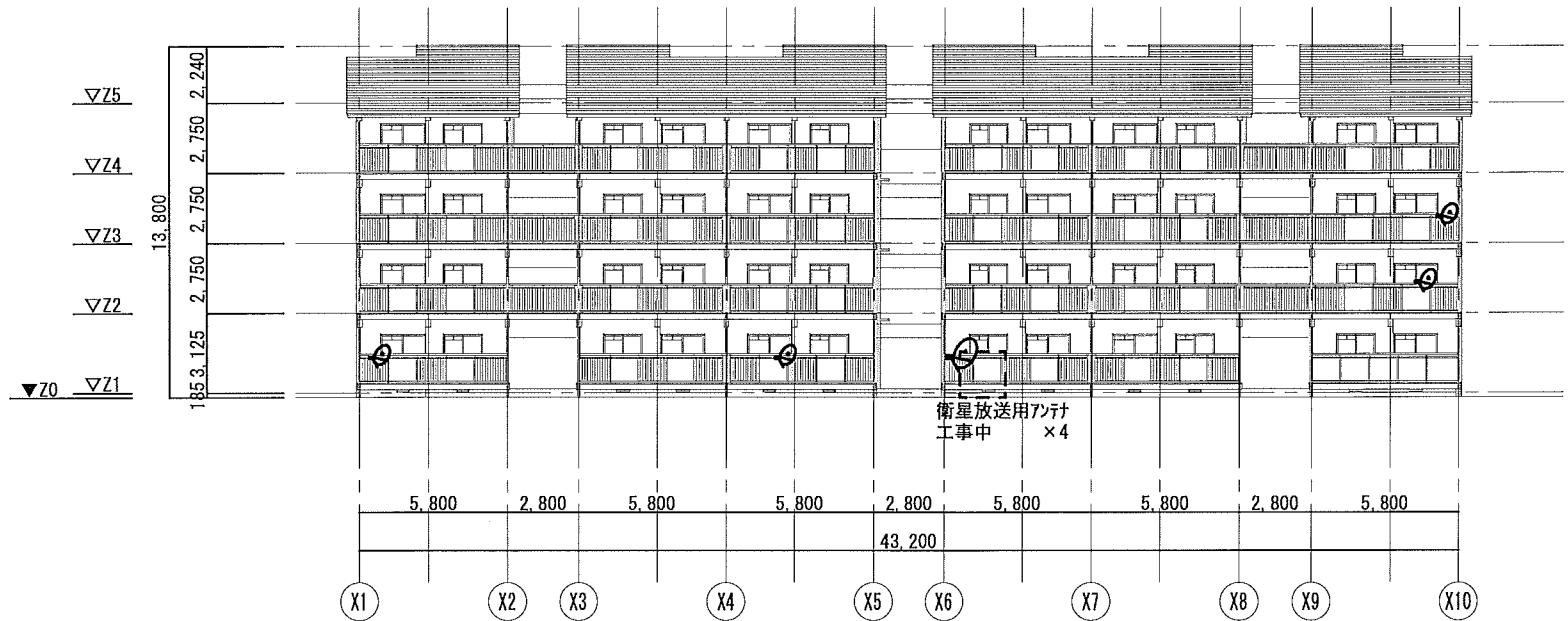
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 4 3 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		2号棟 TV共聴設備 平面図、立面図 京都市住宅供給公社	令和 年 月	
		令和7 年3 月 S=1/300 維持工事課		



屋根伏図

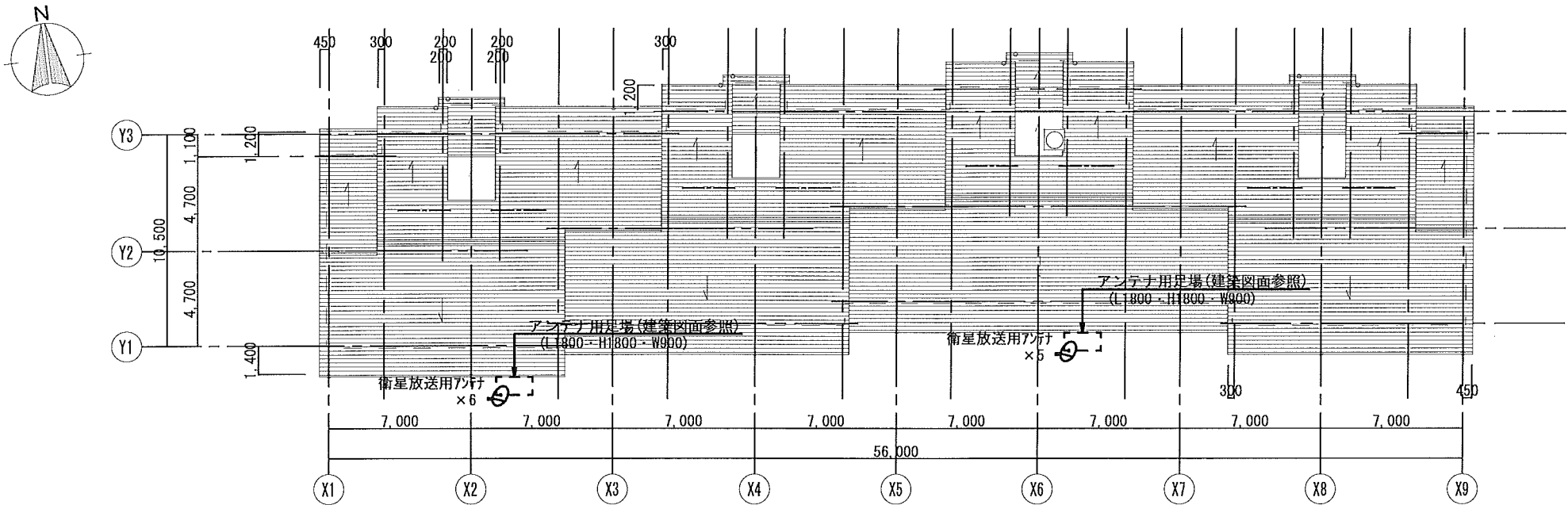
凡 例

記 号	摘 要	台数	備 考
⊙	衛星放送用7'11'	4	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



南 立面図

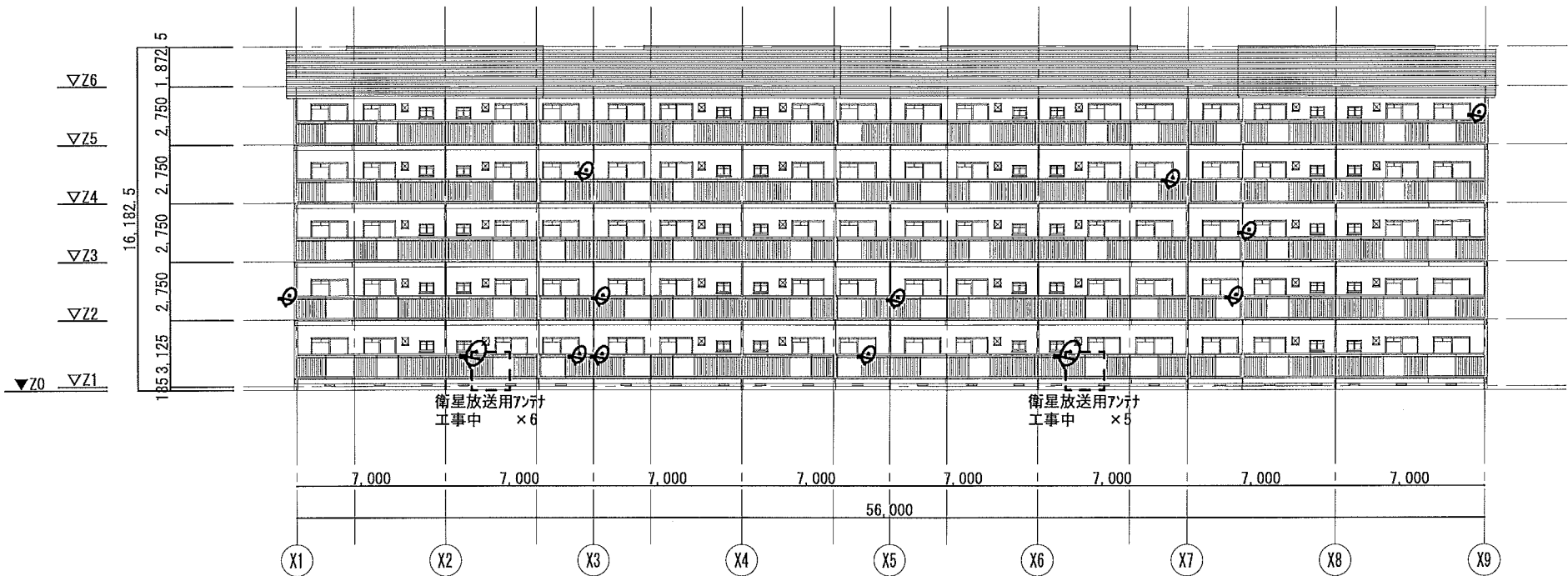
変更 記事		京都市久我のもり市営住宅修繕工事	設計変更	発注図
		ただし、1号棟ほか3棟外壁改修及び屋上防水その他工事 NO. 4 4 4 5 枚の内	NO. 枚の内	
		6号棟 TV共聴設備 平面図、立面図	京都市住宅供給公社	
		令和7 年 3 月 S=1/300	令和 年 月 維持工事課	



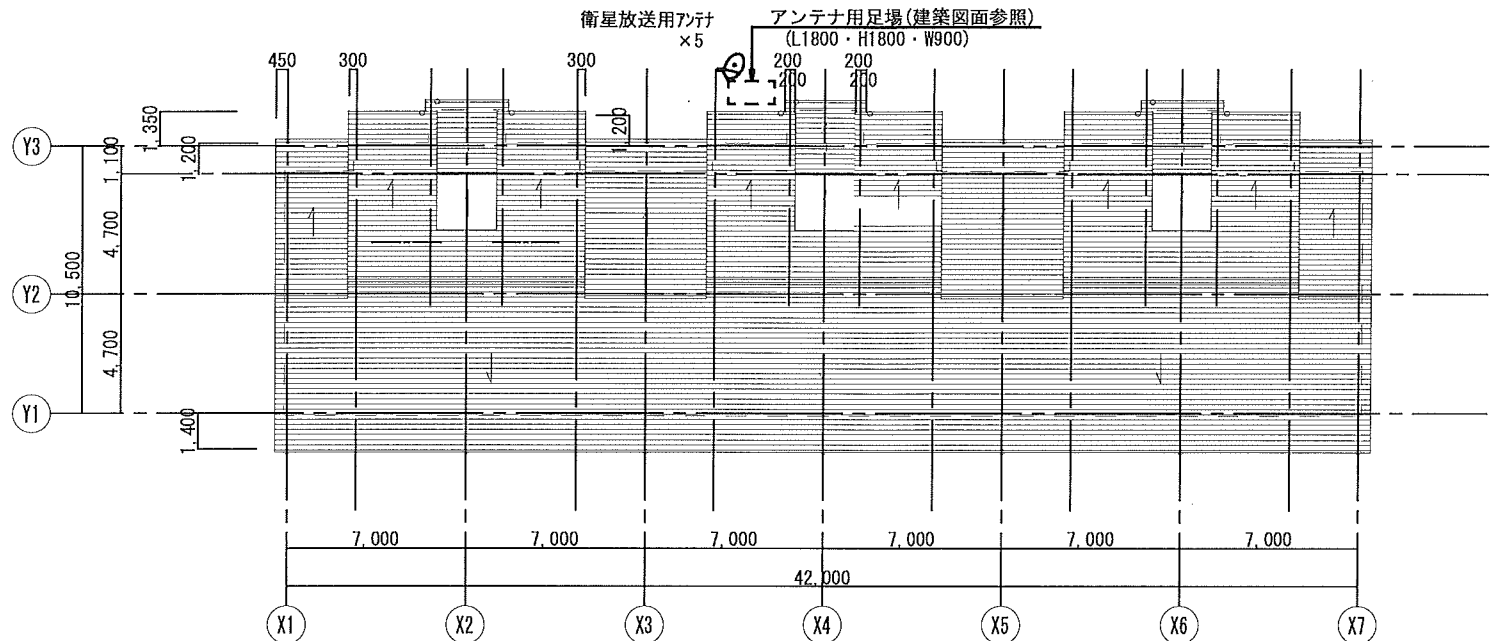
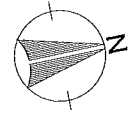
屋根伏図

凡 例

記 号	摘 要	台数	備 考
⊕	衛星放送用アンテナ	11	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



南 立面図



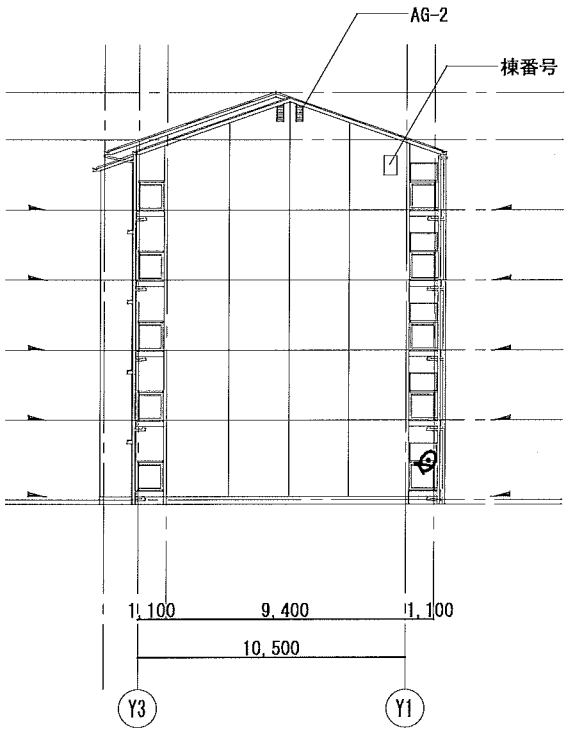
屋根伏図

凡 例

記 号	摘 要	台数	備 考
ⓐ	衛星放送用アンテナ	5	各戸用(入居者品)をアンテナ用足場に移設・現状復旧



西 立面図



南 立面図